

平成 23 年

第 11 回飯館村議会定例会会議録

自 平成 23 年 12 月 9 日  
至 平成 23 年 12 月 16 日

飯 館 村 議 会

平成23年第1回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	12. 9	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 10	土	休 会		議案調査
第3日	12. 11	日	休 会		議案調査
第4日	12. 12	月	休 会		議案調査
第5日	12. 13	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 14	水	休 会		議案調査
第7日	12. 15	木	休 会		議案調査
第8日	12. 16	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成 23 年 12 月 9 日

平成 23 年第 11 回飯館村議会定例会会議録（第 1 号）



平成23年第11回飯館村議会定例会会議録（第1号）											
招集年月日	平成23年12月9日（金曜日）										
招集場所	飯館村役場飯野出張所										
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成23年12月9日 午前10時00分									
	閉議	平成23年12月9日 午前11時51分									
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠					
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○					
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○					
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○					
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○					
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○					
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○					
	署名議員		7番 菅野義人	8番 大和田和夫	9番 大谷友孝						
	職務出席者		事務局長 但野誠	書記 菅野久子	書記 今井一起						
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠					
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○					
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○					
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○					
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤眞弘	○					
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○					
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○					
	農業委員会 長	菅野宗夫	○	農業委員会 局長	高橋一清	○					
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田栄	○					
	議事日程	別紙のとおり									
事件	別紙のとおり										
会議の経過	別紙のとおり										

平成23年12月9日(金)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明

(○)

(○)

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第11回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

○ 9月定例会以降の議長公務及び議員派遣については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

今期定例会に村長より送付ありました議案は、議案第78号から議案第86号、合計9件が提出されましたので受理いたしました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況ですが、総務文教常任委員会が10月20日に相馬農業高等学校飯館校の存続に係る調査及び行政活動のため、産業厚生常任委員会が8月31日、新潟県中越地震によって全村民が避難した山古志村の当時の状況についての調査、及び11月10日に村内に残る企業及び特別養護老人ホームの現状と課題の把握等の調査のためそれぞれ委員会が開かれております。

次に、今期定例会の一般質問の通告は4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から平成23年度定期監査報告書がお手元に配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、12月5日並びに本日、議会運営委員会が今定例会の会期日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、村長ほか関係者の出席を求めております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの8日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第78号から議案第86号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成23年第11回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、原発事故以来9ヶ月が経過しようとしておりますが、この間、村としては避難所の確保を初め企業・事業等に対する操業継続と雇用の確保、新たなコミュニティづくりや健康対策、教育環境の整備、除染や復興プランの策定などなど、いろいろな重要課題と向き合い、また、議会の皆様ともその都度協議をさせていただきながら、各種施策について誠心誠意取り組んできたところでございます。

これらの取り組みについて、村民の皆さんにとって満足のゆく取り組みではないかもしれません、村としては着実に少しずつ前進できたものと一定の評価をしているところであります。

次に、今後の当面する課題ですが、一つには、帰村に向けた除染をいかにスピーディーに実施していくかであり、そのためには、国に対する大幅な予算の確保を求めていくこと、さらに、除染はいかに大変であるかということを国に訴えていかなければなりません。また、仮置き場の設置や管理運営については、村民の中に不安を持たれている方も多くおられるようありますので、安全確保には万全を期すよう国に対し強く働きかけてまいりたいと思っております。

二つには、除染に伴う放射性物質の仮置き場の設定及び復興計画の策定についてであります。現在、仮置き場については小宮沼平地内クリアセンター周辺の国有林を計画しており、地元住民への3回にわたる説明会の開催、さらには隣接地下流の南相馬市への説明を行い、同地区への仮置き場設置について理解を求めてきたところでございます。

一方、復興計画については、村民や議会の代表、有識者など多くの方々にかかわっていただき、飯館村ならではの復興計画を策定することができました。本計画は、今後、毎年ローリング方式で見直しを行いながら考察を加え、各事業を効果的に推進してまいりたいと考えております。なお、「放射性物質の仮置き場の設定」及び「いいたてまでいな復興計画の策定」については、いずれも村にとって大変重要な案件でございますので、議会での対応をお願いするものであります。

それでは、9月議会以降の諸般の報告をさせていただきます。

初めに、村民の避難生活についてでございます。

村から避難を強いられた村民は、応急仮設住宅や公的宿舎あるいは民間の借り上げアパートへと分散生活を余儀なくされたわけでありまして、避難前の1,700世帯が県内26自治

体と全国26都道府県に2,700世帯余りに分割されてしまいました。11月28日現在、村内には7世帯12人が未避難、いいたてホームには104人が入所しているところでございます。

村では、9月から避難者生活支援チームを編成をいたしまして、社会福祉協議会や関係自治体の商工会と連携をし、仮設住宅、公的宿舎、借り上げアパート入居者の生活環境改善や健康相談、あるいは全国からの支援物資配給、いやしの宿いいたての活用促進など、分散している村民の孤立を防ぐため、安否確認や住民交流を柱とした業務に力を入れてきましたところでございます。複雑化するさまざまな生活相談に迅速に対応するため、庁内関係課と関係団体が支援連携会議を構成をいたしまして、的確に情報を共有する体制を立ち上げているところであります。

さらに、自治会集会所に配置をした管理人の連絡会議を定例化し、村民の相談に寄り添い、日常生活や困難事例の解決支援に取り組んでおります。

また、村には、県絆づくり応援事業の職員が55名派遣されているところであります。県絆づくり応援事業は避難における多様な行政事業の支援を村が県に要請できるものですが、県の委託を受けた人材派遣会社が村民の中で働きたいという方を雇用し、村に派遣していただいている事業であります。庁内での避難業務の事務補助や村職員と一体になって避難先訪問などの仕事をしていただいているところであります。

次に、総務関係であります。

まず、平成23年度の村の表彰式であります。9月30日、飯野出張所において挙行したところであります。ことしの表彰者は功労表彰2名と善行表彰2名の4名でございました。いずれも村勢振興に多大のご貢献をいただいた方であり、村民を代表し、心から感謝と御礼を申し上げるところでございます。

次に、平成23年度の秋季検閲式であります。10月23日、村の公民館の前の駐車場において村消防団による秋季検閲式を行ったところであります。

荒消防団長からは、火災期を迎えるに当たり、村民の暮らしと安全を守るために、各種水防資機材の点検補充に努め、さらなる火災予防の徹底についての話があったところでございます。

ことしは、11月末までに建物火災が4件、林野火災が3件、車両火災が2件と、その他の枯れ草火災などが2件ということで、計11件の火災が発生し、昨年に比較して5件の増加となっており、依然として火災の多い村になっているところであります。

次に、11月20日に行われました福島県議会議員の一般選挙の当村の投票結果であります。投票率は43.23で県平均を4.28ポイント下回り、前回の福島県知事選挙に比べれば9.48ポイントの減少ということでありました。

今回の選挙は、市町村合併による選挙区が見直されて初めての選挙であり、さらに、本村は原発事故により避難をしているという異例の選挙でもあり、過去にない低位置の投票率でしたが、引き続き政治に対する意識の高揚と投票率のアップに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、避難村民で組織いたします自治組織であります。7月中旬から8月末にかけて新たなコミュニティーづくりの一環として公営宿舎、仮設住宅を中心に避難所に12の自治組

織を立ち上げたところであります。9月16日はその代表者、副代表者が出席をしていただきまして、第1回自治組織連絡協議会を開催をしたところであります。会議では、村から村民の避難状況や避難者への支援対策、復興に向けた除染や復興プランの取り組みなどを説明したほか、代表者からは避難者への支援や除染に関する質問などが出されたところであります。

次に、県借り上げ住宅避難者との懇談会及び仮設住宅・公務員宿舎等避難者との懇談会であります。10月19日から始めまして12月5日まで17カ所で開催しました。

今回の懇談会は、議会との共催で実施をさせていただきまして、避難の状況や除染計画あるいは復興プランなどの説明後、懇談を行ったところであります。

懇談の中では、避難先での生活支援、除染や復興に向けた取り組みなどについて村民の皆様から意見・要望をお聞きをしたところであります。今後の除染事業、復興計画に生かしていきたいというふうに思っております。

次に、復興計画であります。8月9日に発足した「いいなでいな復興プラン府内検討委員会」であります。役場職員、30代、40代の職員を中心に会議を重ね、「みんなで創ろう 新たないいなで」を合い言葉に、復興計画の骨子となる「いいなでいな復興プラン」を作成したところでございます。

このプランでは、村民一人一人の復興を目指すこととし、村民の意思を大切にしながら生活等の支援に努めていくこと、同時に、帰村を実現するため、安全・安心なふるさとを再生すべく、徹底した除染などに努めていくということになっているところであります。

10月19日に、今度は村民、議会代表、職員、アドバイザーから成るいいなでいな復興計画村民会議を立ち上げまして、5回にわたる会議を重ねて計画をまとめてきたところでございます。

また、村民会議を進めるに当たりましては、教育、健康・リスクコミュニケーション、除染、仕事の四つの検討部会を設けて検討したところでございます。

去る12月8日にいいなでいな復興計画村民会議から答申書をいただきましたので、村はこの答申書を尊重し、復興計画を策定をしたところであります。

今後は、この復興計画を具体化していくために、来年度の当初予算に幾らかわりとも反映させてまいりたいと思っています。計画に示しておりますとおり、短期、中期、長期にわたって計画を進めてまいりますが、この計画は通常の総合計画とは違って非常事態で短い期間で検討していただきましたので、村民や議会の皆さんからのご意見をいただきながら、その都度ローリングで計画の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、10月に実施をしました飯館村民の避難生活に関する実態調査の中間報告であります。配付数は2,708件、10月23日回収分数が1,738件で64.2%の回収率であります。今回の実態調査は、それぞれ避難を余儀なくされた村民の生活実態を把握するための調査でございます。

この調査からは、まず、避難によって家族がばらばらになってしまったこと、家計が苦しくなっていること、子供も含めて健康状態が悪くなっている人がふえている、避難先の住宅が狭く、通勤や通学に時間がかかっている、買い物などが不便などなど回答した人が

多く、飯舘村の自宅においてはカビや雨漏りなどの被害が出ていることなどが明らかになったところであります。これらの結果を分析し、復興計画の推進に生かしてまいりたいというふうに思っております。

次に、住民課関係であります、税関係です。

大震災に伴う原子力災害による国税及び県自動車税に係る申告・納入期限については、現在も延長されている状況でございます。

本村においても、村民の混乱を招くことのないよう11月までは村税の期限を延長したところでありますが、次年度の納付時期など今後の村民の納税負担を検討した結果、さきの臨時議会において決定いただきましたとおり、12月1日に各種税の納税通知を行うとともに、減免措置を講じてきたところであります。

税目ごとの課税等の状況であります、村県民税については当初の2,430件、課税額1億9,528万6,100円のうち減免件数が2,409件、減免額が1億6,927万2,700円であります。固定資産税のうち、償却資産については件数が141件の8,843万6,200円の課税額であります。それから、軽自動車税については、課税件数は4,626件の課税額が1,910万7,100円となっており、償却資産及び軽自動車税については今後、申請減免を行ってまいります。

なお、固定資産税のうち、土地・家屋につきましては、延べ課税件数4,154件、課税額1億4,821万1,100円のうち4,124件、1億4,251万3,500円について、地方税法の規定に基づいて11月25日に告示により課税を免除する措置を行っているところであります。

次に、防犯であります。

いいたて全村見守り隊が9月25日の深夜、上飯樋地区をパトロール中に不審車両を見つけて警察に通報して窃盗未遂の容疑者を逮捕することができたということで、隊員3名が南相馬警察署長から感謝状が贈呈されたところであります。このことは、今後、全村避難を余儀なくされている本村の防犯対策の観点から大きな成果になるものと考えております。

これから厳しい冬季のパトロールになるわけでありますが、隊員の皆さん的安全確保を最優先にしながら、今後も村内の防犯のため、関係機関と連携を密にして、より効果的なパトロールに努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、健康福祉関係であります、高齢者サポートセンター、高齢者の各種支援と要介護者のデイサービス等の提供を行い、避難に伴う身体的ストレス、精神的なストレスの解消と孤立感の解消を図るため、福島県に対し設置を要望しておったところであります、去る10月15日に竣工いたしまして10月28日に開所式を行いました。この施設は、福島県から委託を受けまして、医療福祉法人秀公会が運営に当たるものであります。

11月1日から開始したデイサービスあづまは、現在22名の利用申し込みがあり、20名が利用されて、週4日営業で、1日当たり平均して7名の方が利用している状況になっております。

また、交流サロンでありますが、1日当たりの平均人数は25名となっており、体操教室や福島大学生の傾聴ボランティアとの交流を楽しみにしている方が多数おられる状況でございます。今後も多くの方に利用していただけるようにしていきたいというふうに思つ

ております。

次に、総合健診であります。

毎年行ってきました検査項目に、血算値等の詳細項目を付加いたしまして実施をしてまいりましたところであります。実施方法としては、従来の集団による健診と個別に医療機関で受診いただくという二通りの方法とし、集団検診はこの12月1日から10日までの間に仮設住宅及び飯野学習センターで実施をしているところであります。また、集団検診で受診できなかつた方については、医療機関での受診を進めてまいりたいと思っております。今回は、県民健康調査との兼ね合いから、19歳以上の方については村が主体で実施し、18歳以下については県が主体で行うこととなっております。健診結果については、今後の村民の健康管理や健康づくり施策に生かしてまいりたいというふうに思っております。

次に、内部被曝検査であります。

一般を対象としたホールボディーカウンター検査は、福島県が整備する5台のホールボディーカウンターが整い次第に実施したいと考えておきましたが、今般、平田村の医療法人誠励会との業務委託協定を締結をし、平田中央病院で検査ができる運びとなりました。医療法人誠励会が整備した機器は、福島県が整備する機器と同型であり、検査結果の示し方も、測定結果を放射線医学研究所に依頼をし、3月11日にさかのぼって預託実効線量を算出する方式であり、これまで実施してきた方法と整合性もとれ、県民健康調査に反映されるものであります。今後は、検査実施日等詳細な協議が行われ、検査を実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、産業振興課関係であります。

農林水産省が村内の農地で実施した農地土壤除染技術開発実証試験の成果発表が9月14日、あつたわけであります。放射性物質濃度5,000ベクレル/kg以下の土壤では反転耕、5,000ベクレル/kg以上の土壤では表土の削り取りが有効だということがわかりました。

また、表土の削り取りを実施した圃場に作付した米から検出された放射性セシウム濃度は100ベクレル/kg以下であり、国が定めている暫定基準値500ベクレル/kgを下回る結果であります。今後実施されますモデル除染、本格的除染事業では、今回の実証試験の除染技術を中心に現地に合った技術が適用されるものと考えているところであります。

また、農林水産省は、今後も村内において汚染土壤からのセシウム除去技術、圃場での雑草処理に伴う放射性セシウム飛散防止技術、高濃度汚染区域での農地除染の機械開発などの実証試験を実施したいとの情報を得ているところであります。

次に、環境省の草野大師堂地内の除染モデル事業でありますが、これも11月29日に地権者説明会を行いまして、現在、現地事前調査あるいはモニタリング調査を実施し、今後の除染を予定しているところであります。今後の村の除染事業のあり方が問われるものと考えております。このモデル事業は国などには可能な限り空間線量が低減となるよう除染を求めているところであります。

国は来年3月までの実施の検証、評価を行う予定ですが、復興計画村民会議の除染部会でも独自の検証、評価を行うことにしておりまます。

次に、除染に伴う仮置き場についてであります。10月29日に環境省から除染により発

生した土壤処理のロードマップが発表されました。仮置き場については3年程度、市町村ごとで保管をし、その後、中間貯蔵施設を県内に確保して26年度内から移送できるという内容であります。

村といたしましては、このロードマップを受けて11月2日に、村の仮置き場として村クリアセンターに隣接する国有林内に設置することを議会、農業委員会代表者、行政区長会で提案、説明をし、それぞれある程度納得を受け、南相馬市に対しては村の仮置き場の方針についてだけ申し出をしてきたところであります。さらに、仮置き場を設置する地元の小宮地区への説明会を3回実施をし、理解を求めてきました。

次に、県及び中小企業基盤整備機構の支援を受けて実施をしております仮設事業所・工場整備事業についてであります。現在のところ、相馬市、松川工業団地、川俣町、飯野町地内などに14事業所の仮店舗及び仮事業所の建設が進んでおりますが、営業及び事業を再開しているところがあるわけであります。また、伊達市の工業団地にも4事業所の仮事業所を今後建設する予定であります。

今回、仮事業所等の用地確保の交渉をしておりましたところ、飯野町小平の用地の所有者であります旭化成せんい株式会社様より村に寄贈がありましたのでご報告をさせていただきます。

このほか、一度は休業した事業所も避難先で営業を再開するなど、避難生活が落ちつくなつて再開する動きも出てきておりますので、今後も定期的に各事業所の意向把握に努めながら、補償や助成制度の情報提供など各種企業の支援に取り組んでいきたいというふうに思っております。

東京電力の原子力災害損害賠償につきましては、第三者機関である原子力損害賠償紛争審査会の指針に基づいて9月より本賠償が進められておりますが、本村の被害の状況及び被害者の実態を反映しておらず、多くの村民から不満を寄せられているところであります。

村では賠償請求に当たり、被災者側に不利な条件が盛り込まれていることや支払いまでの詳細な手続が示されていないことなど、東電の対応状況についての問題点の把握に努めているところであります。

請求に当たっては、賠償請求を急ぐ余りに請求漏れや泣き寝入りすることのないよう専門家に相談することなど慎重な対応を呼びかけ、国及び原子力損害賠償紛争審査会に対し改善するよう要望を行っているところであります。

本村における東電への個人賠償の請求状況は、11月末現在で登録世帯数が2,660世帯に対しまして提出世帯が630世帯、23.7%と低い割合であります。一方、事業所の本賠償請求につきましては、207事業所中77件となっております。

本請求の支払いにつきましては、11月下旬から請求者に対し賠償金明細と合意書が送付されておりますが、具体的な支払い時期につきましては示されておりません。

9月以降の精神的被害の減額、精神的被害額に含まれるとされていた生活費の上昇分についても別枠で補償の対象となるなど、要望活動により改善されている事項もありますので、今後も他の被災自治体、県及び関係団体と連携を図りながら損害賠償の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

除雪体制であります。村民の一時立ち入りや村内継続事業所、全村見守り隊の方々の通行の安全確保、村内の交通の円滑化を図るため、ことしも実施してまいります。

去る11月29日に業者との会議を持ちまして、除雪1次路線は村がリースする除雪機械と建設業者等の保有する土木作業機械により57路線、102キロを実施をいたします。除雪の2次路線は123路線103キロ、実施をします。

行政区にお願いしております除雪委託については、全村避難のため建設業者に配分しているところであります。

放射線量の管理、作業時間の制約などを設けて、作業員の健康管理も図っていきたいというふうに思っております。

次に、教育委員会関係でありますが、教育委員の任期満了による前の教育委員長佐藤隆明さんが10月5日付で退任され、その後任として10月6日付で草野字七郎内の菅野クニさんを任命しております。これを受けまして、10月13日に臨時教育委員会が開催され、新しい教育委員長に佐藤眞弘さん、委員長職務代理者に菅野クニさんが選出されております。

次に、小学校及び幼稚園の仮設校舎等の進捗状況であります。小学校につきましては現場測量及び川俣町当局、近隣住民の皆様への説得などを終え、11月15日より外構工事に着工しております。予定どおり、4月からの施設供用に向けて鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

幼稚園の状況であります。現在、建築確認申請中であり、確認手続が完了次第着手し、4月までには完成できる見込みということでございます。

次に、中学校の状況であります。早期に生徒の学習環境の改善を図るため、福島市飯野町地内の工場施設を借用し、仮設校舎としての整備をしたいと考えております。

今後、整備に当たりましては関係機関との協議を進め、できるだけ早い時期に完成させたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いしたいものであります。

次に、災害により開催することができなかつた平成22年度の幼稚園の修了式と小学校の卒業式ですが、12月25日に川俣町で開催することにいたしました。10月18日に、学校、幼稚園関係者による実行委員会を立ち上げて、思い出の残る卒園あるいは卒業式にしたいということでございます。

全国から村に対する支援の状況であります。10月8日から10日まで川崎市からのご招待により、52世帯174人の親子が川崎市、横浜市の遊戯施設等での楽しい休日を過ごしてまいりました。また、相馬農業高校飯館校の生徒21人がいいたてっ子未来基金に寄せられました寄附金を財源として、11月16日から17日の日程で群馬県高崎経済大学付属高校との交流事業を行つてまいりました。村に寄せられた温かいご支援に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、中学校の福島大学一日体験入学がありまして、53名が福島大学の授業に参加をし、大学の雰囲気を感じもらいました。中学生には、こうした経験を踏まえて、みずからの進路について考える機会としてほしいと願っているところであります。

また、同日、中学生による特別授業が福島大学で行われ、8月にドイツを訪問した飯館中の生徒3人が講師となり、ドイツ研修の成果を報告いたしました。会場には環境問題な

どに関心のある学生300人などが集まり、盛会のうちに特別授業を終了することができました。

次に、生涯学習課であります、第5回市町村対抗軟式野球大会であります、飯館村チームは練習ができない状況でありますので、大玉村チームと対戦し、接戦の末に4対5で惜敗をいたしました。

次に、村民交流事業の「絆つながるまでいな一日」を9月19日に松川第一仮設住宅駐車場を会場として開催をしました。歌手の加藤登紀子さん、Yaeさんを中心としてミュージシャン、比曾の三匹獅子舞などの郷土芸能、模擬店など交流を図り、学生ボランティア、医療ボランティアなど多くの協力を得て約1,500人の、気晴らしといいますか、多くの協力を得て、約1,500人の参加者でぎわった形の大会というか、つながるまでいな一日になったところでございます。

それから、第23回の福島県縦断駅伝競走大会であります、選手の招聘に苦慮しながらも後半の部に出場いたしました。選手は自分の力を出し切り、懸命にタスキをつなぎましたが、オープン参加ということで記録には残りませんけれども、区間賞も獲得など、飯館チームの健闘ぶりを示すことができたところであります。

ゴール後に行った解団式での選手あいさつは、選手それぞれに村を思う熱い気持ちが伝わってまいりましたところであります。今後も、関係者の協力を得て継続的な選手の育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、義援金、見舞金の状況であります、全国の方から寄せられた義援金は11月25日で1,072件、2億9,340万円余りとなっており、この中から村民1人当たり3万円を村からの見舞金として給付をし、給付額は1億9,714万円、給付率99.9%となっておるところであります。

次に、国県義援金配分の状況であります、1次配分額は1世帯当たり40万円で支給額は7億9,075万円、支給率99.9%。2次配分額は1人当たり20万4,000円で支給額13億4,012万円、支給率99.8%となっております。ご厚意を寄せていただきました全国の多くの皆様に御礼を申し上げるところでございます。

以上が9月定例議会以降の村の動きであります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第78号は、「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」であります。

既定予算の総額に1億3,124万5,000円を増額いたしまして歳入歳出予算の総額を58億4,075万3,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、総務管理費が700万1,000円、それから徴稅費がマイナス253万4,000円、民生費として社会福祉費1億4,699万円、労働諸費がマイナス724万円、それから農林水産業費の農業費がマイナス1,592万5,000円、商工費がマイナス198万8,000円、土木費として管理費マイナス198万7,000円、道路橋梁費1,852万7,000円、消防費が1,827万6,000円、教育費として小学校費マイナス1,733万9,000円、中学校費はマイナス771万4,000円、幼稚園費は596万8,000円の増、社会教育費がマイナス1,222万3,000円でございます。保健体育費がマイナス314万円を計上しているところであります。

これらを賄う財源としては、地方交付税、国庫補助金、県支出金、諸収入などを充当するものでございます。

議案第79号は、「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。

既定予算の総額に1億2,780万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億5,505万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費1億1,068万5,000円、国庫支出金返還金が1,956万2,000円などであります。

なお、賄う財源としては、災害臨時特別補助金1億333万7,000円、前年度繰越金などを充当するものであります。

議案第80号は、「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

既定予算に61万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,622万2,000円とするものであります。

歳出は、営農飲雑用水施設である大倉浄水場の水位計の修繕料61万9,000円であります。

賄う財源としては、一般会計からの繰入金ということでございます。

議案第81号は、「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。

既定の総額に2,630万3,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を8億3,232万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、特定入所者介護サービス費負担金1,496万4,000円であります。

賄う財源としては、国庫補助金の災害臨時特例補助金などを充当するものであります。

議案第82号は、「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。

既定予算の総額に299万9,000円を増額し、総額3,938万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務管理費283万9,000円ということで、一般会計繰入金などを充当するものであります。

議案第83号は、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」であります。

改定の内容は、県人事委員会の勧告に準じて、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

主なものとしては、1点目は、議員が退職したときは報酬額を日割りにより計算するよう改正するものです。2点目は、禁錮以上の刑に処せられた場合は、期末手当の支給をしない改正でございます。3点目は、在職期間中に刑事事件で起訴され、判決が確定しない場合は、期末手当の支給を一時差しとめる改正でございます。

議案第84号は、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

内容は、県人事委員会の勧告に準じて、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

1点目は、職員が退職したときは給与額を日割りにより計算するよう改正するものです。

2点目は、県人事委員会の勧告に準じて、給与月額を0.23%引き下げる改正であります。3点目は、給与構造改革における経過措置額を引き下げ、平成24年度は経過措置額の2分の1額を減額、平成25年4月1日に廃止する改正であります。

議案第85号は、「飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」であります。

内容は、原発事故に伴い、人事院は、特殊勤務手当の特例を設ける人事院規則を制定したので、計画的避難区域内で作業する職員に対して特殊勤務手当を支給する改正であります。手当額は日額で屋内1,000円、屋外で5,000円であります。

議案第86号は、「飯舘村特定住所移転者に係る申出に関する条例」でございます。

今回の東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律は、震災で避難した飯舘村を初め県内13市町村の住民が住所の移転をしなくとも、避難先の自治体で医療、福祉、教育関係の行政サービスが来年の1月から受けられるものであります。

これを受けて、飯舘村特定住所移転者に係る申出に関する条例は、特定住所移転者に係る申し出に関する事項に関し必要な事項について定めるものでございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げて報告とさせていただきます。以上でございます。

#### ○ ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時54分）

#### ○ ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

議長（佐藤長平君） お諮りします。

村長より諸般の報告であった「放射性物質の仮置き場の設定」及び「いいたてまでいな復興計画の策定について」は、全村避難の中、村民にとって極めて重要な課題でありますので、既に議会が設置の東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会で詳細についてを調査願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、「放射性物質の仮置き場の設定」及び「いいたてまでいな復興計画の策定について」の調査については、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会で調査の上、議長のもとに報告願います。

#### ○ ◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時51分)



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月9日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

菅野義人

" 会議録署名議員

入和田和夫

" 会議録署名議員

大谷友恭

平成23年12月13日

平成23年第11回飯舘村議会定例会会議録（第2号）



平成23年第11回飯館村議会定例会会議録（第2号）							
招集年月日	平成23年12月9日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成23年12月13日 午前10時00分					
閉議	平成23年12月13日 午後 4時05分						
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○	
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○	
	7	菅野 義人	○	8	大和田和夫	○	
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○	
	11	志賀 肇	○	12	佐藤 長平	○	
署名議員	10番 佐藤八郎	11番 志賀 肇			1番 松下 義喜		
職務出席者	事務局長 俎野 誠	書記 菅野久子		書記 三瓶 真			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○	
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保昌憲	○	
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中川 喜昭	○	
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 真弘	○	
	教育長	廣瀬 要人	○	教育課長	愛澤 伸一	○	
	生涯学習課長	浜名 光男	○	代表監査委員	渡邊 守男		
	農業委員会 会長	菅野 宗夫	○	農業委員会 局長	高橋 一清	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成23年12月13日(火)・午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 1～4番）

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

会期中の常任委員会の活動状況でありますが、12月9日に総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が所管事務調査事項の協議のため開催されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 肅君、1番 松下義喜君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

ここで、一般質問のため議長を交代いたします。

副議長（志賀 肅君） 議長を交代いたしました。

日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。12番 佐藤長平君。

12番（佐藤長平君） 12月定例議会に当たりまして、質問をいたします。質問に入る前、どうしても二つのことがありまして、この際述べてみたいと思います。

一つは、原発事故は天災ではなく人災であると私は主張してまいりました。過去の日本人に災害の人災がありました。それは、300万人もの犠牲者を出したさきの太平洋戦争であります。折しも今月12月8日は真珠湾攻撃による日米開戦から70周年を迎えたので、戦後の復興について考えてみたいと思います。

あのとき、アメリカの占領軍が大きく関与したとはいえ、平和憲法ができました。前文には、政府の行為によって再び戦争をしない決意と、国民に主権があるとの宣言が出されました。さらに、一般国に当然あるとされる国家の権利としての軍隊、戦力の保持と国の交戦権をかなぐり捨てたいわゆる憲法9条が入っております。このことにより、戦後の国民には二度と戦争はごめんだという合い言葉が人々の胸に刻まれ、安心して復興に励むことになったと言えます。

しかしながら、今回の人災としての原発災害についてはどうであろうか。政府の行為によって、原発は永久に放棄するとなってきたのか否か。極東軍事裁判では、戦争犯罪人が裁かれ、戦争推進者側にも戦争は懲り懲りだという断面を植えつけました。今回の原発推

進者は、裁かれるようになってきたのかどうか。すべてあいまいではなかろうか。私はここに原発災害に対する安全と安心が行き渡らず、復興への妨げになっていると思えるのであります。これが私の東京電力と国県に対する不満でもあり、怒りであります。

二つ目は、今回出された村の復興プランであります。村の復興は我々村民のふるさとの復興であり、未来を復興させる大事業であります。この大事業を達成するには、まず、村民の心の復興なくして達成することはできません。今も9カ月経ったふるさとへの復興と帰還を願いながら生活をしている村民がいる。人々に願われる限り、ふるさとは未来にある。こういうことを提案していた人を見つけました。生まれ故郷熊本、韓国をみずからルーツと言う東大の姜 尚中教授であります。この先生は、全村避難後の私どもの村を訪れているという話であります。先生が言うには、飯館村の10年後はどうなっているだろうか。この小さな村をふるさととして人々が帰ってきて、新しくやり直していた風景になっていたとするなら、これは震災復興の試金石になるだろう。世界は、災害から日本がどのように立ち直るか注視しているし、未来のふるさとがどのように生み出されるか問われている。このように先生は言っているんです。私たちは、村の復興に対し、背中を押されるサポーターがいることを忘れてはならないと思うのであります。

質問に入ります。

質問の第1点目は、除染なくして村への帰還なし、除染なくして復興はないところであります。除染事業の責任は人災発生者の東京電力と政府にあるところ、国県に任せ切りになってしまいますと、村の主体性の確立を失い、村民利益を損なうおそれがありますので、この際、村長の所見を求めておきます。

2点目は、現在進められている、23年度の補正事業として進められている環境省及び農林省の除染モデル事業であります。参入が決まったゼネコングループのこれまでの所業から、村民及び除染事業に参入したい村内業者に憶測が広がっています。このままでは、低賃金、低額の危険手当、低額の管理費が横行し、村民にとっては不利益きわまりない状況が生まれようとしています。村は除染計画で仮称の除染事業協同組合を組織し対応することでありますが、村民の仕事づくりにおける村民利益に十分こたえられる組織となっていくのかどうか、所見を伺っておきます。

3点目は、除染事業における国の財源は飯館村を初め被災地に十分行き渡るよう配慮が必要ということからすれば、除染物の仮置き場の建設に当たっては、環境対策において十分過ぎる安全・安心対策がとられて当然と思うが、所見を伺いたい。

4点目は、森林の除染について。住宅や工場、公共施設回りと農地の緩衝地帯のみの除染事業に限定されるような動きであります。これはとんでもないことであります。価値がゼロになった森林資源の財物補償は、公有林と私有林のすべてにおいて損害賠償をしていただくのが当たり前であります。そしてまた、除染後の植林と育林を初めとする林業再生が達成するまで財政支援を国に求める必要があると思うのであります。所見を伺いたい。

5点目は、先般、林野庁が発表した森林除染事業の視点において、被災市町村1カ所ずつの木材チップを利用したバイオマス発電所の建設を挙げております。林産物の伐採と表土はぎ取りなど、除染事業を災害防止を優先しながら30年間にわたって実施し、林業再生

を図っていくものとしております。

また、我々議会が先般、農林省の補助事業でJA全農が新潟県に建設したバイオエタノール工場を研修してまいりましたが、水田転作のローテーションに加工米栽培を組み入れ、米をエタノール化するシステムであります。除染後の飯館村で米をつくっても風評被害で売れないことから、当分の間は加工米をつくって土壤改良をしていくことが求められているのではないか。また、バイオエタノールについては、この手法をかんがみますと、宮城県の仙台市にある石油基地で精製されるガソリン量の3%混入、これが政府が認めている基準でありますから、これを供給する能力の工場建設が求められるはずです。発表された復興プランでも新しい産業の創出が求められておりますが、前段のバイオマス発電所及びバイオマスエタノール工場の早期建設に向けた取り組みが必要と思われるが、所見を伺いたい。

以上でございます。

○ 村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染体制と仕事づくりについて5点、ご質問をいただきました。1番目、2番目、4番目でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の国県に任せ切りになると村の主体性確立を失い、村民の利益を損なうのではないかというご質問でございます。ご承知のとおり、村は計画的避難区域の指定を受けたことにより、除染事業の計画、実施、財政措置などは国が責任を持って実施することになっているわけであります。除染に当たっての村の主体性確立でありますが、村といったとしても、国と県に任せ切りということではなく、村、村民がかかわることができる組織体制をとってまいりたいと考えております。

一つとして、本格的除染を進めるための除染計画、除染実施計画づくりや、村独自で除染の検証、評価などをし、国へ提案ができる組織として、あくまでも仮称でありますが、飯館村までい除染会議の設置、それから、除染現場や村・国が調査をしている放射線量値を集約して村民へ公表ができる機関として、これも仮称でありますが、飯館モニタリングセンターなどの設置などを計画しているところであります。これらの組織を立ち上げながら、国任せの除染事業にならないように村がある程度主体性を持ち、村民の不利益にならない除染事業を進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の除染事業協同組合の仕事づくりでございますが、村としては、村独自で策定しました除染計画で明記をしていますように、今後の除染作業については放射線量の管理のもとに、村民の方々の雇用の場としても考えているところでもあるわけであります。今回の草野大師堂地内のモデル除染事業の選定業者を見ますと、国から受託をした日本原子力研究開発機構が公募をして、大手建設業者を中心として6社によるジョイントベンチャーを選定し、そのもとに下請業者が参加しているようでございます。村といたしましては、大手企業の下請、孫請ではなくて、大手企業とジョイントが組めるような組織にしないと所得向上につながらないというふうに思っております。そのためには、宅地、農地、森林などの除染技術習得や労務管理、会計処理など事業体の運営管理ができなければならないと考えており、これらの課題整備も急務だというふうに思っております。今後、各自治体

の事業体の設立状況なども参考にしながら、12月中に事業体の組織づくりに向けて関係機関と協議の上、早期の組織化に向け取り組んでまいりたいと考えているところであります。

それから、森林の除染であります。ご承知のとおり、森林の樹木や腐葉土などから放射線が発生している状況でありますので、森林の除染は絶対必要であると考えているところであります。村独自の除染計画でも示しておりますように、村内すべての森林の除染を計画し、国にも要望しているところであります。除染の方法といたしましては、まずは、宅地への放射線の影響が低減されるようにモニタリングを行いながら、腐葉土のかき集め、枝打ち、必要によっては間伐などを行い、裏山と宅地の間の除染を進め、その後に残った森林の除染を計画的に実施していきたいと今のところ考えているところであります。

公有林と民有林の損害賠償であります。除染により伐採した立木補償については、現在、国でその対応を協議していると聞いております。また、我々も要望をしているところであります。放射性物質による資産価値の下落については、現在、原子力損害賠償紛争審査会で財物価格の喪失の指針が出されていないので、今後、早急に損害賠償に反映するように国に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

また、伐採による再生を図るための造林事業についても、国に対し財政支援を求めていく考えでございます。

他の質問は、それぞれ担当の方からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは、3点目、5点目についてお答えをいたします。

まず、3点目の仮置き場の環境対策についてであります。除染に係る費用につきましては、さきも述べましたように国が責任を持って財政措置をすることであり、これまでの国等の会議でも除染には費用がかかるなどを発言し、除染の財源確保を要請してきたところでございます。

仮置き場の環境対策であります。去る10月29日に環境省から発表されました放射性物質によって汚染された廃棄物や土壤の処理のロードマップによりますと、廃棄物を搬入する前から空間線量や地下水の放射能濃度のモニタリングを行い、廃棄物を搬入してからは放射性物質の流出の防止と放射性物質で汚染された水の流出の防止をしております。また、保管した廃棄物から出される放射線の遮へいを図るため、覆土や遮水シートの設置などの対策を講じるほか、保管期間中は空間線量や地下水の放射能濃度のモニタリングなどを継続して監視するなど、対策には万全を期すとのことでございます。

村としましては、先ほど述べました仮称飯館モニタリングセンターを設置し、仮置き場の環境状況を監視しながら、放射能漏れのないよう十分な対策をとってまいりたいと考えております。

次に、5点目のバイオ発電所、バイオエタノール工場についてであります。森林の除染で空間線量の低減を図るために、計画的な間伐や皆伐を実施した材木の活用が課題となります。例えばバーク、チップによるバイオ発電所の設置が考えられますし、除染後の農地の管理保全として、作付をした稲を利用したバイオエタノール工場の設置なども考えられ、今後、森林、農地の除染を進めていく過程や除染後の対応として検討しなければなら

ないと考えております。

おただしのとおり、林野庁やJA福島においてもその導入に向けた動きが見られますし、これらの工場設置により雇用の場の確保も見込めるのではないかと考えております。

また、設置時点では、復興の視点から国からの財政支援も受けられるものと考えられますが、長期にわたっての採算の試算や管理運営での問題点、仕組みづくりなどもう少し調査、研究などが必要だというふうに考えております。

今回、策定したまでの復興計画においても新規産業の振興として再生可能エネルギー事業の検討が明示されておりますので、今後、専門家のアドバイスなどをいただきながら、具現化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 12番（佐藤長平君） 今、村長答弁で、2番の大手企業とジョイントが組めるような組織にしたいという話がございました。この組織というのは、村が主体的にかかわる組織なんでしょうか、除染協同組合が支配をする組織なのか、答弁をいただきたい。

○ 副村長（門馬伸市君） 村の方で考えているのは、村が事業主体になるというのは非常に難しいのかなというふうに思っています。ですから、除染計画書でも示させていただいているとおり、どういう組織になるかはこれから話でありますけれども、村内の除染にかかわりたいという組織をつくって、それが事業主体になって進めていくというのがベターではないかなと、こんなふうに思っています。

○ こんな事情でありますので、今月の27日に、今予想される関係機関、団体ということで、まず、商工会の方の建設業部会、それから森林の除染ということからすれば森林組合、さらに、農地の除染ということで農協の方でも動いていますね、除染について。それで、そういう関係機関、団体に集まつていただいて、既に結成している団体もあります。川内村の場合は、自主的に1ミリから20ミリということで、一口20万円でしたか、出資をしながら事業体を組織して動いているようあります。それから、南相馬の方でも、これは大手ゼネコンとジョイントをする組織だと思いますけれども、その動きも聞いております。

○ 村としては、先ほど答弁しましたように、大手から下請、孫請の話ではなくて、できればジョイントが組めるような組織にしたいなというのは思っていますけれども、いろいろ聞いてみると課題もいっぱいあるようありますし、その辺の難しい課題をどうクリアしていくかというのが、今後の関係機関との話の中でどういう形で進めるのがいいのか、これから協議をしてみないとわかりませんけれども、課題もいっぱいあるということはわかっているつもりであります。

それで、今ご質問があつたように、村が事業主体は到底、これからということになりますと難しいのでありますし、あくまでもそういう事業組合、組織をつくって、一気にジョイントを組めるまでにはいかないかなというふうに思いますけれども、体力をつけながら、そういう組織をつくり上げていく、みずからが受け手になられる組織を目指していくことが今、我々としては考えている組織でございます。

○ 12番（佐藤長平君） 私の聞いた範囲で、このままいきますと大手建設会社は配下の業者を使っていくようになります。この配下の業者の中には村内の業者も入っていきます。これ

がゼネコンと言われる会社の仕事の流れなんですよね。ここは、せいぜい五、六年しか面倒を見ないところです。我々は、地元業者、村民とも、これからずっと長い間、この面倒を見ていかなければなりません。業界は業界で動くんです。こここのところに風穴をあけてくれないと、結局は下請、孫請の中で地元業者が組み込まれていく。既にそういうふうになっているようあります。ここをやっぱり排除して、村が、さっきも私が言ったとおり主体性を持つか持たないかというのここだと思うんです。

私は、振興公社を、村長を理事長にして、そして村を代表する、村を振興する公社だという、この名のもとにゼネコンと渡り合う、そこがやっぱり私は必要だと思うんです。地元業者は、下でいいんです。このところをきちんと村長が振興公社を中心としてゼネコンと渡り合っていく、仕事をとってくる。そして、地元企業に、村民に仕事を与える。この仕組みをつくらないと、協同組合とかそういうものをつくってもちょっと難しいんです、これ現実的には。業界は五、六年だけじゃないんです。長くつき合っていかなければならない。ですから、ここを考えて、ここ五、六年の間をどうするのかといった場合は、やっぱり村長がみずからが先頭に立ってやるべきだと思うんですよね。言葉が悪いですけれども、ここはやっぱり村長がけつをまくって、やっぱりきちっとやっていく。公社には、役場のO B、建設関係やった人いっぱいいます。そういう人たちの協力を得ながら、やっぱりがっちりと組んでやっていく必要があるのではないか。

何で私は村長にこだわるかというと、村長がやるから、もしそれができないとなれば、この除染事業から手を引くという。右手にやっぱり持たなければならないと思うんです。左手には協力しますけれども、右手はいつでも外しておいて、闘う姿勢をやっぱり見せないと私はだめだと思うんですよね。このままでいきますと、さっき私も言いましたとおり、低賃金、低危険手当、低管理費で終わってしまいます。どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） まず、おっしゃることは全くそのとおりだと思います。組織のところは、これからいろいろ皆さん方と相談をさせていただいて、どういう形が、今おっしゃるような形に近づくのか、しっかり村としてはやっていかなきゃならないというのは全く同じであります。既に国の方にはその旨はしっかりと伝えておりまして、なるほどそのとおりだなと。今までの平時のときの事業の落とし方でない方法を考えるようにという指示も出していただいているが、ただ、それだけで済むものではありませんから、二の矢、三の矢と、当然国・県の関係者とこれからこのモデル事業を進めている間にやっぱりやっていくて、今おっしゃられるようなことが村にとってプラスになるようにしていかなければならぬと、このように思っているところであります。

12番（佐藤長平君） もう一回、村長の決意を聞きたいんですけども。もし、このことによって進められる中で、今までのような流れになつては困るんです。ここはどうしても、村民に利益をかち取るために、もしこれがだめだったら、大手建設会社あるいは国に対して一切協力しないという立場で迫ろうという決意はございますでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度もこれまでお話ししましたように、飯館村にとって除染が最大の課題でありますので、これをどう進めるか、それで進めるために、村にとって今大変な状況でありますから、それが総合的にプラスになるようにしていかなければならぬという

ことでありますので、これから12月、年内あるいは年明けに精力的にその辺の話の、組織づくりも含めて、国・県の方にしっかりと申し伝えて、間違いなく今のモデル事業とは違うスタイルにしていきたいと、このように思っております。

○ 12番（佐藤長平君） 仮置き場の環境対策であります。国の除染チームから保管の方法、3年程度の方法が示されております。私は、この保管方法、もっと環境対策を安全には安全をという考え方があってもいいのではないかと。そのことによって、私は、仕事が出て村民の利益につながっていく、そういうふうな考え方を持ってます。単にシートを敷いて土をかぶせてシートをかけるだけじゃなくて、管理型の処分場ぐらいの規模の環境対策が私は求められているのではないかと。特に下流の皆さん方も、大分心配しているようであります。私どもが国から避難をするときに言われた言葉は、安全には安全をということを言わされました。今度は我々が国に対して、安全には安全をということを強く言つていかなければならぬんじやないかと考えますけれども、この保管方法の改善要求をする考えはあるのかどうか、伺います。

○ 村長（菅野典雄君） これまでにも何回か地元の人を初め多くの人たちとこの仮置き場についてのやりとりをさせていただきました。その中から、ある意味では提案なり、今おっしゃられたようなことも話が出ましたので、まさにそのとおりだなど、こういうことで、その都度その都度、我々は二重三重の安全の対策を求めてきたところであります。すべてとは言いませんが、以前よりはかなり安全の対策は進行したと、このように思つてはいますが、今ご質問にあったように、これですべてだという話にもなりませんので、考えられるものをさらにしっかりと見て、二重三重の安全対策を、あるいは環境対策を求めていくというのが、たとえ3年とはいえ我々に課せられた課題だと、このように思つておりますので、これも早速、これまでにもその都度その都度、環境省の人たちに来ていただいて改善をしてきましたけれども、さらにそういうものがどういうものをするべきかというのを、役場なりに、あるいは皆さんからのご提言をいただいてそれをまとめていきたい、このように思つているところであります。

○ 12番（佐藤長平君） 森林の除染について考えるものでございます。もう一度伺つておきます。財物価値の喪失、原子力損害賠償審査会、また行われておりますけれども、これはやっぱり決意を新たに、村全体の除染というものを強く我々は要求しなければならないと思うであります。これを外されたのではなくないことではありますので、もう一度決意を語つていただきたい。

○ 村長（菅野典雄君） この賠償審査会のスピードのなさといいますか、対応の遅さに本当に腹が立っているところであります。これだけ私たちが大変な思いをしているわけでありますから、精力的にそういうものをやっていく必要があるのに、まさに1カ月か2カ月に1回ぐらいの話をやっていられたのではたまつたものではないというふうに思つています。

○ ここを通らないと、結局は補償の対象にはならないんだろうと、今のシステムの中ではなっているんだろうというふうに思いますから、その中に何をこれから求めていくかといいますと、これまでに農産物であったりとか、あるいは我々の精神的なというのはありますけれども、まだまだそれで済むわけでも全くありません。当然、山もありますし、場合

によっては土地もありますし、さらにさらに、村としての損失も莫大なものがありますから、そういうものをしっかりとやっぱり言っていく必要があるんだろうというふうに思いますが、とりあえず山に限っては、今のところ、飯館村だけというよりは、全部というふうになれば一番いいんですが、特に飯館村とか川内村とか、山をある程度生業の一部にしているような、そういうものとちょっと横の連携を組んでいった方がいいのではないかと、このように今まで考えてきたところでありますので、これからまたその辺は模索をさせていただいて、場合によっては、あるいはぜひ議会ともども、そういう要求を国の方にお話をする機会をつくっていけばいいなど、このように思っているところであります。

12番（佐藤長平君）バイオマス発電所とエタノール工場について再度伺います。

答弁では、採算の試算、管理運営、仕組みづくり、もう少し調査研究したいという答弁でございました。調査研究もいいんだけれども、バイオマス、木材。バーク、チップについては、すぐ出てくるんですよね。悠長なことを言つていられるのかどうか、再度伺います。

副村長（門馬伸市君）バイオマスの発電所の件でありますけれども、全国でも今まで多分150ぐらいの発電所ができているのかなと思いますが、いずれも採算性がいまいちということで、大変な状況のようあります。したがって、村としても、当然これから、森林の除染をする際に出てくるわけでありますから、その部分を発電所にというのはわからないわけでもありませんけれども、これは全額補助ではなくて、国の方から2分の1補助が出て、そして事業体が運営していかなければならぬという問題があります。したがって、スタートしますと当然、採算性の問題も議論しなければなりませんし、今後、途中でとんざするようなことがあっても困ります。

それから、バイオエタノールと違って、発電所の場合については慎重に対応しないと、今までのよその方の実態を見てみると大変な状況なんですね。ですから、つくるのは簡単だと思いますけれども、これから採算に向けての運営となると、5年間ぐらいとは違いまして、長期にわたるのではないかなど、こんなふうに思つていまして、その辺、心配な面も今までの例ですとありますので、そこはやっぱり、早くというのはわかりますけれども、すべて国に面倒を見てもらえるんだったら別ですけれども、あとは、その事業体でスタートして村が赤字になったら補てんをしていくというスタイルは好ましくありませんので、ここはしっかりと時間をかけるべきではないかななど。時間をかけるといつても、半年とか1年ではなくて、ここ二、三ヶ月ぐらいの間に慎重に検討しなければならないんじゃないかななど、こんなふうに思つております。

12番（佐藤長平君）今の話だと、補助金が半額という話、事業主体が村内になっていくという話ですけれども、ここはやっぱり要求する必要があるんじゃないですか。先ほども言ったように、村の山の除染は30年間という……。やっぱり要求をきちっと取りことだと思うんです。この30年の中で使っていくものだから、除染のために、除染物を減少させるための方法でありますから、当然国で100%出すべきだと思うんです。そういうふうにしていかなくては、これでは、普通のあれと違うというふうに考えないと、私は困ると思うんです。何でつづくかというと、除染物の減少化のためにやるわけなんです。ですから、

ここはやっぱり頭の中を切りかえて、100%国営でもいいと思うんです。村が赤字になつたら金を出すなんて、こんな話は聞いていることないと思うんです。どうでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 当然要望はしてまいりますけれども、そういうことも総合的な判断をする場合には検討も必要ではないかということなんです。要望しないわけではなくて、当然、国が責任を持って除染をしていくということを言っているわけですから、これは山林の除染の一部でありますので、当然、国が責任を持って、山林の除染をする際にはそういうことも視野に入れていただかないと前に進めませんね。ですから、ただ2分の1だけということではなくて、要求はしていきますけれども、そういうことも視野に入れながら検討していかなければならぬのではないかということあります。

○ 12番（佐藤長平君） ほかのバイオ発電所、それから、この前のエタノールも、これは採算性がなかなか合いません。でも、今回は農作物について我々はずっと風評被害を受けていくわけでありますから、これを改善していくには、やっぱりバイオ発電所にしてもエタノール工場にしても、これは当然つくってもらう私には権利があると思うんです。そして、今も国の法律で、電力を買うことができるという法律なんだそうです。バイオエタノールのエタノールも、3%入れることができますという法律なんだそうです。これはやっぱり、私は変えてもらう必要があると思うんです、この特区の中で。バイオマス発電所で、この除染事業の中で、バイオマス発電所で出た電気は国が、電力が買わなければならぬ。ここで生産されたエタノールは、国で買い上げなければならない。というふうにしていただかないと、私は困ると思うんです。ですから、私は採算性とか何とかでなくて、この除染事業の中でどういうふうに物を動かしていくかという、その中で考え方を構築した方がいいのではないかなというふうに考えているんですけども、いかがでしょうか。

○ 副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。基本的には今の質問のあったとおりだというふうに思いますが、要望は当然してまいりますけれども、多分、国の方で、最初は例えば国の方で責任を持つと言つても、これが財政的にいつまで続くかという心配も当然ありますから、その辺をちょっと長期的な視点で、そういう議論も当然やっていかないと、まるっきりおんぶに抱っこのということでは、将来ちょっと心配な面もあると個人的には思っています。ですから、当然、国の責任でやってもらうということは第一原則だと思いますが、そういう心配もありますので、長期的な視点で、あるいは中長期的な視点で、当然その辺まで、何で検討しなかったのかという、後でまたこれはあり得ることですね。国が約束をして、今までの例でも、何年かはやったけれども後で見捨てられて事業がこんなになったということはいっぱいあります。ですから、今回も原発という今までに例のない災害の復興・復旧でありますけれども、その辺まで含めて私は検討すべきではないかということを前に申し上げたとおりでありますから、要求は当然やっていくというのは当たり前だと思います。

○ 12番（佐藤長平君） 私は、要求だけをというふうには考えておりません。要求は当然する必要があるんですけども、問題は、今度の震災並びに原発災害の補償、これは国民の増税で賄う、25年間、というふうになっています。国民の支持を受ける段取りを受ける必要が私はあると思うんです。ですから、風評被害の分を金よこせというんじゃないなくて、原発

災害に遭ったところについては、米づくりですとそういう方向でお金がかかるんですよ、バイオマス発電所も、山の木を切ってこういうふうに除染しなければならないから、ただ捨てるのもつたないから、これを発電してみんなで使うようにするためにお金が必要なんだと。国民の支持を受けないやり方は、私は成り立たないと思うんです。だからこそ、やっぱり早くやるべきだなというふうに思っているんです。だから、国の責任でやつた方がいいと思って。やらないときとやつたときの効果は、全然違います、これは。さきも申し上げましたとおり、世界が注目して、日本が注目している。どういうふうな復興・復旧をしていくかということが、私はかなめのような気がするんですよ、エネルギーに対しては。ですから、エネルギーを、原発でこのくらいひどい目に遭って、代替エネルギーというこの自然エネルギーをどのように組み立てていくのかというのは、これは国家的課題でありますから、そこを避けた除染作業では、行程では、当然私は国民の支持は受け入れられないというふうに思うんですけども。そういう観点に立っても、やはりこれは国が一括して事業を推進すべきだというふうに思うんですが、もう一度伺っておきます。

( )

村長（菅野典雄君） 飯館村は、これまでにも幾つかこういうのはどうなのかという提案をしてやってきて、それを国に理解をしてもらってきたことが幾つもあるわけあります。そういう意味からすると、これからも幾つか、間違いなくあるなという気がします。これから村に戻るについても、あるいは戻った後についても。その中で、今、このバイオ発電所であったり、あるいはエタノール工場ということをおっしゃっていただいているのではないかなという気がしますから。当然、ただただ言つていただけではやっぱりどうしようもありませんから、そういう意味で、福島県も脱原発新エネルギーという話をしていますから、どういうふうに国は、そして県は考えているのか、できるだけこれから詰めをさせていただいて、村として、今おっしゃられるような形で発電所なり工場なりができるのかどうか、急いで精査をさせていただいて、その上でまた皆さん方との相談の上、飯館村としてのこれからの大要望の幾つかの大切な柱として出していければなというふうに思っていますので、今、副村長がお話ししましたように、補助の問題から何からもうちょっと精査をさせていただいて、補助の問題ではないという考え方も当然ありますから、その辺は検討してみたいと思っていますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思っております。

( )

副議長（志賀 翔君） ここで、議長を交代いたします。

議長（佐藤長平君） 議長を交代いたしました。

発言を許します。1番 松下義喜君。

1番（松下義喜君） おはようございます。

毎日寒い日が続きますが、原発事故から9ヶ月が過ぎ、厳しい避難生活が続いている中で、村民の健康問題を心配している一人であります。村も17会場で村民懇談会を終え、お疲れだと思いますが、村民の声と思いをまでいな復興計画に生かされたものと信じたいですが、村民の皆様の代表の一人として沈痛なところであります。村民が納得できるような説明をお願いしたいと思います。

平成23年第11回議会定例会において、今、直ちに取り組まなければならない質問をさせ

ていただきます。

1番目として、復興対策と支援についてであります。原発災害によって避難している状況の中、村民の所得向上につながる平成24年度の事業や避難生活の安心・安全を守る事業をどのように組み立てていくのかお伺い申し上げます。

二つ目に、村の放射能汚染モデル事業と村民の所得向上対策の関係についてであります。さきに新聞発表で、日本原子力研究開発機構は除染モデル事業を大手企業に委託したが、村の除染と村民の所得向上対策の関係について伺うものであります。

3番目に、戻りたくても戻れないと考えている人々の支援を早急にすべきと思うが、伺うものであります。二つ目に、村民の安全・安心対策についてであります。一つ目としては、冬期間の交通安全の活動と除雪体制について伺うものであります。二つ目に、村に残っている財産の確保のため、見守り隊を臨時の消防団員に任命し、消防体制を整える考えはないか伺うものであります。

以上、ご質問をし、伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 1番 松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

復興対策と支援、3点ございます。

まず、長引く避難生活の中で、心身両面での健康を保つためにも雇用の場の確保が最重点課題でないかと、こういうお話をございます。全くそのとおりであります。

村は全村避難に当たり、可能な限り村で行っていた暮らしを維持した形での避難を実現すべく、仕事の維持・継続などに配慮した避難誘導に努めてきたところでございます。この雇用維持の観点から、屋内の作業のみで放射線を管理できる製造業9事業所の継続操業を特例として国に認めていただき、約500名近くの雇用の場を確保したところですが、残念ながら、従業員の減少などにより、11月末現在で9事業所中2事業所が休業を余儀なくされ、現在、7事業所が操業を続けているということであります。離職の主な理由を聞いたところ、避難生活で家族のケアが必要になったとか冬期間の通勤が心配という話、放射能が心配というのも上げられており、継続企業の維持のためには、これらの対策・支援が必要であると考えております。雪道の除雪の徹底や事業所の早期除染を図り、従業員の不安を少しでも解消できるよう努めるとともに、事業所の施設整備の要望についても対応してまいる所存でございます。

次に、農家など職を失われた方への対応ということであります。留守中の財産を守るために、緊急雇用創出事業を利用させていただきまして、全村見守り隊事業を実施するとともに、避難生活の支援を行うために、がんばろう福島絆づくり応援事業というものを活用させてもらって、両方合わせて430名余りの雇用につないでいるということでございます。これらの制度は、その目的もさることながら、所得の確保の面からも意義は大きく、平成24年度においても同規模の事業展開をしていく所存でございます。

また、村内で農業を継続したいと考えている方々につきましては、国・県の支援制度というものができるておりますので、それを活用して、村のブランド維持や栽培技術の研さんにつながるよう支援をしてまいりたいというふうに思っております。復興プランにおいても同様の事業の必要性がうたわれておりますので、積極的に取り組んでまいります。

また、平成24年度中、本格的に実施されます除染事業につきましても雇用の場として有効と思われますので、除染事業費が少しでも村民の所得向上につながるよう、村としても積極的に受け皿の組織化に向けて取り組んでまいりたいと思います。このほか、各仮設住宅を対象に実施しております就職相談会につきましても、ハローワークと連携して継続的に開催するなど、今後も村民の雇用の場の確保について、関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いするものであります。

次に、二つ目ですが、放射能除染モデル事業と所得向上ということです。

これまで国に対して、除染実施において村民の雇用の場の確保を要望してきたところでございます。今回の草野大師堂地内のモデル除染事業については、国から受託した日本原子力の研究開発機構が、公募の審査基準に県内の地元企業の雇用というものが明記されたことによりまして、選定されました業者が現在、村内業者と協議をしているとの情報を受けておりますので、村民の雇用と所得の向上が図られるものと考えているところであります。

しかしながら、このままの除染事業だと、建設業界の仕事の流れの中での雇用と思われますので、村としましては、大手企業の下請、孫請ではなくて、大手企業とジョイントが組めるような組織にしないと真の所得向上にはつながらないと考えているところでありますし、先ほど佐藤議員のご質問にお答えしましたように、受け入れのしっかりとした事業体の設立が重要ですので、早期に事業体を設立し、村民の所得向上に努めたいと考えておりますし、一方では、国の方にそのような有事のときの事業の出し方というものをしっかりと求めていきたいと、このように思っているところであります。

次に、戻りたくても戻れないという人の支援はという質問でございます。

避難に当たりましては、まず、村からそう遠くない場所に避難できるように努力をさせていただいたところであります。その結果、約9割弱の村民が村から1時間程度のところに住んでいるということでありますので、時々は家の様子を見に戻ることもできると思いますし、それぞれ、離れ離れになった家族が行ったり来たりもできるのではないかと。今後、除染や復興事業を進めていく上でも、1時間以内というのが大きな助けになるものというふうに考えているところであります。村に戻るのには第1に除染が早急に進むことが大切でありますし、村としても除染の実施計画を策定し、除染をスピーディーに実施するとともに予算の確保について国に強く要求しているところであります。

二つ目に、教育関係では、給食費や中学生までの医療費の無料化などの就学支援を行っているほか、幼稚園、小学校、中学校の仮設校舎建設による学習環境の整備を進めているところであります。

三つ目には、雇用対策として中小企業庁を通じた企業等への村外での事業再開支援、見守り隊や村内7事業所の操業継続対策、雇用促進事業や県の絆づくり支援職員制度などに努めており、避難していても少しでも、よい暮らしと言えるかどうかわかりませんが、暮らししが何とかできるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、今後の対策といたしましては、先日策定いたしました村の復興計画の中で対応してまいりますが、この計画は、村民一人一人の復興を目指すことを第一に考え

ており、五つの基本方針に沿って短期、中期、長期にわたって事業を実施し、村民の支援をしてまいりたいというふうに思っております。

村に戻りたくても戻れない村民に対する支援策といたしましては、今、2年と言われている仮設住宅や県の借り上げ住宅の使用期限と補助支援の延長を国・県に求めていくことや、除染後に低線量になった地域に復興住宅を整備し、そこで自宅に帰れるまで住んでいただくことなどもできないかどうかについても国・県に強く要望してまいりたいというふうに考えているところであります。戻れない方々をなおざりにするようなことはないように精いっぱい努力をしていくつもりでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

村民の安全・安心の対策については、担当課長の方からお答えをさせていただきます。  
以上であります。

○  
産業振興課長（中川喜昭君） 私からは、2の村民の安全・安心対策についての1番目の冬期間の交通安全確保と除雪体制についてお答えをいたします。

現在、村は計画的避難区域の指定を受け、村民が避難をしている状況ですが、村民の自宅への一時出入り、村内継続操業事業所の従業員の通勤、いいたて見守り隊の活動など村道等の利用がありますので、冬期間の交通の安全確保として今年度も除雪をしてまいります。去る11月29日に除雪業者と除雪体制会議を実施し、業者に除雪路線の割り当てを行ってきたところでございます。

路線につきましては、1次路線、2次路線を選定し、除雪の延長につきましてはおおむね昨年同様となっております。今年度の除雪について昨年度との違いでありますが、まず、出動基準として、昨年度は1次路線15センチ、2次路線20センチでしたが、今年度は1次路線・2次路線とも15センチの積雪で実施することにしております。

また、除雪実施時間でありますが、午前7時から午後5時までの時間とし、除雪作業の安全確保と除雪作業に係る作業員の線量管理のため、原則として夜間作業は行わないこととしておりますが、大雪警報の発令や突発的な大雪があった際には夜間でも緊急的に対応を図ってまいります。

昨年度まで行政区へ委託しておりました路線については、各除雪業者に割り振りをして行政区委託による除雪は行わないことにしております。その他、公共施設の駐車場などについても、支障を来さない範囲で除雪をしてまいります。

除雪業者も、避難しての除雪作業となりますので、村民の方々には不便を来すこともあるかと思いますが、作業の安全確保をしながら交通の安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

以上でございます。

○  
総務課長（中井田 栄君） 私からは、最後の、見守り隊を臨時の消防団員に任命できないかについてお答えをさせていただきます。

さきの議会等においてもお答えをさせていただいておりますが、消防団員の身分は地方公務員法及び消防組織法に規定された非常勤特別職員扱いとなり、さまざまな制約を受けることになりますので、見守り隊員をたとえ臨時であっても消防団員に任命することはで

きかねるものであります。また、見守り隊の職務は、基本的には計画的避難に伴い、盜難等の犯罪に対する村民不安の解消のための巡回・通報活動であり、兼務も難しいものと考えております。さらに、現在の見守り隊員は年齢構成も高く、今以上の緊急時の対応など負担をふやすことは難しいものと感じております。

今後は、役場職員による役場消防隊のように、村内継続企業による消防隊の結成などの検討も視野に入れながら、火災発生時の初動出動態勢などについて講じていきたいと考えております。

1番（松下義喜君） 1点目の質問でございましたが、24年度の事業はどのように組み立てて村民の所得の向上を図るのかということが私の質問だったんですが、24年度関係の事業等が何ら提示されていないので、再度伺いたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 今のご質問でございますが、24年度の事業ということでございますが、先ほども話しましたように、23年度で行っています事業を24年度に継続できるように要望等、また体制を整えている状況でありますと、所得向上を図る上での、今のところ考えられる事業としてお答えをさせていただきました。

以上であります。

1番（松下義喜君） それでは、24年度は、23年度に引き続き同規模で行っていくというようならえ方かなと思います。私は、村の事業等をお聞きしてどのようなものを取り組んでいくのか。12月の定例議会でありますので、新年度に向かうものを聞いて24年度の事業に反映させるようなものを期待したいなという気持ちでおりましたんすけれども、そういう引き続きの事業であれば、あえて質問を変えさせていただきます。

所得向上につながるかどうかは知りませんが、今、この年末に当たって義援金の配分についてどうなっているのかお尋ねしたいと思います。また、どのくらい残っているのかお聞きしたいと思います。

#### ⑤休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午前11時24分）

#### ⑥再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時24分）

生涯学習課長（浜名光男君） 義援金の配分状況、残高等でございますが、11月25日現在、全国から寄せられました義援金の件数は1,072件で2億9,340万円余りとなっております。この中から村民1人当たり3万円を見舞金として支出しておりますと、給付額は1億9,614万円となっております。残り額、約1億円弱というふうな状況になっておるところであります。

以上です。

1番（松下義喜君） 所得向上につながるかどうかは、義援金でございますので考え方であります。年末であるので、少しでも配分すべきではないのかと思って質問した次第でございます。

では、2番目の除染モデル事業なんですが、復興計画を見させていただきますと、当面の除染目標として年間積算量が5ミリシーベルトを目指しているが、国・県は1ミリシーベルトを目指しているのになぜ目標が5ミリなのかをお聞かせ願いたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 今回の復興計画に放射線量の年間の部分の値については、村民会議の中でも大分議論をしましたし、除染部会の方でも議論があつたと、こんなふうに聞いております。長期的には除染計画に載っているとおり1ミリでありますけれども、当面ということは、ここ5年以内というふうな、暫定的にですね。5年以内というののははつきり言つていませんけれども、当面ですから期間としては5年以内かなと、こんなふうに思っていますけれども、5ミリシーベルトということあります。この値についてはいろいろ異論のあるところだというふうに思います。ただ、国に除染をお願いしていく場合に、国の方では、今の放射線量を半分にするというのが定義になっています。除染をする場合に、例えば年間20ミリだったならば10ミリまで半減する。10ミリのところは5ミリまでと。そういうことであっては、飯館村は到底帰る時期がおくれてしまいます。ですので、5ミリを目指して、当面ですね、5ミリを目指して予算を確保していただいて、徹底した除染をしてもらうということが一つはあります。10ミリではとてもだめだと、半分ではだめだよということありますから、それをできるだけ早い期間内に5ミリを目指していただく。あと、段階的に1ミリを目指すということでありまして、その辺は非常に議論のあるところでした、会議の中で。ただ、何も示さないと前に進まないんですよね。1ミリ1ミリと言つて要求していてもこれは前に進まないので、村民の皆さん当面ここを目指すんだなというふうに理解をしていただければ、より、将来は1ミリですけれども、めどがつくといいますか、目鼻がつくといいますか、そういうことだと思います。

もう一つは、今申し上げましたように、国に対してやはり除染の費用を、今回モデル地区で6億円ぐらいかかるという話ですね、400メートル四方で。ですから、村のこの広大な面積を除染をする場合に、1ミリの話をずっと要求していくはなかなか前に進まないということありますので、当面は5ミリを目指して、健康の害のない状況の除染をしていただいて、帰還に向けて努力をしてもらうということあります。

1番（松下義喜君） 私は、この除染モデル事業が山場だと思っているんです。目標であるならば、1ミリを目標として、5ミリになったら1ミリをまた目標とするという物のとらえ方でないと、復興計画を提示した場合に、本当に、この線量が恐ろしくて戻れない、戻りたくても戻れない、戻りたくないという人がいる中で、目標であれば1ミリの目標で貫けばよいのではないのかと私は思うんであります。それで、この除染モデル事業を、きょうあたりから地元関係者と説明会が行われる文書が入ってきました。モデルであるのに5ミリを目標としたら、国が半分だと言ったのに、村はモデルの除染に力を入れているのに、本当に下げられなかつたらば、農林省、環境省を當てにしていたところがだめになってしまふんじやないですか。何ば立派な復興計画をつくっても、本当に復興できるのかなという思いでまた質問をさせていただきます。

除染モデル事業の補償等については、何ら住民に出していないんですね。除染の仕方のご相談をしますときょうから文書が入っています。庭木、立木、そういうものの補償の

関係、ちょっと詳しく、我々皆、議員も協力してもいいんですから、ご説明してください。

副村長（門馬伸市君） モデル地区の1ミリの話でありますけれども、モデル地区、単発的にそこだけ1ミリになるまでという話は、多分、除染の仕方によっては可能になるところもあるかもしれません、ある程度、村全体を当面どこまで下げるんだというふうなことが、1ミリは正しいと思うんです。正しいと思いますけれども、今すぐ、ここ二、三年の間にみんな1ミリシーベルトを目指すということで、これを全面的に出して、正しいけれども、現実的な村の現状を踏まえれば、これは非常に不可能に近いような数字ですよね、すぐに1ミリを目指すというのは。ですから、村民会議なり除染部会の中でも、1ミリは正しいんですけども、それだけを訴えていて、可能性という点から見れば非常に難しいというのが現実的にわかります。ですので、正しいんですけども、健康にある程度被害のない年間放射線量ということになりますと、そういう、5ミリもやむを得ないのかなと。逆に、示さないと、村で1ミリと言っていたんだから1ミリにならなかつたら戻れないんじやないかと、こういう話でしょう。それではなかなか、村全体を考えれば帰る時期がばらばらになってしまふということになりますので、村の姿勢としては、非常に難しい判断だったかなというふうに思いますけれども、最終的に、5ミリシーベルトという当面の目標値を決めて、それに向かって除染をすべきだという意見が圧倒的でありましたので、あえて5ミリというふうに示させていただいたということです。

産業振興課長（中川喜昭君） 私の方から、今回の草野大師堂地内の財物の補償の部分でありますけれども、お答えさせていただきます。

今回の環境省内閣府のモデル事業ということで草野大師堂を設定させていただきましたが、前段、国の方で話をする際に、私どもも除染するに当たっては、庭木を伐採したり、あとは、先ほど森林の除染ということで裏山の間伐とか皆伐が出てくるのかなという部分で考えておりまして、その補償についてはどんなふうにしてくれるのかという部分を国の方に問いただしましたら、補償については国はその時点では行わないという発言をいただきました。何度か村の方からも、そういうことではなくて、あくまでも国が責任を持ってやるのだからということでお願いをしてきたところですが、よりよい返事がいただけなかったということで、かえって国の方からは、除染により財物的に喪失するのであれば、除染の費用として東電の賠償請求ができると、そちらの方で進めていただけないかという話がありました。そういうことで、さきの議会の中で、今回のモデル地区になった場所、大師堂地内の立木の補償の設定をするということで、村としては、東電の賠償を請求するのに、請求に当たって個人個人はなかなか難しいだろうということで、ある程度、伐採した木、そういうものをまとめてできるようにということで、事前調査ということで立木等の調査をさせていただきました。その後、面積を国の方と話す中で、倍くらいになったということで、今回の議会の中でも補正の方で追加でお願いしているところでございます。そういうことで、村としては、国に言ってもなかなか補償してくれないということで、東電への賠償請求の個人請求する際の、手続をしやすいようにという判断の中で進めてきたところでございます。

そういう中において、ちょっと日にち、忘れましたが、先日、衆議院の環境委員会が来

まして、その中で、村長からも除染に係る立木等の補償をきちんとしてもらわないと除染はできないんだというふうに強く要望していただきまして、先日、内閣府の担当の方からは、国が賠償できるように今、協議をしているという話でございます。その結果がどちらに転ぶかという部分もまだ聞いておりませんけれども、一つ、今まででは担当者レベルの中での補償ができないというお話をございましたが、今回は、今の段階では若干、上部の協議になっているという情報を得ております。そういうことで、伐採等による補償については今後、國の方の発表を待っていきたいと思っております。

なお、今回のモデル地区の除染に当たって、森林等については、除染の方法としましては、まずは腐葉土のかき集めをすると。あとは、枝打ちをする。それでもモニタリングの結果下がらない状況であれば間伐をということのお話をございますが、実際に実施してみないとわかりませんが、ただ、國としてはなるべく伐採をしない方向で考えていきたいというものであります。ただ、これもモニタリングの結果でどうなるかということでございます。除染に係る立木の補償についてはそのような考え方で今の段階で進んでいるという状況でございます。

なお、庭木等につきましては、今、現地説明、きょうから金曜日ころまで入るというお話を聞いておりますし、こちらからも連絡しているという状況でございます。そういう個々の現地の説明会によって、庭木についてもお話を出てくるのかなというふうに思っております。また、その辺については今後、國の方と一緒に進めていかなければというふうに考えております。

以上であります。

1番（松下義喜君） それでは、補償の方はしっかりしていないということで、今後、國や東電への請求だというふうなお話をすけれども、あのモデルの場所は学校も控え、針葉樹もかなり繁っている。そういう中で一番我々が心配しているのは、あそこで失敗したら何ともならないんじやないかと。私もあそこの部落の一人として大変だなという思いで今、質問しているんです。その中で、立木、庭木、また建物等々で何かあったときに、試算の仕方はどういう方法でやっていらっしゃったのか。村が菊池製作所のあそこら辺の移転にかかるようになった、どういうような庭木の試算、立木の単価を試算して東電なり國なりにするんだか。モデル事業が一番モデルであって、本除染に入ったらやむなくみんなそういうところが出てくると思うんです。そこら辺、再度、立木等々についての物の価値の出し方をどのようにして補償を求めていくのか。そこら辺、教えて。

産業振興課長（中川喜昭君） 補償の算定の考え方であります、今のところ考えておりますが、村の方で土地購入等をした際に、取得をした際に、そこに立木があったというようなケースも今までございました。そういうケースの単価等を用いていきたいなというふうに思っております。これは東電への請求の部分での今のところの村の考え方でございますが、ただ、國の方で今後どのような話が出されてくるかはちょっと今の段階ではわかつておりますので、今後、もし國の方が補償するという部分があれば、参考的にそのような話をしていくならというふうに思っているところでございます。

以上であります。

1番（松下義喜君） それで、中の住民の方は、何でも協力するから村で補償しろと、そう言っている方もおられます。それで、その補償等も踏まえながら、村で補償していただきて、東電でも国でもいいです、はっきり決まるまで。仮払いをしていただきたい、そういう方もあります。そこら辺の見解を村長、お願ひします。

村長（菅野典雄君） こういう状況でありますから、なかなか皆さん方大変であります、立木ということになりますと、これはできないというふうに思っていまして。したがって、今、国の方に申し上げているのは、補償について、補償はするということだけは、試算やなんかはまた審査会なり何なりを通らないとだめなんだろうから、補償するというのを言っていただければというふうに思っています。そのために、村としては、書類をいずれ出さなければならぬことになりますので、その書類についてどういうふうにしていったらいいか、そういうところのお手伝いはしていかなければならないのではないかということで、予算措置をしなければというふうに思っているところであります。

1番（松下義喜君） それでは、国や東電で出すということ、補償は村ではするというふうなとらえ方でいいんですね。違うのか。

副村長（門馬伸市君） 今のモデル事業の立木、庭木の補償については、まだ国の方で紛争審査会で指針が示されていないので、村としては先般の臨時議会で補正予算をとらせてもらって、各世帯別の物件関係について調査させていただきました。その補償単価は今、産業振興課長がお答えしたように、村の道路とかなんかを買収しますよね、そのときの単価で調査をさせていただきて、指針がいつまでも待っておりませんので、賠償請求、東京電力の方に賠償請求ができるようなお手伝いを我々の方でさせていただいているということで、印鑑をつけば出せるような状況に進めているということです。ですから、村の方でそれを仮払いしたり立てかえて払うということはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

モデル事業も、財物、いわゆる物件についても環境省の方に強く要望はしているんです。何でモデル事業なのに物件は別なんだと。除染だけでなくそれは一体的なものなので、当然そこにまつわる、例えば立木が、杉とかいぐねがあって、枝を落とさないと除染が、余り線量が下がらないというところはそれを切るわけですから、それは当然モデル事業の中に組み入れていただきたいということは何回も村長も言ってきました。ですから、最終的な結論にはなっていないようですけれども、今後もそういう要請はしていきますけれども、村でそれを立てかえるということはできませんのでご理解いただきたいと思います。

1番（松下義喜君） きょうから説明会が始まり、いろんな問題等々出てくるんであろうかというふうに思いながら質問しているところでございますけれども、線量を半分くらいであることをとめられたのでは、自宅に戻ってくるのは大変なのかなと思いつつ、針葉樹もありますので、最大限線量を下げるような努力をしていただきて、やっぱり住民の方々にも協力していただくためには、そういうもろもろを踏まえながら向かってほしいなという思いからのことでありますので。地権者に納得いくような説明をしていただきて、最大限協力してもらうようにしてください。

それでは……

議長（佐藤長平君） 質問でありますから、答えを求める質問はないんです。ですから、答え……

1番（松下義喜君） はい。そういう考え方でやつていただけますかどうか、もう一回村長、お願いします。

村長（菅野典雄君） 今、副村長が言いましたように、やっぱり除染が大切ですべてにかかっていると。そうしますと、これから1件1件と当然向き合っていかなければならない。そういうときに、住民がオーケーするかしないかというのが一番の柱であります。今、国の方はどうも、3月あたりから本式にやりたいと。なぜ延ばしたかというと、そこに住民とのやりとりが引っかかっていますからと、こういうような新聞報道のようありますから、当然そこが大変だというのは国もわかっているはずでありますし、我々もその事業費の中に補償を入れるか、あるいは入れないとすれば、飯館村はこうして書類書きには応援をするので、仮に100万円と出したのが現実には70万円だったとしても、何せ補償するかしないかということだけはしっかりと言ってもらえない前には進まないでしょうという話をしているところであります。それが、その審査会を通らないと一切払えませんという話では、だれだってすぐ簡単にオーケーしますという話にはならないんじゃないですかということでありますから、多分私は、国がなかなか、3月から本格的に、その理由の一つに、住民とのコンセンサスがやっぱり難しいと。あと、もう一つは、仮置き場が難しいと。こういう話をしているようありますから、何らかの前進はあるのではないかというふうに思っていますが、いずれ飯館村はモデルが始まりましたから、そういう意味で、さらにその辺、確認を環境省の方にしていきたいというふうに思っております。

1番（松下義喜君） それでは、質問を変えます。

村で、試験田も行ったと思いますが、除染後の農地はどういう考え方なのかお聞かせいただきたい。これから農水省とか環境省みんな除染、終わりますね。その後の農地はどうするのかお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 今後、除染をした後の農地等の考え方でよろしいですか。

これから、モデルの部分が1月なり2月に結果が出るということでありますし、あと、農水省の方のモデルも3月と。先ほど村長からありましたように、本格的除染についても3月からということでありまして、例えば農地が除染した後どうしたらいいのかという部分は、検討しなければならないという部分であります。私自身としましてといいますか、村の考え方としましても、やはり農地を除染した後、ただ放っておくというわけにはいかないであろうと。やはり保全管理等、客土をしていただくまで除染という考え方をしてくださいというふうに国の方にお願いをしていますので、その後、どういうふうに保全管理をしていったらいいかというのが今後の課題かなというふうに思っております。そういう意味では、田んぼであれば稻の作付等を考えられるという部分もあれば、例えば景観作物をとりあえず植えて保全を図るとか、いろんな方法があるかと思いますが、今後、それを作付した後にその後の活用という部分もありますので、先ほど出ましたバイオエタノールの部分もあつたりしますし、そういうものを今後、検討させていただければというふうに思っております。

以上であります。

1番（松下義喜君） それでは、質問を変えます。

戻りたくても戻れないと考えている人の支援でございますが、この復興プランを見ても、極端ではございますが、これに経済的な支援というのは何も考えていないんですか。

副村長（門馬伸市君） 経済的な支援というのは、ちょっと範囲が広くて質問と答弁、かみ合わないと困りますので、具体的にどのようなものにどのような支援というふうに質問していただければお答えできるかなと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

(午前1時53分)

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後1時10分)

1番（松下義喜君） 経済支援とかなんとかと言われたような気がしますので、言い直しします。

農業、野菜、花卉などの生産を続けたい人の支援はというような形で、国・県の支援制度を活用し、村のブランド野菜・花卉栽培技術に支援してまいりますというんですが、村ではどのような、独自の支援などは考えているんですか、そういうところをお聞きしたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 先ほど答弁した内容につきまして、国・県の支援ということでありますが、今、国の方でも第3次補正の中で復興交付金という部分の交付金制度もできたということで、この中身を見まして、内容的には避難先でのという部分のある補助もありますが、なかなか、避難先が事業主体というような補助事業という部分もあります。ただ、今、国の方ではそういう話でありまして、使い勝手が悪いということで、要望等もしておりますが、そのほかの、県の方でも全額補助ではありませんけれども、そういう内容の補助制度が今後できるというような話も聞いております。村としましては、やはり国・県の支援策と歩調を合わせまして、村でできる部分の財源措置などもしながら進めていかなければというふうに思っております。

あと、単独の部分でございますが、今24年度の事業の組み立てをしているところでございますので、今後、単独事業として何ができるかという部分も検討していかなければなりませんが、今のところは国・県の支援策等に歩調を合わせる内容で進めていかなければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

1番（松下義喜君） それでは、支援制度を使っていく中で、農業を続けたいという村民の方々の意向調査等、また、どういうような申し込み等を、手段を村民に知らせたんですか。そこら辺お聞きしたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回の復興プランの中でも、先ほど答弁でお話ししましたよう

に、飯館村のブランドの継続なり、あとは技術の研さんということで、いち早くできるのが花卉かなという話で今、進めているところでございます。現在までも、避難先において、花卉を始めとする農業をやりたい方々ということで個々に当たってきました。あとは花卉部会等にも、避難先にも、継続する意思があるかという部分を聞いてきたところでございます。四、五人の方々の名前が挙がっているところでございますが、まだ農業をする場所の選定やら、あと資金の関係とかがはっきりしていない部分があったものですから、なかなか23年度中にやるという部分ができなかったということあります。今後、国・県の支援策を見ながら、そういう方々を初め、あと、制度的なものがきちんと確立した内容がわかれれば、それらを、こういう事業がありますよということでの周知は図っていきたいなどということで、避難先においてでありますけれども農業の支援はしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○ 1番（松下義喜君） それでは、質問を変えます。

この原発事故により吉倉等々の宿舎等に入られた子供さん方は、便宜を図られているんじゃないかとよく言われております。早目に避難した方で、やっぱりああいうコミュニティーが図られている吉倉宿舎のようなところに入りたいという声も聞いております。そういう中で、そういう方々を幅広く拾ってあげるために、回覧等々で周知しながら、どのくらいの人がいるのか、そういうのを調べて、若者の世帯等に呼びかけてほしいという思いがあるんですが、どのような考え方お聞かせ願いたいと思います。

○ ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後1時17分）

○ ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時18分）

○ 副村長（門馬伸市君） 要するに、若者たちが例えば吉倉のようにまとまりのあるところに住みたいと、こういう意向の方がおられるということなので、また別な場所に、そういうところがあれば村としてはそういう避難先を変更する考えがあるかということなんですか。

避難先については、仮設の場合は仮設から仮設はダメですよね。借り上げから借り上げは1回だけ変更はあり得るということなんだけれども、それをまとまった集団で村がまた新たなそういう宿舎を探すということは、非常に現実的に難しいのかなと思っています。今の話を聞きますと、そういう形でしょう。1戸2戸だったならばそういう新たな避難場所ということで借り上げの移動は1回はできますけれども、集団で、30とか40の固まりの中で、村がまた子供たちのいる世帯だけを新たに探すというのはこれは難しいと思います。ただ、借り上げの場合にコミュニティーが図られないということがありまして、そういう組織化に向けた、自治会の組織化に向けた動きは、村で今、これから進めますけれども、今のお話ですと非常に難しいと思います。

議長（佐藤長平君） 4番 伊東 利君。

4番（伊東 利君） 計画的避難区域指定による避難からはや9カ月余りが過ぎ、いまだ帰村の見通しは立たず、補償も確定しない厳しい避難生活の中で正月を迎えることはなりません。先般、実施されました住民懇談会においても、帰村に向けた除染、復興計画、避難の状況、健康管理、教育関係など、数多くの不安と心配、さまざまな意見や要望が出されております。避難されている多くの村民が少しでも安心な生活ができる政策が行政に求められておりまますので、平成23年第11回議会定例会において4項目について質問をいたします。

一つは、コミュニティづくりについて伺います。

このことは9月の定例会においても私が質問したところですが、県の借り上げ住宅等のコミュニティづくりは現在どのような取り組みがなされているのか、進捗について伺います。この事業を進めるに当たっては、担当者等の配置が必要であり、地区コミュニティーの職員等の配置はされているのか、その考え方についても伺います。

また、絆事業づくり等によって人的支援もできないか伺います。

次に、避難村民の防寒対策について伺います。

仮設住宅の冬の厳しい条件の改善に向けての二次的な改善が実施されているが、どの程度の進捗になっているのか伺います。

また、特に借り上げ住宅、アパートについての支援対策についても伺います。

次に、損害賠償支援について伺います。

原発事故による損害賠償金支払いについては、請求様式等が難しくても多くの村民が1回目の請求もできない状況にあると思われます。一日も早く安定した生活ができるよう損害賠償金の請求に関する支援、このことは住民懇談会でも支援対策をするとしているが、その体制と見込みについて伺います。

次に、子供の健康管理について伺います。

多くの保護者は、現在、自分の住んでいる場所あるいは通学等々がどのような放射線量の状態にあるのかが心配であるため、安心して生活できないといまだに訴えています。少しでも安心できるよう小中学生にガラスバッジを配付し、積算量のチェック、健康管理と不安解消を図るべきと思われますが、所見を伺います。

以上で質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 4番 伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、コミュニティづくりでございますが、村では、仮設住宅や公務員宿舎などにまとまって避難しているところにつきましては、村の絆づくり支援事業の一環で、新たなコミュニティーとして12の自治組織を立ち上げているところであります。人的な支援としては、その12の自治組織へ課長職を含む3人の職員を支援職員として配置をしているということです。県の借り上げ住宅については、10月に5カ所で住民懇談会を実施をさせていただいて、除雪や復興計画など村の取り組みを説明するとともに、参加された皆さんから要望や意見をいただいているところであります。借り上げ住宅は、2,700の7割ということでありますし、しかも広範囲な地域にばらばらに避難をしている状況でありますので、仮設住宅のように自治組織、自治会という形で組織づくりをするのも大変でありますし、また、そこで選ばれた代表の方々もなかなか容易ではないということでござ

いますので、一応、小さな組織でもできる場合にはということで、現在、川俣の借り上げ住宅に住んでいる方々が集まれる場をつくろうという活動を始めているというふうに聞いておりまして、村では、10戸以上の村民が集まれば新たなコミュニティづくりの補助金を活用することができますので、ぜひほかの地域でもこのようなコミュニティづくりの動きを支援していきたいというふうに思っております。

また、県の借り上げ住宅の村民を対象にした懇談会については、毎月とはいきませんが、年に数回程度実施していきたいと考えておるところであります。

次に、県の絆づくり応援事業によってできないかとの質問でございますが、県の絆づくり応援事業は、避難における多様な行政需要の支援を村が県に要請し、県が委託した人材派遣会社が村民の中で働きたいという人を雇用し、村に派遣していただいている事業であります。県の借り上げ住宅等のコミュニティづくり支援について、今後、どのような形であれば村民の雇用につなげができるのか県と調整してまいりたいというふうに思っております。

それから、損害賠償の件の請求事務についてのご質問でございます。この東京電力の損害賠償の本払い請求につきましては、平成23年11月末時点で一般対象世帯2,660件のうち提出は630件、23.7%であります。事務所につきましては、登録件数が207件あるわけでありますが、そのうち77件、37.2%でございますが、これらが本払い請求を行っているということを確認をしているところであります。

これまでの本払い請求では、一たん合意すれば再請求できないという期日や避難生活で生じた家具や家電の購入費の賠償について明示されていないなど、村の避難状況に対応できない賠償金となっておりまして、村民から東電に対する不満や怒りの声を聞いておりました。このため、村ではそれらの状況を把握して賠償基準の改善を東電に対して要望するとともに、村民に対しては不明確な賠償金に妥協して拙速な請求をすることのないよう案内を出していったところであります。

去る12月5日から始まりました第2回目の本払い請求では、9月以降の精神的請求の減額がなくなり、月10万円の賠償額が維持されました。さらに、家電や家具の購入費についても請求項目として案内されるなど、村からの要望により賠償項目は改善されているというふうに思っております。

以上のような状況を踏まえ、ご質問の損害賠償請求に関する村の支援につきましては、まずは東電に対し請求をいただき、東電との協議で合意に至らなかつた項目があれば、村が取りまとめを行いまして原子力損害賠償紛争解決センターにつないで専門家のアドバイスが受けられるように支援をしてまいりたいというふうに思っているところであります。また、取りまとめにより、共通の問題と思われる事項につきましては、賠償のガイドラインを定める原子力損害賠償紛争審査会に対し、改善のための要望書を提出し、新たな基準となるよう交渉してまいりたいというふうに思っております。このほか、村では、顧問弁護士による説明会開催や請求に関する案内などを配付いたしまして、円滑に損害賠償請求が行えるよう支援に努めてまいる所存でございます。

他の質問は、それぞれ担当の方からお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 栄君） 私からは、2点目の避難村民の防寒対策についてお答えをさせていただきます。

応急仮設住宅の防寒対策は、県の事業で、窓の二重サッシや複層ガラスの改善と、居室に畳を設置し、設備面ではエアコン増設とトイレの暖房便座等を実施しております。さらに、入居後、全戸に電気カーペットと全員に電気毛布を配布しております。民間アパートと借り上げ住宅の住宅本体の防寒対策については、物件を所有している家主にその任があるわけでありますが、家主がエアコンを増設する場合は、県の補助事業としての支援制度がございます。今週から借り上げ住宅入居者の皆さんに冬向けの支援物資として、毛布とカーペット、一部生活用品をお配りしております。

厳しい冬を前に十分な対応とはいかないと存じますが、今後も避難生活で必要と思われることは、県や国に要望し、改善を求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

教育長（廣瀬要人君） 私からは、子供の健康管理についてのご質問にお答えをいたします。

教育委員会では、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の放射能から子供を守るため、放射線量の低い川俣町への学校設置、放射線から子供の命と健康を守る学校での指導の強化、屋外活動の自粛、教育現場への線量計の配置、保護者への線量計の貸し出し等の対策を講じてまいりました。

一部の保護者の方から、ガラスバッジ式線量計の配付を希望していることは教育委員会としても承知しているところであります。教育委員会としては、子供たちに負担や不安を与えることなく、大人の責任で放射線管理を行うべきであるという考え方で瞬間線量計の貸し出しによる対応をしてきました。教育委員会では、今後とも積算線量と瞬間線量が計測できる小型線量計の整備に努めて、ゼロ歳児から保育所、幼稚園、小学校、中学校までの子供のいる全家庭に線量計を貸し出しできる台数を確保して、保護者のニーズに即した放射線管理ができる体制を一日も早く整えていきたいと考えております。一部着手しているところですが、今議会にも関連予算を提案させていただきたいというふうに考えておりますので、何とぞご審議のほどお願いを申し上げます。

また、あわせて、保護者に対して放射線を正しく理解していただくため、リスクコミュニケーションの推進・充実に努めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

4番（伊東 利君） 何点か質問させていただきます。

このコミュニティ一づくりについてでありますけれども、先ほど答弁がありましたけれども、各地域、借り上げ住宅の大きな地域があるわけでありますけれども、こういう地区的進め方についての担当者といいますか、そういう方々の配置をする考えはないですか。

村長（菅野典雄君） 先ほど答弁でもお話をさせていただきましたが、今、1,700世帯が2,700世帯ぐらいにふえているところであります。つまり、1軒のうちがばらばらになっている。そのうちの30%が集団で入っていただいているんですが、70%が県の借り上げ住宅、1軒1軒、あるいは1アパートなどのところにいるということでありますので、数にしますと1,900戸数ぐらいかなというふうに思います。したがって、その方たちに役場の職員を配置をするのもなかなかこれは、されても掌握するのはやっぱり大変なんだろうなというふ

うに思います。ですから、担当ということではなくて、全職員をもってその方たちに村の方から連絡をさせていただいて、年間に三、四回、1回でも多く会合を持たせていただいて直接お話しする機会をつくっていくことの方がいいのではないかというふうに思っております。ただ、場所によっては、近所つき合いかなんかのところから、あるいはいろいろなつながりから、10軒ぐらいで時々お茶を飲むとか、そういうようなコミュニティーがつくられているところはそれなりにそちらの方で、事業を起こさせていただく中で対応していきたいと。あるいは、場合によっては、そういう方たちが二つ、三つ、四つあれば、その担当を1人、2人ということもできるのではないか、このように思っているところであります。

○ 4番（伊東利君） 先ほど答弁の中に川俣町の事例がありました。実は我々やっているんですけども。実際、この前第1回、4名で集まっていろいろ議論をしました。しかし我々素人でだけ集まつても、どこにだれがいるのかもわからない、住所はわからない。さらに、やはり文書をつくって配ったりするという部分が、今回は企画の職員にお手伝いを若干いただきまして、文書を25名ほどに発送させていただいて、18日に世話人会というんですか、そういうものをやる予定でございます。この中では地域コミュニティーは大切だということで立ち上げなければならないということですけれども、そういう部分がないと、集まつてみても先に進まなかつたということあります。一つは、どこに集まつたらいいのか、集会所が借りられるのかどうかというのも、今回は役場の方に調査していただいて、たまたま川俣の会館の会議室をお借りすることになって会議を持つわけでありますけれども。ですから、こういう進め方から何から、段取りしてもなかなか素人だけでは、コミュニティーの大切さはわかっていてもできないことありますから、その辺はしっかりと、こういう準備があるとするならば村の方からも積極的に取り組んでいただいて、こういうものを立ち上げて、川俣町一つでは全部まとめるることはできないと思います。ですから、何ヵ所かに分かれたような形で、小さな組織でもつくっていくしかないのかなと思っていますけれども、そういう支援が欲しい。もう一度お願ひしたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） でありますから、今のところ担当は企画ということですので、そちらの方を活用させていただいて、この組織が一つ、二つ、三つとできれば、一つでもそうですが、職員の今までの配置の中で対応ができるとすれば、また専門の、そういう借り上げ住宅の小組織に対しての担当というものをしくこともやぶさかではないというふうに思っていますので、とりあえず、こういうときですから新たなコミュニティーはとても大切だと思いますので、ぜひ頑張っていただいて、お世話になって、そういうものができればそれなりに村の方で支援の準備をさせていただけるのではないかなど、このように思っています。

4番（伊東利君） ゼひ成功するように取り組みたいと思いますけれども。

この前、国見の仮設住宅を訪ねましたときに、あの仮設でばあちゃんたちが皆集まって、毛糸で編んで販売までできるような状況で一生懸命やっていました。ああいうことを見ますと、地域ばらばらになっている方々が、そういう部分で、いろんな趣味の中での集まりがあると思うんです。難しいことじゃなくて、そういう集団のつくり方ですか、これは生

生涯学習課にも当てはまる部分かもわかりませんけれども、そういう別な切り込みの組織のつくり方というのは、今どのようなことで進められているのかお尋ねします。

村長（菅野典雄君） 特別、今までどちらかというと地域的なつながりと、こういうふうに考えていましたが、当然、いろいろな趣味の世界であったり、あるいは特技の世界であったり、そういう方たちが10人、15人と集まって、定期的にとか、何かどこか1カ所でということになれば、それも大切なこともありますので、今お話ししたような支援の中に入れていくというのもこれもやぶさかではないというふうに思っておりますので、内部の方でまたその辺も検討して、多分、大丈夫ではないのかなというふうに思いますが、そこまではちょっと私は今まで考えていませんでしたので、ご質問いただきましたので、検討課題にさせていただいてできるだけ前向きに検討していきたいと思います。

4番（伊東 利君） もう1点だけ。先ほど絆づくり支援事業についてはなかなか支援ができないみたいな答弁ですけれども、実はこういう事務的というんですか、組織づくりには、そういう事業での取り組みという支援というのはできないんでしょうか。もう一度伺います。

総務課長（中井田 栄君） 絆づくり事業の職員につきましては、先ほどお答えしましたように、現在、県が委託した人材派遣の会社の方から派遣してもらっているというような関係もありまして、勤務の内容とか場所とか、あと時間とかもある程度決まった制約の中での仕事が主であります。どちらかというと、コミュニティーの関係の職員というものは5時以降とかそういうものがありますので、その辺、現在、県の方とも調整をしていまして、なるべく今のコミュニティー職員のような形で、幅を持った中での仕事ができるようにできないものかというのをお願いをしていまして、来年も、24年度も予算は継続の方向だと聞いておりますので、その仕事の内容も、これもできるかどうか県の方と詰めていきたい。

4番（伊東 利君） 質問を変えます。

防寒対策であります。先ほど答弁にありましたように、今、仮設住宅についてはこのような状況で進めているということあります。借り上げ住宅について住んでいる状況、アパートから1戸建てからいろいろなことがあると思うんですけども、大まかでよろしいですが、こういう建物とかの実態調査はされたことはあるんでしょうか。どういう環境に住んでいるかという状況。

副村長（門馬伸市君） すべて実態調査をしているということではありません。そこまでまだいっておりません。ただ、1戸建てを自分で見つけた人、あるいは通常の借り上げアパートに入居された方、それぞれ立場は違うと思うんですけども、大部分はある程度の防寒対策といいますか、エアコン、あるいは、窓は二重まではいっているところは少ないと思いますけれども、断熱材とかある程度は整備をされているところが多いと聞いています。平成5年以前ぐらいの建物は、かなりやっぱり老朽化しているということもあって、その前に建てているですから、場所によっては水洗トイレでなくくてくみ取り式のトイレのところがあったり、窓が、すきま風が入ってきたりというところもあると聞いています。だから、全体的には、村で過ごされて今まで来たわけですけれども、寒さについては飯館村も寒いですよね。その村と同程度の施設、古くてもある程度はそういう設備にはなっ

ているようであります。それで満足ということではなくて、大家さんの方に悪いところがあれば要望して修繕をしてもらっている場所もあるようあります。これから避難生活者支援チームの方で、今、仮設の方を重点的にやっていますけれども、借り上げの方のそういう防寒対策というのも調査をさせていただいて、できるだけ、個人では言えないような部分は村の方がかわって大家さんの方にお話をするというのも必要かなと思っていまして、そういう要望を聞きながら、借り上げについては難しい面がありますけれども、調査をしながら取り組んでいければと、こんなふうに思っております。

○ 4番（伊東 利君） 借り上げ住宅、自分で見つけた方も多いと思いますし、いろいろな条件があると思います。ただ、二、三日前、新聞にいろいろなアンケートの、住民調査の、ありましたね。住まいの環境とか何とか。大半が、多くの意見としては、借り上げ住宅が古い、狭い、寒い、トイレ事情が悪いだの、いろいろこういうものがあって、非常に厳しい状況にあるように見受けられます。特に、川俣地区には学校があつて周辺にかなりの人が入居しています。みんな、伺うと、大変狭くて古くて寒くて大変だと。こういう状況で、防寒対策は、みずからの部分もあるわけありますけれども、できれば、仮設とまでは申し上げられませんけれども、電気カーペット、仮設には行くわけですね。今回、借り上げにも毛布とカーペット、このような状況であります。ですから、できれば電気毛布とか、お年寄り世帯の実態などそういう調査をしていただいて、そういう物の支援とかストーブの支援とか、そういうもので冬場はそういう支援を考えなくてはならないんじゃないかなと、このように思いますがもう一度お願ひします。

○ 副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだなと思います。特に、川俣の話は聞いています。大分、箱物が古くて大変だという話を聞いています。

○ これも県の方にはなかなか、借り上げの部分については、貸し主との問題もあつたりして支援というのが難しいのかもしれませんけれども、なお、要望はしますし、村でも、今ご質問のあった件については、多分、飯舘村にいたときも電気毛布とかそういう対応はしていたのかもしれませんけれども、古くなって使えないとかそういう場合もあるでしょうから、ここでできるできないの話はできませんけれども、後で議会の皆さんとも相談させていただいて、できるだけ早く、対応できるのかどうか。冬も迫ってきますので相談させてください。

○ 4番（伊東 利君） では、次に損害賠償支援対策についての質問ですが、住民懇談会のときも、あのときも村長に答えていただいたわけですけれども、ぜひ職員といいますか、いろんなグループ、そういうものをつくって支援をしていきたいというふうなお話もしていました。先般、それで始まったのかなということで新聞を見てみたら、松川仮設ではそういう対策をやったというふうな記事があったようありますけれども、この支援について今後、やると言っていますけれども、どのように、どういう体制で取り組まれて支援をするのか、再度お伺いします。

○ 副村長（門馬伸市君） 村の支援なんですけれども、今までいろいろやってきています。それぞれ東電の方にお願いして、説明会をきめ細かにやっていただきたいということで、今回また新たに日程を組んでいただいて、1日ではなくて3日から5日ぐらいの間、それぞ

れ固まりのある仮設あるいは公務員宿舎等でやってもらうことになりました。毎日、日程を組んで、東電の方で丁寧に説明をして、請求の指導をして、受け付けしているようあります。

村としては、今まで顧問弁護士さんにお願いしていますけれども、一人ではなかなか対応できないんですね、日程もあって。この前、村長の方からも顧問弁護士本人でなくとも、代理でもそういう体制をとれるのであれば、日数をふやして、相談回数をふやして、いろいろ相談に乗ってあげなければちょっと大変じゃないのという話もありましたので、そういう動きもこれからしていきたいと思いますし、また、職員の方でも、その他の項目について発送の準備をしています。こういう項目についてはこういう項目が請求できる見通しですよというような、項目立てをして、ある程度判断できるような材料も資料として皆さんにお配りすることにしております。

いろいろ動きはしておりますけれども、なかなか行き届かないというご不満もあるのかなと思いますが、できるだけ皆さんのが請求できるように、請求しないと生活、いつまでも仮払い補償金で生活できるわけではないので、ある程度この補償の請求ができる体制をしっかりととつていければと思っていますので、いろいろ工夫はしているつもりなんですが、足りない部分はなお、ご指摘いただいたとおりだと思いますので、体制を整えたいと思っております。

4番（伊東 利君） ゼひ、仮払いだけの金は多分底をつくんじゃないかと思いますし、本払い1回目、さらに2回目の請求用紙がきました。ゼひ早急にそういう体制をしいていただいて、あと今、村長からあったように請求項目に加えられるものですか、そういうものは早く出していただきたい、このように思うわけであります。そして、職員の支援というの、今の答弁ですとあるということですか。

副村長（門馬伸市君） 直接、職員が請求の相談を受け付けをして、相談に応じているという体制まではとれておりません。ですから、できるだけ村の方で、弁護士さんなり東電の方に請求しやすいような、あるいは相談を受けやすいような、そういう体制を検討しております。それで、国の方でも二つの組織、立ち上げて、先ほどご質問あったように、仮設ごとに、日程の調整あるいは人員体制もあると思います。弁護士さんと行政書士、司法書士かな、そういう方々、専門家の方が日程を組んで歩いているようありますけれども、これも十分とは言えません。ただ、そういう動きもあるということですので、それらの回数をできるだけ多く機会をつくっていくと。あるいは、電話、役場にも結構かかってきますけれども、担当者でないとなかなか答えにくいというのもあります。それで今、役場職員全員に東京電力の方から、請求の仕方の指導というか、我々自身がわからないと村民にも指導できないということで、来週あたりだったか日程を組んで、職員も電話がかかってきたときに対応できるように、そんな取り組みも今、しているところでございます。

4番（伊東 利君） 質問を変えまして、子供の健康管理について伺います。

ここでも親たちがみずから子供たちの健康、これについては親たち、教育の現場、こういうことをやるんだということあります。いろいろ父兄の方々にお会いしまして、あと集会でも聞いてみました。中では、何でガラスバッジ、周辺の川俣も福島も伊達も、今度

南相馬もやります。いろいろやっているのに、飯館村は取り組みが一番いいはずなのに、何でこれだけはやってくれなかつたのかという趣旨のお話があるわけであります。子供たちの行動、今言った学校、家庭とかというのは、ある程度貸し出した分でわかるかと思いますけれども、子供の行動範囲、やっぱりいろんな場所があると思うんですね。そういう部分で、ガラスバッジについての考え方についてはもう一度。

○ 教育長（廣瀬要人君） ガラスバッジの件については、先ほども申し上げたとおりですけれども、安価に購入できるということで割合に広く採用されております。積算線量計になっております。ただ、問題点もあります、リアルタイムで線量が把握できない。それから、分析といいますか、計測の分析を外部に委託してやらなければならない。そういう手間暇とか費用の問題もあります、飯館村としては、基本的には瞬間線量で大人が線量を確認しながら生活させようというような考え方で今まで来たわけですけれども、ガラスバッジの特徴である積算線量を知りたいという人もおりましたので、今回、積算線量と瞬間線量と両方を計測できる線量計を準備して、一部購入終わりまして、保育所、幼稚園、小学校、中学校に配布したところありますけれども。ガラスバッジ式の線量計の特徴と、それから瞬間線量計の特徴、両方を生かしながら子供たちの健康管理をしていきたいということで今後ともいきたいというふうに思っておりますので、こういうことを、ガラスバッジ支給よりははるかに進んで対応をしているんだということをこれからも保護者にも周知していきたいと、こういうふうに思っております。

○ 4番（伊東 利君） まさに答弁、わかるんです。この前新聞に書かれてありました。伊達市での積算線量計、8月に配布した部分を集計したと。平均が0.1ミリだった、最高で1.6、0.5超が30人いたと、こういう新聞記事があったんですね。ということは、個人の部分がきっちと、子供の行動と一緒にになって個人個人のものがわかるので、私はこれが今、教育長がおっしゃっている高性能の部分があつても、貸し出したのの問題で有効に活用されなかつたらば、皆子供を追いかけて毎日線量を測定しているのかわかりませんけれども、そういう部分で私は、安くて、統計上は月1回だから出し方が難しくなるのかもわかりませんけれども、やっているところではこれをきっちとして、放射線データが把握されて公表されれば、親はああうちの方は高かったのかとか、こういう判断ができるんじゃないかと思うわけです。

○ 教育長（廣瀬要人君） 個人のデータの確保については、家庭の工夫で、こんなに大きな、ちょっと今、現場を持ってきておりませんけれども、そんなに大きな線量計でありませんので、家庭の工夫で、親が使ってもいいでしょうし子供のカバンの中に入れさせておいてもいいだろうし。この大きさの線量計なんですが、十分子供にも対応できる線量計でありますので、いわゆるガラスバッジ式のデータの確保はできるのかなというふうに思っております。

○ それから、ちょっと補足いたしますけれども、この線量計で今、問題になっているホットスポットですね、各地にホットスポットがありますので、瞬間線量計がありますとそのホットスポットの確認もできると。したがって、そういう高い放射線を出している場所を避けるというようなメリットもありますので、ぜひ今後ともこの線量計で、使用について

はまたこれから家庭への啓蒙を図っていきたいというふうに思っておりますが、今お話ししたような対応で今後進めていきますのでご理解をいただきたいと思います。

4番（伊東 利君） 再度になりますけれども、総合しますと、今もありました瞬間線量計、教育委員会便りを見ますと、120台を購入して保育所から中学校までの保護者の代表に貸し出すことにしたということですが、貸し出す条件として1ヵ月なら1ヵ月、ずっとそういう状況で、バッジ式の線量計と同じような形で貸し出すということでよろしいですか。

教育長（廣瀬要人君） 基本的には、それぞれの全家庭に貸し出しますので、今度は回し貸しをするという必要はありませんので、早期にというふうに考えておりますけれども、ただ、途中でメンテナンスが必要になってきますので、1年に1回程度は回収をして、またメンテナンスをしてまた貸し出しをするというような形で対応をしていきたいというふうに考えております。

4番（伊東 利君） そうしますと、現在120台ですね。全部の要望にこたえるためには、いつ完了するんですか。

教育長（廣瀬要人君） 今回の線量計の貸与は、飯館村在住の保護者だけではなくて村内外の子供、家庭にも対応していきたいというふうに思っております。そうすると約500台必要になってきます。現在249台確保しておりますので、あと足りない分についてはまた予算的な配慮を議会の方にお願いして、速やかに対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

4番（伊東 利君） 最後に教育長にですけれども、来年、子供たちはどのくらいの人数になるんですか。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後2時09分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時09分）

教育長（廣瀬要人君） 現在、幼稚園、小学校、中学校合わせて約440人ぐらいになりますけれども、新年度、幼稚園に入る子供たちが若干減ります。そんなことで、若干減るのではないかなど。出入りあるにしても、若干減るのではないかと予想しております。今、事務の途中でありますので、まだ正式な数をお伝えできないということをご了解いただきたいと思います。

議長（佐藤長平君） 続きまして、10番 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） 去る3月11日の地震により、村内で屋根がわら、道路などが壊れたので、弱者対策事業を含め被害調査等対策本部設置がされました。しかし、12日から15日にかけて、東京電力の原子力発電所が爆発した直後からは、双葉、南相馬市からの避難受け入れをしながら、情報を早く知った村民が自主避難をされました。一時は過半数を超える

村民が県村外に避難をしましたが、情報が報道され続く中で村に戻る村民がありましたけれども、政府からの30キロ圏外安全声明がありながら、やがて原発から40キロの我が村の全村民が高濃度被曝をしたという実態が明らかになりました。しかしながら、一向に定まらない空間線量、放射性物質量、内外部被曝の安全基準値の中、さらに福島から東北地方東南、関東に広がっていく汚染は、9カ月を過ぎてもなお有効な手を打ち得ない政府と東京電力であります。

○ 我が村は森林75%であり、この森林汚染については全くのお手上げ状態であります。住民も村も全域除染、早期帰還を目指す国の施策に期待をし、計画的避難地域となって6月に全村民避難したわけでありますけれども、村内工場も操業し、村民は防犯のために村内を巡回し、出入りを続けています。村内の空間線量は今も2から10マイクロシーベルトで、年間基準値で最大30ミリシーベルト以上と依然、被曝し続けているのであります。考えてみれば、原子力発電は国の最重要政策でありますので、何よりも優先されるのは、何とか大げさにしないように、穩便に済ませられないかということであります。今、村民は、希望がない、すべてを奪われて家族も隣人もばらばらになり、職業の見通しなく、この先が全く見えない状態にあります。しかも、加えて、身に迫る放射性物質による生命の危機、心の危機などが続いているのであります。

こんなときだからこそ、村民の声、願い、提案に十分に寄り添って、村民が共通した意識・目標をつくり上げなければなりません。村民が主人公の村づくり、顔の見える、声の届く、村民と共同の村づくりをするために、村民のためになる質問、提案を申し上げます。

○ 初めに、被害を受けて避難していますが、人としての生き方が保障されなければなりません。そのために、行政としての役割と果たすべき執行として、弱者対策、そして自立対策、今、村は何をして、これから何をするのか、きちんと示すべきであります。

次に、健康を守るためにこれ以上の内部被曝をしない対策、そして、村民一人一人に線量計を配付することと、検査の徹底を図り、各村民がわかる被曝手帳など早く進めることが重要であります。

○ 次に、村民が迷うことなく村に寄り添えるような、わかりやすい役場組織体制とすべきであります。村民の求めることにどうこたえる仕事をするかが今、問われております。

次に、冬を迎えるための安全確保と緊急時に対応できる体制づくりを具体的にすべきであるし、雪、凍結、寒さの中での放射性物質のモニタリングと、一時帰宅する人などの内部被曝への行政としての責任をきちんと果たすべきであります。

次に、除染なくして復興も帰村もないと言われるように除染の目標値は重要であるが、幾らとするのか。計測はどのように、期間はいつまでとするのか伺います。

除染事業より発生する放射性物質の仮置き場についての説明会での村民の声はどんな内容であったのか。実施内容、意見、結果を示していただきたい。

さらに、期間は3年間としているが、スタートと終期はいつなのか伺うものであります。

言うまでもなく、除染の目的は放射性物質を人間の生活環境から隔離することであります。福島県除染推進チームが提唱する表土を5センチメートルはぎ取ると、3年間で約130万立方メートルで、その重量は約200万トンと言われております。5センチメートル取る

ことのできるところ、もっと取る必要があるところ、土手は、湿地は、山はと考えると大変な量となります。そして、運搬はダンプ運搬となることでしょう。今回考えておられる仮置き場の場所で、その全部が仮置きとなるのかどうか、さらに、除染そのものは何年続けることで村民の安心・安全を保障できるのか伺うものであります。

次に、復興についてですが、村民有志一同への公開質問状の回答の中でも「計画策定中」と答えているし、土台となる素案づくりにおけるアドバイザーの助言と会議録の提示を求めましたが、今もって示されません。なぜこんなに村民が少ない村民会議なのか、そして、今議会までと急がせる意図は何のためなのか。村民全体が共通とする意識、目標とするのには、余りにも問題を残した計画づくりであります。

この村民会議で示した計画は、村民のために公正・公平なものとなるのか。有志に回答したことは当然でありますが、4月15日提出文書には、同じく村民の有志が結成している団体の回答について、回答が今もってされておりません。全村民が目指す村民のための村民による村民会議で示した計画とはならず、訪問者やマスコミ向けと、執行部として答弁するための役割を果たすものとなっていると思われても仕方ありません。

今、求められているのは、村民全体の共通意識と目標となるものであり、過去の4次総、5次総のような、多くの村民が、地区の声が届く、までの希望の思いが見出せる計画であります。高齢者、準高齢者のみが帰村するのは復興ではなく、子供、家族が安心・安全に戻れるのが復興であります。そのためには、避難生活の中でも一人一人が自立していき、健康で暮らせる計画とすべきであります。

除染の実証・技術も確立していないし、アドバイザーの方が示しているように、今後の課題として住民の移住、土地問題などは10年以上、風評被害対策は10年、放射線モニタリング10年以上、損害賠償10年以上、健康調査・管理は最低10年がかかるとされております。

I A E A では、村への出入りが自由なので、不要な被曝を避けるため標識の設置を求めておりまますし、県教育委員会では、放射線教育の推進を決定しています。真に村民の命を守り、自立していくける施策として、就職、雇用、仕事づくり、損害賠償なども併行して除染事業に取り組むよう要求をして、一般質問といたします。

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、村民の生活支援でございますが、三つほどありますが、二つほど関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

第1点目の村民の生活支援のうち、弱者対策に対するご質問ですが、避難者支援として、ばらばらに避難している方々の不安を取り除くことはとても大切であり、重要なことだと考えているところであります。村としては、高齢者世帯やひとり暮らし世帯への巡回訪問や新たな自治組織の立ち上げ、交流サロンの実施、いやしの宿いいたての活用、住民懇談会の実施など、住民と役場のつながりを大切にしたり、住民同士がつながれる仕組みづくりなどを行うことで孤独感、精神的な不安の解消に努めてきたところでございます。

また、経済対策としては、企業等への村外での事業再開の支援、あるいは見守り隊や村内9事業所の操業継続対策、緊急雇用事業や県の紹介づくり支援職員制度などにより雇用対策を進めるとともに、支援金の配付などを行ってきたところでございます。

○ 次に、2点目の自立するための対策であります、避難により自立心の低下は今回の災害で村民が失う最大のものではないかと思っており、とても心配しているところでございます。村としては、お知らせ版などでの仕事の紹介とか自家野菜づくりの農地提供などを行っているほか、松川第1仮設住宅の敷地内には直売所の設置の動きや古い着物を縫い直し再生することなども始めたところでもあり、さらには、女性農業者が福島大学と共同で、加工品や弁当の販売を通して地域を元気づける取り組みを始めるなど、新たな自主自立の芽が出てきているところではないかと思っているところであります。今後は、中小企業の再開などにも力を入れていきたいと考えているところでございます。

○ それから、村の除染関係についてお答えをさせていただきます。3点、ご質問がありますが、関係ございますので一括お答えをさせていただきます。

○ まず、第1点目の除染の空間線量の目標値であります、村の除染計画では、国が示しておりますように、年間1ミリシーベルト以下を長期的な目標としているところであります。ただ、段階的な目標値の設定につきましては、復興計画村民会議の中でいろいろな議論をしていただきまして、除染部会、健康部会、教育部会との協議の中ではなかなか目標値の設定ができない状況でありましたが、去る12月6日の復興計画村民会議、いわゆる全体会議の中において、段階的な除染の目標値として、当面、年間5ミリシーベルトを目指すことをまでの復興計画に明記をすることにしたところでございます。

○ なお、除染目標については、復興計画村民会議からも村民に具体的に示すべきとの意見も出され、今回、明示したところでありますが、この件についてはそれぞれ見解も分かれるものと思っているところであります。しかし、今後、国に対し、除染の目標となる具体的な数値を示したことにより、除染の方法、予算の確保などの面でより強力に要望活動ができるものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○ 次に、除染に当たっての計測と期間であります、計測については計測ポイントを決めまして、除染する前と後をはかりまして、施行後は継続的に計測を実施していただくよう要請してまいりたいと思っております。

○ 次に、仮置き場についての小宮地区と南相馬市についてであります、10月29日に環境省から発表になった放射性物質による汚染された廃棄物や土壤の処理のロードマップの内容を受けて、除染による土壤の仮置き場を村のクリアセンターに隣接する国有林に選定することを11月2日に議会、農業委員会、行政区長会で説明をし、了承をいただいた後、同じ日に南相馬市を訪問し、申し入れをしたところであります。

また、仮置き場の設置となります地元小宮行政区の方々に説明会を3回開催をしました。小宮行政区での意見といたしましては、除染のあり方や仮置き場の安全性の確保、帰村に向けた除染への期待などいろいろな意見が出されたところでございます。村といたしましては、できるだけ村民の不安を取り除く努力をすることを説明をさせていただきまして、設置に向けての理解を求めてきたところでございます。

また、先般、南相馬市長と市議会議長が来庁されて、この際にも、南相馬市民に不安を抱かれることのないように仮置き場の設置については国の責任で万全を期す考え方を示し、理解を求めてきたところであります。

次に、仮置き場のスタートの時期でありますと、今議会で仮置き場の設置の審議をお願いしているところでありますと、議決をいただきましたら、国に報告をして、すぐに現地調査、測量、設計、造成工事に着手をしていただき、搬入ができる状況になった時期が仮置き場のスタートというふうに考えております。また、終期でありますと、環境省が発表したロードマップによりますと、平成27年1月から中間貯蔵施設の完工工区へ随時受け入れる計画でありますので、村が設置をした仮置き場から土壤の廃棄物がすべて搬出される時期が終期と考えているところであります。仮置き場の期間は3年間程度と明言をしておりますし、保管に当たっても環境対策に万全を期す旨の回答を得ておりますので、安全についても保障はされるものと今のところ考えているところであります。

復興についてお答えをさせていただきます。二つの質問がございますが、これも関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

12月9日に村民の復興を第1の目標とした「いいたてまでいな復興計画第1版」を策定いたしました。この第1版の意味は、状況の変化に対応しながら、村民の実情や意見をお聞きしながら、必要な見直しを行い、第2版、第3版と計画を育てていくという意味で第1版といいたしたところでございます。

復興計画村民会議には、村民の代表、議会代表、職員、アドバイザーなどが参加をし、四つの部会を設けて全部で20回にも及ぶ議論を重ねて復興計画案を答申をしていただいたところであります。

計画の主な施策事業としては、健康リスクコミュニケーションを進め、子供のいる全家庭には線量計を配付する、子育て世代の経済的支援を進める、既存の行政区と新たなコミュニティーの両方を支援する、除染、モニタリングでふるさとの再生を進める、地域資源を活用した新規産業の振興などによって雇用を確保するなどとしておりまして、村民とともに、までいな力を結集して新たな飯館をつくっていきたいと考えているところであります。

村民による村民のための村民会議になっていないのではないかというご質問でありますが、村民がばらばらに避難している状況の中で、来年度の当初予算に間に合うよう短期間でつくり上げたため、今までのように行行政区などを通して村民から広く意見を聞くことはできませんでした。しかしながら、各部会で関係者から直接要望や意見を聞いたり、17カ所で行った住民懇談会でも参加者から意見を伺いました。全世帯を対象に避難生活の実態調査も実施をして、村民の生活実態を把握した上で議論を重ね、計画を策定いたしましたので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

村民全体の共通認識と目標とならない計画では、復興・帰村とはならないのではないかとのご指摘もございましたが、12月初旬には、避難生活実態調査の結果や復興計画の骨子である復興プラン、村の除雪計画を全世帯へ配付をし、意見をお聞きしているところであります。年明けには順次、住民懇談会を開催し、復興計画を説明するとともに、改めて住民からの意見をお伺いし、第2版以降の計画に反映させていきたいと考えております。これらの取り組みを通して、村民の共通認識を深め、共通の目標になる復興計画としていきたいと考えているところであります。また、除染をスピーディーに進め、すぐにはできな

いかもしれませんが、できるだけ早く戻れるよう、仕事づくりや健康づくりなども含めて努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解をいただければと思っているところであります。

その他の質問は、それぞれ担当の方からお答えをさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

総務課長（中井田 栄君） 私からは、大きな1点目の3番目の情報提供についてのご質問にお答えをいたします。

村からの情報が足りないとのご意見は、多くの村民の皆さんからいただいているところであります。ばらばらに避難している今の状況では、前のように行政区を通じてすぐに情報を伝えることができず、村といたましても対応に苦慮しているところであります。

村としては、避難先で必要な情報を広報紙、お知らせ版、村のホームページ、携帯電話、テレビ会議システム、ウェブカメラなどにより、できるだけ迅速に情報を提供できるよう努力してきたところであります。また、重要な村の取り組みについては、10月から12月にかけて17回行った住民懇談会で、除染や復興計画、健康福祉などの資料をお配りし、説明をしてきたところであり、多くの貴重なご意見をいただきました。特に、復興計画には、住民のご意見、要望を取り入れたつもりであります。そのほか、全世帯の避難生活の実態調査やダイレクトメールによる意見の聴取も行っているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、大きな3点目の村民にわかりやすい組織体制についてのご質問にお答えいたします。

震災以来、議会の皆様とともに有事の体制で精いっぱいやってきたと思っております。小さな役場組織でありますが、状況の変化に即時対応できるよう、チーム飯館で全職員一丸となって災害対応に取り組んでまいりました。しかしながら、震災から9カ月がたち、全村避難が完了してからも4カ月以上が経過し、戦場のような状況からは少し落ちついてきたと思っております。現時点では、避難生活への支援、除染、仕事づくり、教育関係、健康リスクコミュニケーションなど、今後取り組んでいかなければならない課題が見えてきたところでありますので、議員ご指摘の内容も踏まえまして、新年度に向けて機構改革の検討を行ってまいりたいと考えております。まずは、12月末から職員を委員とした行政機構改革庁内検討委員会を立ち上げて議論を進め、ある程度案がまとまった段階で議会の代表、職員、学識経験者などで構成される飯館村行政改革審議会に諮問し、有事に対応した村民にとってわかりやすい組織機構を目指してまいりたいと考えております。

次に、ホームページ等での情報提供に関するご質問にお答えいたします。

村では、村民に必要な情報提供を充実させるため、議会のご協力を得まして村のホームページで情報提供を充実させる予算を確保していただいたところであります。村では、この予算を活用して、決まった情報だけでなく、現状や検討の経過などもわかるようにしております。なお、実態調査では、7割の住民が村からの情報誌による情報の提供を頼りにしているとの結果が出ておりますので、ホームページでの情報提供とあわせて、お知ら

せ版などを通じた情報提供についても充実させてまいりたいと考えております。

健康福祉課長（菅野司郎君） 私からは、村民の健康を守ることについて3点おただしがありました。関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の一時帰宅等に伴う子供の動向に注意すべき、また、内部被曝を防ぐ上からの対策を具体化すべきとのことについてであります。避難先から自宅へ必要な荷物を取り戻る際に、子供を預けるところがない、預かっていただけないなどの理由により、やむを得ず子供を連れて一時帰宅される方がおられるることは聞き及んでおります。村としては、一時帰宅に当たっての保護者への注意喚起と、子供を預かる場所・施設などが必要と考えております。今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

また、内部被曝を防止するためには、汚染された飲食物を摂取しないことが大切であります。放射能に関する教室等を開催し、保護者に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の村民一人一人に内部被曝がわかる線量計と検査が必要であるとのおただしであります。線量計については、さきの伊東議員にお答えしたとおりであります。ご理解をお願いいたします。

内部被曝検査については、福島県が導入するホールボディーカウンターが整い次第、実施したいと思っておりましたが、平田村の医療法人誠励会との業務委託協定を結び、平田中央病院で検査ができることになりました。検査機器も福島県が整備する機器と同型で、検査結果も放射線医学研究所に依頼し、3月11日にさかのぼって預託実効線量を算出できる方式であります。これまでに実施してきた放射線医学研究所や日本原子力研究開発機構での検査と整合性もとれ、県民健康管理調査に反映されるものであります。今回の12月補正予算にその費用として400人分を計上させていただいたところであります。ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の各自が理解できる検査と記録していく被曝手帳など必要であるとのおただしであります。まず、ホールボディーカウンターによる検査については、今後も福島県や関係機関と調整を行い、多くの方に受けさせていただくよう周知してまいります。

また、被爆者手帳等については、事故後、被爆者手帳のようなものの発行を考えており、全村避難に当たって、将来を担う子供たちを中心に「健康手帳　までのいな体」を発行することを基本プランの中で示させていただきました。この手帳は、3月11日以降の行動や検診等の記録を残し、長く保管していただきたいと思い、高校生以下の966人と母子手帳交付者27名に配付をしました。なお、記入後については、特に提出は求めておりませんが、保護者の方々や各個人で大切に保管していただいているものと思っております。

以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは、4の村民の安全確保についてお答えいたします。

まず、1点目の冬に向かっての除雪などの緊急時に対応できる体制づくりについてであります。まずは除染であります。先ほど松下議員のご質問にお答えしましたように、冬期間の村民の交通の安全確保のため、除雪を実施してまいります。あわせて、例年行っています凍結箇所の滑り止め砂の設置や暴風ネット、防雪ネットの設置などについても

実施して、交通の安全確保を図ってまいります。

次に、各家庭に対する街路灯設置ですが、見守り隊と今後の必要性を見きわめながら対処してまいりたいと考えております。また、防犯灯につきましては、蛍光管の点検を実施して不具合のある蛍光管については交換をしてきたところであります。

次に、帰村して働いている方々等の緊急時の対応ですが、現在、村内において警察によるパトロールの実施をしていただいており、また、広域消防署員や見守り隊事務局等も常駐しておりますので、緊急時等の対応については可能であると考えておるところでございます。

次に、2点目についてですが、村は雇用の維持の観点から、製造業9事業所の継続操業を特例として国に認めていただくとともに、留守中の財産を守り、所得の一助としていただくため、緊急雇用創出事業によりいいたて全村見守り隊事業を実施しているところでございます。これらの事業所の継続操業も全村見守り隊も、従事される方々には線量計を携帯し、極力、放射線被曝を避けながら作業を進めていただくため、就業形態や時間管理をはかりながら実施していただいております。

事業所におきましては、職場ごとの線量を計測し、所属の従業員の被曝線量を把握しておりますが、個々の放射線に対する意識が異なりますので、12月からは、希望する事業所には従業員個々に線量計を貸与し、24時間被曝量がわかるようにいたしました。

ご質問にあります一時帰宅時の放射線被曝についてですが、一時的低線量被曝がもたらす健康被害については専門家の間でも評価が分かれているようですが、なるべく無用な被曝は避けることが肝要かと思われます。今後、復興計画のリスクコミュニケーションにもありますように、定期的に放射線に関する学習会を開催し、放射線に対する知識と対応について学べるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後2時51分）

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時15分）

10番（佐藤八郎君） まず、村民の生活支援について、自立した仕事をしていくために質問したところ、それぞれいろんな人たちが動いているという流れ、私が知っている範囲と同じ流れですが、ご説明いただきました。中小企業の再開などにも力を入れるというお話でありましたけれども、動きとしての実態、どうとらえて具体的な進め方をしているのか伺います。

産業振興課長（中川喜昭君） 企業の村外での事業再開の支援ということでございますが、何回かお話をしておりますが、全村避難によりまして企業等事業所等も村外へ避難という形になりました。それで、村外で事業をしていきたいというお話があった事業所につきまし

ては、国の中小機構の制度を活用しまして、現在のところ、14事業所につきましては操業が始まっているということでございます。今後、伊達市の方の工業団地の場所も確保しまして、4事業所が今、中小機構の方の事業の中で操業を始めるように準備をしているという状況でございます。

あとそのほか、避難先におきまして、一時は休業している事業所もございましたが、それぞれの避難地におきまして場所等を見つけながら操業を再開しているという状況になっているところでございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 全体で、3.11前、中小企業の数と、今、そういう14事業所と合わせて、さらに伊達の4事業所ということでありますけれども、在村している企業もあるんですけども、全体の流れでは、再開をしようという動きと休業なり廃業の部分ではどういう実態の中で、さらに、休業している部分の支援をどういう方向で位置づけて進めるのか伺います。

産業振興課長（中川喜昭君） 村外へ移転して事業を継続している事業所でありますが、104ございます。あと、村内で操業継続が認められた事業所がいいたてホームを含めて9という形になります。あと、休業した事業所の数については77、廃業については7と。あと、現在移転検討中というような事業所もございまして、14という形で今現在、動いております。あと、村外での事業所104ありますが、既に移転をして契約を済ませている事業所等も96、あとは先ほどのプレハブ、仮設、中小機構のプレハブ事務所等が4という形で今現在動いている状況であります。

以上です。

10番（佐藤八郎君） 商工会の方などに話を聞くと、飲食店とかある一定の、床屋さんとかパーマ屋さん、そういう動きも出ているというふうなことですけれども、あとは自動車屋さんですか、そういう部分も含めた数なんでしょうか、今のは。

産業振興課長（中川喜昭君） 今現在、美容室、パーマ屋さん、あとは車の整備工場という部分については、村外でも移転をして操業したいということでございますが、なかなか希望している店舗等が確保できないという部分がありますし、あと車の整備工場につきましては、整備関係の認証を受けているということで飯館からは外せないという状況があつて、なかなか村外への移転ができていないという状況がございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 次に、情報の問題についてですけれども、今までいろんな方法を通じてできる限りの努力をしてきたということでありますけれども、それでも村民からは情報不足なんだという声が多いわけでありますけれども、どうも私が考えるに、村が出る情報と村民が求める情報の違いがあるのではないかというのが一つあるんですけれども、村民は、どんな情報を欲しいというふうに総務課長、考えておられるか。

総務課長（中井田 栄君） 情報につきましては、今回、懇談会でも指摘いただきましたように、今一番課題となっている除染の問題、あとは教育、環境の問題、あとは健康リスクコミュニケーションの問題、その辺がやっぱり村としては重要な課題であるというふうに考

えております。当面、生活支援の中でも、現在、生活していかなくては、暮らしを立てていかなくてはいけないわけでありますから、仮設、あとは公務員宿舎、借り上げ等で、先ほどからご質問あるように、冬対策の問題なんかも、結果だけではなくて経過も随時載せていく必要があるというふうに考えておりますので、なるべくリアルタイムに、予算をとつていただきましたので、ホームページ等には載せていくたいというふうには考えておりますけれども、何せ職員、一生懸命やらせていただいておりますが、今後もホームページ、あと情報、お知らせ版、広報等に十分にこたえられるように情報については載せていくたいと考えております。

○ 10番（佐藤八郎君） 基本的には、幾ら被害を受けて避難をしているといつても、人として生きるというのが、そのことなくして、除染が例えれば成功しても、ここに戻れるだけの力を持っていなければ難しいという部分があるので、除染、教育、健康は、避難しての状況のことでの情報ばかりで、この先どういう、一人一人が自立した中で力を蓄えて、やがて除染されて帰村できるときに、そういう自立して力のある村民が戻っていくかという部分が大事だなと思うんですけれども、そういう部分での、村が今やろうとしていること、今の中長期的な計画というものが見えないから、終わったこととか、すぐ2日、3日でやることの報告しか載っていないので情報不足だと言われているんじやないかと思うんですけども、その辺で改善をされるべきだなと思うんですけども。

○ 副村長（門馬伸市君） 確かに、避難されている村民からすれば全くそのとおりだなというふうに思います。決まったことだけ、あるいは重要なこと、あるいはこれから審議しなければならないことなどなどについては、やはりある程度の先々の情報を流して意見を吸い上げるという姿勢が大切だというふうには理解をしておりますが、今回の復興プラン等については、先ほどもお答えさせていただきましたとおり有事でありまして、なかなか避難村民全員から意見を集約したり、あるいは意見を聞く、そういう場が特定されておりました。したがって、今後としては、復興プランについては、今回審議、議会で審議をしていただいて、最終的に決定をしましたならば、今度は村民の皆さんに復興計画の中身について、短期、中期、長期というふうなスパンである程度の事業を組み立てておりますので、あるいはこれから組み立てなければなりませんので、その辺は丁寧に説明なり、今後の事業に生かしていきたいな、こんなふうに思っております。

○ 10番（佐藤八郎君） それでは、健康を守ることについてお伺いをしますけれども、どうしても避難前の、体に影響が直ちにない、意識というのがあります。山下さんなりアドバイザーなど関係の講演が。でも、そういうのが原因と思えるのかどうかわかりませんけれども、やっぱりもう少し正しく、危険なことを具体化して、意識向上をさせながら、子供を預かることも含めて、影響力の大きい人たちはなるべく帰村しないという。線量が下がったわけでも何でもないんですから。それを安易に平気で。確かにあした腹が痛くなったり目が見えなくなったりするものではないですから。だから、その辺をきちっとしないと、どうしても体に影響が直ちにない意識というのがぬぐい去れない。余りにもそれを徹底してやられた部分もありますので、その辺をきちっとしないと大変ではないかと思うんですけども。

健康福祉課長（菅野司郎君） 確かに議員おっしゃるとおりであります。放射能に対しての不安、かなり持つていらっしゃいます。あとは基準も明確に示されていないということで、親御さんもかなり心配しているということは重々承知しております。何しろ、正しく理解して正しく怖がるということを早急にやっていきたいというふうに思っております。健康教室あるいは放射能に関する教室というものを開催し、その中で周知をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） ここで放射能線量値云々、私学者でも何でもないので、それは自分の信じる科学者、学者、医学者の意図に沿うものになるから、それはそれでいいんですけれども、やはり危険だと言われるものがある限りは、その危険というレベルに合わせた形で村民の健康、命を守ることをしないと、後でいろんな問題なり、村民が取り返しのきかない健康状況悪化になつたらどうしようもないわけですから、それはきちんと守るべきことは守る、正しく理解して怖がる。この基準そのものがきちんと守られなければそのようになっていかないので、それはきちんとすべきだと思うのでありますけれども、もう一度。

健康福祉課長（菅野司郎君） 何ミリシーベルトがいいかというのは今、議論中であります、近々多分国の方から子供に対してはどのくらいかという数字が示されるのではないかというふうに考えております。ですので、それまではそれを参考にしながら進めていきたいというふうには思っておりますが、冬休みにも入りますので、差し当たってチラシなんかをつくって保護者に周知していきたいというふうに思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 省庁の発表もいろいろあつたり、学者もいろいろありますし、村は一体どこにあるのか、教育委員会の子供に放射能に対する教育そのものはどこにあるのか、健康福祉課の幼児やら妊婦、青少年に対するものはどこにあるのか、その辺はどこが危険ラインだというふうに思うものありますか。

副村長（門馬伸市君） 国でも今、暫定基準値でいろいろ数値を出していますけれども、国でも今、どこが安全でどこが危ないという基準を示さないでいるわけですよね。ですから、私らはある程度、ガイドライン、国の方でガイドラインを示していただかないと、ただ単に1ミリの世界に入ってみんな怖がって心配しているわけですね。ですから、多分、この前の会議だったか、国の方ではガイドラインを示したいという話をしていました。あと、今、課長からあったように、子供と大人の基準値、当然子供は厳しくならざるを得ないんだだと思いますので、その辺を示すということを国の方でも言っています。ですから、今こういう国も示せない中で、村で何ミリを安全でと言われてもこれは無理な話であります、國の方で早く、暫定でなく正式な基準値を設けて、それも大人と子供はこうなんだということで示していただかないと、現場は全く振り回され放しですね。その辺、國の方にも会議の都度、私らは言っているつもりです。早くガイドラインを示していただかないと不安だけが先走って、現場では対応がし切れないということだと思います。

10番（佐藤八郎君） 先ほど一般質問の中でも申し上げたとおり、原子力行政は國も経済界もトップのお金がもうかる事業なんです。そういう中にあっては、先ほど申したように、

なるべく穩便におさめたい、何とか数値を、基準をいじくり回していきたいという、補償なり賠償を少なくしたいという動きなんです。そういう政治経済の中にあっての村としての態度は、やっぱり事故が起きる前は1ミリシーベルトで歩んでいたわけですから、そういうところにきちっと、健康に関しての部分は1ミリにするとかという独自性のものを持ってしかるべきだと思うんですけれども。5ミリになったから、10ミリになったからという動きよりは、やっぱり村は村民の健康、命を守る観点から1ミリなんだと言う方がはつきりわかりやすいですから、そこはそこきちんとすべきだと思うんですけれども。

副村長（門馬伸市君） 今すぐそういう数値を具体的に、さっきは除染の目標値は当面ということでお話をさせていただきましたけれども、健康に関することは低ければ低いほどこれは正しいのではないかというふうに思いますけれども、それを飯館村が数値を、出せないことはないと思いますけれども、出せば出したで、来ますよね。出さなければ出さないで、また来ます。健康はやはり一番大切な分野ですから、年間内部被曝1ミリ未満というのは当然だと思いますから、それをあえて示すということもこれは村として対策上立派なことだなというふうには思いますけれども、示すことによってまた相当、不安というのも出てくる可能性もあるなというふうに思っておりまます。ですから、言いたいことはわかります。わかりますので、説明会とかなんかの中においては、私も素人でわかりませんが、リスクコミュニケーションのアドバイザーの皆さんにそれぞれ時間を割いていただいて、村民の皆さんに、全部行き渡らないんですけども、行っていただいているんです。知識が、放射能に対する知識がまだまだ、何ていいますか、乏しい。食べ物にしてもそうですし、受ける外部・内部被曝、いずれにしてもそうですし。まず、その辺のところをしっかり説明して共通認識に立たないと、数だけ、数値だけを前に示すということも逆に村民にとってどうなのかなという心配もありますので、示すということは確かに正論だと思いますけれども、今そういう悩みを持ちながら村の方としても考えているということでございます。

10番（佐藤八郎君） ゼひ自主独立の自治体としての役割をと思います。

次に、被曝手帳ですけれども、とりあえず993人のみ配付ということありますけれども、全村民被曝なんですね。そういう意味からして、なぜとりあえず993人のみの配付で、あとは国・自治体からの部分で対応ということになるのか、個人個人がきちんと自分の健康検査記録を持っていることは大事ではないのか、もう一度お伺いします。

健康福祉課長（菅野司郎君） この健康手帳を作成するに当たって、実は村で、負けねどいいたてと一応中身、いろいろ相談いたしました。そして、その中で、村は高校生までの部分についてつくりまして、あとその上については、負けねどいいたての方でつくれて配付していただくというような二通りの方法でやっておりましたので、今回の答弁ではとりあえず村の18歳以下の方についてのみ答弁をしたところであります。ですので、手帳が二つになっています。オレンジの方が18歳以下の方、こちらの方が19歳以上の方というふうになっております。そのような状況であります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、993人は村でのみの配付とのことですが、全村民被曝者です。それ以外の方は、負けねどいいたてと村で協議した健康手帳なるものをお持ちいた

だいて、その中の検査や健康状況を記していくことののような答弁ですけれども、そうしますと、993人以外の方はこの手帳をどのようにして求めたり、どのようにして配付されて、どのような周知をされて現在、進んでいるのか伺います。

健康福祉課長（菅野司郎君） 村の方に対して、できましたということで来ました。それで、配付の方法について村の方に依頼がありまして、その中で配付という形になったと思っております。そのほかに、窓口に置いたり、あとはいやしの宿にも置いてありますし、そういったことで、希望者はそこでいただけるというふうな形になっています。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、欲しい方なり、そういうことを村民に知らせてあるんですか。窓口に置いてある、窓口で気がついたら持っていくと、そういうことなんですか。気がつかない方はずっともらえないんですか。持つことができない。

健康福祉課長（菅野司郎君） 今ちょっと確認したところ、12月あるいは1月に広報と一緒に配る手はずだそうです。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、村民にわかりやすい行政ということについて、私、震災起きてからずっと思っているんですけれども、村民はそんなに役場機構を十分理解して生きているわけじゃないんです。毎日の中で、健康のこと、避難のこと、損害賠償のこと、除染のことと不安を持っているわけです。きちんとそういう、避難生活対策室、損害賠償室とかって、わかりやすいことでの紹介をきちんとしてこたえるというのが当たり前だと思うんですよ。まして有事の体制の考え方ではないですね、さっきの答弁を聞いていると。そういう今までと同じようなやり方ではなくて、村民の顔がすぐに見える、村民の声がすぐ届いているという行政にしなくちゃ対処できないでしょう、不安も見通しも。そこはきっとわかりやすい行政にすべきだというふうに思うんですけれども。それが村民の切実な要望ですよ。わかりにくいくらい。産業振興課にかけて、避難だから損害賠償だか、担当出してくれよって。そういうことをやめて、一発でわかる人につながるようにきちんとすべきじゃないですか。

副村長（門馬伸市君） できるだけワンストップで答えられるようにということでやってきたつもりです。今まで避難所の確保とか避難者の受け入れとか、いろいろありました。人員のこともあるって混乱した時期もありますけれども、現在はそれぞれわかりやすく、担当を決めてやっております。ただ、住民からすれば、電話をかけたときにたまたまわからない人が電話をとったときに失礼があるというのも、私の方に苦情が寄せられております。ですから、できるだけそういうわかりやすいような体制にはしているつもりなんですが、今回やはり職員の中から、兼務兼務で自分の仕事、どちらつかずということで、その辺をしっかりと専門に機構組織をいじった方が、組織を変えた方がいいんじゃないのという声も寄せられております。

ですから、実は来年度の4月から、課を設置するのか室を設置するのか係を増設するのか、その辺は府内の検討会で12月21日でしたか、初会合を開きますので、そこで議論、スタートになります。来年の4月からは、いわゆる原発関連の対策、課なり室なりを設けて、

そこに係を置いて、そこで災害関係はすべて対応できると、こんなふうにしたいということでお、動き出しているところでありますので、今までそういうワンストップでやるよう努力はしてきましたんですが、村民の方からは苦情が寄せられているということも事実でありますので、組織の再編に向けて努力をしてまいります。

10番（佐藤八郎君） 副村長、難しいこと言っているんじゃなくて、村民は、お知らせ版ならお知らせ版、広報なら広報を一面、張っておいて、損害賠償ならどこに電話するんだ、担当だれとだれ、除染なら除染と、すぐ対応できるようにしたらいいでしょと言っているだけですよ。

副村長（門馬伸市君） 大変申しわけないです。村民の立場に立ってそういう書類を発行していないということで、申しわけないなと思います。確かに、電話のわきあたりとか茶の間あたりにそういう、どこの課・係はこういう仕事をやっています、こういうことをやっていますと電話番号まで書いて、そういうふうな周知はしていなかつたなど、こんなふうに思っていました、そういうところまで意を用いていかないと、私たちの感覚ではわかっているつもりでも村民の皆さんはそこまでわからなくて、情報が少ないとかどこの課に申し入れすればいいのかと、そういう苦情が来るんだなと思いましたので、注意したいと思います。

10番（佐藤八郎君） 村長、説明会でも何度も言ってきましたけれども、村民の不安とか願いなどに寄り添った仕事を村はしているんだということをずっと説明会で繰り返して言っていましたけれども、ところがそうなっていないでしょというのは、今、具体的に言ったように、産業福祉課の何番にかけばどんな方がどういうことで出るのかもわからぬし、私はこのことに困っているからかけたいんだと、どこにかけばいいんだという。何も簡単にきちっと理解できるようにしたらいいいんじゃないですか。有事の際ですから、今までの産業振興課、健康福祉課云々と、そういう課ばかりを大事にすることじゃなくて、村民の声にこたえられる、村民の願いにきちんと寄り添えるような機構改革をきちんとして対応すべきじゃないですか。そういうことでお互いの信頼関係が生まれて、共通認識が生まれて、やがて帰村や復興にみんなが向かっていけるようになるんでしょう。そう思うんですけども。

村長（菅野典雄君） 前半は避難をやり、後半は除染なりあるいはその他の問題をやってきたわけでありますけれども、それぞれ避難については災対本部ということですとやってきましたし、除染については産業課ということでやってきましたし、それなりに広報その他に番号は書いていますけれども、人によってはやっぱり見ない方もいるだろうというふうに思いますから、また改めてその辺を整理して出したいと思いますし、また、今答弁しましたように、できるだけ機構をわかりやすくしていくということも大切だろうということで、庁内の検討委員会を開かせていただくということありますので、できるところから村民の意向に沿った形にしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎君。

時間があと10数分になってまいりました。スピードアップをお願いします。

10番（佐藤八郎君） 村民の安全確保について。村内で働く方々の部分の放射能、答弁で今

度、希望者にはという部分ありますけれども、一時帰宅する人なんかもかなりいるんですね。1週間に4日間はあっちにいるとかなんという人も大分聞きますので、やっぱりなるべく無用な被曝をさせないことが肝要だと先ほどの答弁がありましたけれども、そういう部分も考えて、一人一人がきちんと健康被害の認識を持っていただく努力が必要ではないかと。私、ずっと見ただけでも、1週間に、こちらの避難所よりもうちにいる人が多い人がかなりふえているんですけども、その辺はどういうふうに考えて対応していきますか。

村長（菅野典雄君） できるだけ村民の実態を知るというのは、我々も、まず大切なことがありますので、残念ながら何回足を運んでも村内から出ることがないという方が今、7家族12人ほどおられるということあります。そして、今ご質問にあった、どちらかというと避難先よりも村内の方が多いのではないかという方も約40数名というのもデータとしては拾っております。ですから、その方たちにもう一度、あるいはもう二度ですか、お話をさせていただいて、せっかく避難先を持っているわけでありますので、少しでもやはり、今ご質問ありましたように、やっぱり放射能から遠くにいるということが大切だらうと思いますので、声掛けをしていかなければならないなど、こんなことで、データは拾い終わって、年内ぐらいにはその辺は連絡しなければならないなど、このように思っているところであります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 除染についてですけれども、当面、年間5ミリシーベルトというのは、1時間当たりにすれば約1マイクロシーベルトでしょうか。9月28日の除染計画での1ミリというのと、国が目指すことを決めた1ミリというのは無視するような方向になろうかと思いますけれども、そのことはどうなのかと、除染する目的からして、安心・安全、家族そろっての帰村、という部分からなかなか5ミリシーベルトというのは村民合意が得られないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうに。

副村長（門馬伸市君） 先ほどもお答えしましたとおり、それぞれ今回のプランに携わっていただいた皆さん、あるいはアドバイザーの皆さんでも議論して、1ミリということありますと、0.18ぐらいの毎時マイクロシーベルトです。5ミリで1マイクロです。0.2ぐらいのところまですぐにというわけにはいかないと思います。国で言っているのも、1ミリは今すぐ1ミリ以下ということではなくて、長期的なスパンで1ミリ以下を目指すというふうに言っています。ですから、今の村の現状からして、1ミリの0.2マイクロに下げなければ戻られないということになれば、福島あたりもほとんど住めないところになってきます。ですから、当面5ミリという、5ミリでもきついと思います、1マイクロですから、毎時。すると、今のいちばん館ではかっているところが2.0を行ったり来たりのところでありますから、その半分にしないと5ミリにならないということですね。ですから、5ミリというのも非常に厳しい数値だと私は思います。それを示したことによって、5ミリを当面目指すということは、かなりこれは国の方で本腰を入れて除染していかないと、とてもじゃないが1マイクロの世界ですから、ハードルは物すごく高いんじゃないのかなと思っていまして、あくまでも暫定、当面5ミリということは、村にとっては、確かにそこまで下げるのも厳しいということありますけれども、それを目指して国の方に予算を

確保して除染を早く進めていただかという思いもあって、5ミリという数字をあえて出したものですから、ご理解いただければと思います。

10番（佐藤八郎君）あと、説明会、仮置き場ですけれども、説明会に3回、十分な意見を出されたと、理解を求めたという答えがあるんですけれども、南相馬の方の人にも理解を求めたんだということですけれども、どんな意見が多く出されて、あとは実際の南相馬市への河川への影響はどういうものがあるのか伺います。

村長（菅野典雄君）小宮の行政区の皆さん方と3回お話をさせていただきました。大体皆さん方の言われるのは、永久にそこに置くことにならないのか、あるいは、たとえ短い間でもそれで危なくないのかとか、そういう意見が結構多かったなというふうに思っています。したがって、話している間に我々も環境省とかけ合いながら、もう少し二重三重の方法がとれないのかという形で詰めをさせていただいたということでありますから、3回の話し合いはそれなりに一歩二歩、私は前進したと、こんなふうに思っております。

それから、南相馬市の方に関しては、当然下流でありますからお話をしてもおかなければならぬと思いましたし、また、向こうの方もそれなりに飯館村にお話をしてもおかなければならぬということで、行ったり来たりはさせていただいたところであります。当然、我々も上流でありますから、下流に最大の配慮をこれからしていくというのが当然でありますし、また、下流の方もすべて上流がだめだと、こういう話になってはいけないのではないかなんという気がします。要はいかに安全にという視点で考えていただかないと、上流がだめだということになりますと、じゃあ持っていくところはどこなんだという話になると思いますので、みんなで、こういうときでありますから、それぞれうまく除染が進むような方向で考えていくことが大切ではないかというふうに思っているところであります。

10番（佐藤八郎君）仮置き場にもう一度戻りますけれども、今議会で審議をしていただかることでありますけれども、議会は、ご存じのように7割の住民の移住地もわからぬという実態です。地元、小宮地区の合意には至らないという。平成27年1月からの中間貯蔵施設への搬出終了が、仮置き場の終了の考え方なんですね。南相馬市との関係では、理解を求めたという今の村長のお話です。これ現状にあって村民の合意にはなかなか至らないのかなという考えもしますけれども、今後、どのようにわかりやすく、これは絶対必要なんだと、この仮置き場については3年後にきちんとしていくと。そして、内容的にも、過去に小宮牧場でも、台風かなんかの際に穴を掘って埋めたものが流れたような、集中豪雨とかいろいろなものがありましたけれども、そういう大豪雨を想定しても何ら問題なく、仮置き場として、下流や周辺地区の村民にも迷惑とならないものになるのかどうか、もう一度伺います。

村長（菅野典雄君）飯館村だけの話ではなくて、まさに浜通りあるいは場合によっては中通り、会津までも含めて、それぞれ仮置き場の課題はあるわけでありますから、そういう意味でしっかりと、どこにあろうとも周囲に影響を起こさないような最大の努力というものを考えていくということではないかなというふうに思っていますので、その旨は村からもあるいは、みんなの共通認識として国に求めていく課題ではないかと、このように思って

おります。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎君、あと3分程度です。

10番（佐藤八郎君） 復興について伺いますけれども、通告したとおり、4月15日の村内団体への回答はいまだかつてしていませんし、あとは、村民会議始まる冒頭に私、土台となる素案づくりにアドバイザーの助言やら会議録等を求めたんですけれども、出すというお話をうたうけれども、まだ出されておりませんけれども。やっぱりきっちり出すところは出して、答えるところは答えていくというのが基本姿勢だというふうに思うんです。まして今後、村民が少ない委員の中での村民会議の復興に関する計画書でありますから、今後、第2、第3版に反映するという部分でも、見直しすることもあるんでしょうけれども、やっぱり基本的な村民の意見の情報公開なり、求められたことにはきっちり出していくという姿勢というものが限界、やはり便宜上のものになってしまって村民の共通認識や目標になっていかないのではないかという危惧を抱きますので、その辺を伺います。

村長（菅野典雄君） 情報公開については、こういう大変なときでありますからなおさらのこと、しっかりと村民に周知していくということであろうと思います。今回、きょう出てきた、できただばかりでありますけれども、広報の中にも、これまでの懇談会の大まかな問題というものを書いていただいてそのお答えも出していくつもりでありますし、もし、回答がないというのは、出したくないからではなくて、多分忙しさの中でなかなかそこに思いがいかなかつたということであろうかと思いますが、何ら情報を隠すということはない形でいっているところでございますので、どうぞご理解をいただければと思います。

議長（佐藤長平君） 所定の時間が終わりましたので、ご協力をいただきたいと思います。

これで本日の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時05分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月13日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長子

飯 館 村 議 会 副 議 長

志賀義文

〃 会議録署名議員

佐藤八郎

〃 会議録署名議員

志賀義文

〃 会議録署名議員

松下義喜

平成23年12月16日

平成23年第11回飯舘村議会定例会会議録（第3号）



平成23年第11回飯館村議会定例会会議録（第3号）							
招集年月日	平成23年12月9日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日	開議	平成23年12月16日 午前10時20分					
時及び宣告	閉会	平成23年12月16日 午後 4時24分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○	
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○	
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○	
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○	
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○	
署名議員	2番 飯樋善二郎		3番 北原 経		4番 伊東 利		
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野久子		書記 松下義光		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○ 出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○	
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤眞弘	○	
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○	
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○	
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 局長	高橋一清	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田栄	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成23年12月16日（金）・午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 村長の追加提案理由の説明
- 日程第 3 発議第10号 放射性物質の仮置き場の設定に関する付帯決議（案）
- 日程第 4 発議第11号 いいたてまでいな復興計画の策定に関する決議（案）
- 日程第 5 発議第12号 原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書（案）
- 日程第 6 議案第78号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 7 議案第79号 平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第80号 平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第81号 平成23年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第82号 平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第83号 議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第12 議案第84号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第85号 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第86号 飯舘村特定住所移転者に係る申出に関する条例
- 日程第15 議案第87号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第16 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第17 閉会中の継続審査の件
- 日程第18 閉会中の所管事務調査の件

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時21分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

本日、村長から補正予算案件1件、その他案件1件の追加議案が送付されております。

以上であります。

### ○ ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君、4番 伊東 利君を指名します。

### ◎日程第2、村長の追加提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第2、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第87号は、「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第10号）」であります。

既定予算の総額に2,962万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を58億7,037万8,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、消防費といたしまして災害対策費が1,964万円であります。教育費といたしまして教育総務費に998万5,000円を計上をいたしたところであります。なお、この補正額を賄う財源として地方交付税、国庫支出金、村債を充当しているところであります。

諮問第4号は、「人権擁護委員の候補者の推薦について」でございます。

飯館村松塚字中迫173番地の2、菅野 茂さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

なお、例により総務課長から追加提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時25分）

### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

◎日程第3、発議第10号 放射性物質の仮置き場の設定に関する付帯決議（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第10号「放射性物質の仮置き場の設定に関する付帯決議（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

復興対策特別委員長（大谷友孝君） ただいま議題となりました放射性物質の仮置き場の設定に関する付帯決議（案）でございますが、朗読をもって説明にかえます。

放射性物質の仮置き場の設定に関する付帯決議（案）

原子力発電所事故によって全国的に広がっている放射性物質の処理には、多くの自治体が苦慮している。また、全村避難を余儀なくされている本村でも、一日も早い復興と帰村を目指すためには放射性物質の除去は不可欠であり、現時点では放射性物質を適切に処理するすべもない状況にある中、除染によって出る汚染物は我が村の中で一時保管せざるを得ない状況にある。

本村においては、放射性物質の仮置き場の設定についてはさまざまな問題もあるが、本村の状況からして、村が提案する国有林、2317林班地内を除いて適地がないことから、国有林に除染物の仮置き場を設置する計画である。

上記の件について本復興対策特別委員会で審査を進める中で、放射性物質の保管においては、提案する一時保管方法としては必ずしも安全な方法とは言えないものがある。そのため、仮置き場の使用にあっては、土のう及び遮水シート等で万全を期すとはいえ、山林の開発による自然災害が予想されることから、下記の事項については議会及び村民の合意形成を得られるよう要望するものであり、そのため、国、村が一体となって下記の項目について取り組み、安全・安心を期することを強く求め、設定計画案どおり認めるものである。

記

1. 仮置き場の設定については3年間程度とし、中間処理貯蔵施設にはしないこと。
2. 仮置き場の開発事業に当たっては、自然災害の防止を図ること。
3. 放射性物質の保管方法としては、管理型に準ずる構造とすること。
4. 工事等の仮置き場の設計施工に当たっては、議会と事前に協議を行うこと。

以上、決議する。

平成23年12月16日、福島県飯館村議会。

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 去る14日の特別委員会の全員協議会の中、いろいろこの間、仮置き場については議論をしてきたところでございます。議論の中で、有事するために正論を言っていては前に進まないという議員仲間からの声があるんですけども、こういう有事だからこそ正論というのが私は大事かなと思っております。その立場から、何点か出されたことについて、委員長はどのように考えて、この文面の中でそれが表示されているのか確認するものであります。

○ 1点目は、どのくらいの放射性物質量になるかについて、村長から、実施事業で具体的にわかつていくとありました。運搬関係においても、議論もありますけれども、道路の改良や新設が必要ではないかということについても、森谷氏より、今後特別措置法の中で対応する、検討していくと。南相馬市の理解と小宮地区の理解についても十分協議されること、並びに、除染する中でのことなので、賛否をとるというものではなくて多くの賛成者のある中での今の進め方だと。今回、こういう決議案が出されている中では、さらに地区の皆さんに説明や理解を求めるというお話がありました。

○ あとは、最近起きている想定外の自然災害について、先ほど委員長の方からもありましたように、想定外の自然災害に対応しているものということありますので、その辺も十分、搬入から保管、中間まで含めてあるということあります。あと、現実には、この搬入に使う車、重機、現況、現場状況からしてどうなのかということについても今後、設置から搬入、保管、搬出までの部分を含めて、大いに現地調査、実施をしていくことで協議がされております。そのことが今後、きちんとこの決議の中でもってあらわされているのかどうか。あとは、政府の原子力災害現地対策本部が11月29日に、体内に取り込みやすいストロンチウム調査を開始するというふうにありますけれども、今後、放射性物質の調査、この部分についてもどのようにさせて最低、ポイントを決めて事前事後の線量、水などの調査を村民にきちんと示していくのか、これについて確認をするものであります。

#### ○ ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議いたします。

質問が多岐にわたっておりますので、対応して答弁をするようお願ひいたします。

（午前10時38分）

#### ○ ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

○ 復興対策特別委員長（大谷友孝君） 佐藤八郎議員の質問に答弁をいたします。

心配をされています搬入搬出路について安全は保てるのかというご質問かと思われますが、除染チームの森谷さんからも説明がありましたように、搬入段階においてはトンパック、フレコンパック、それの開閉はきちんと管理をし、また、搬入途中において飛散されることのないようシート等で覆いをかぶせて搬入するということでありますし、また、搬入路においては、確証も必要であろうし、待避所対応も考えているというお話がございましたので、委員会としてはこの辺を、3年間程度とはしておりますけれども、搬入の当初からその辺のチェックはしてまいりたいというふうに思っております。

また、自然災害、32ヘクタールというような、その面積については確定ではないんでしょうが、広大な開発事業となりますから、その自然災害等々においては、2番の「開発事業に当たっては」ということでは、先ほどの道路等々も含みますけれども、「自然災害の防止を図る」ということでは、3番でもうたっています「管理型の準ずる構造とする」ということになっています。この処分場の規格においては、過去60年間、最大の雨量を想定した設計をしなければならないというふうになっておりますから、その辺は十分委員会と

してもチェックをしてまいりたいと、そのように思うところであります。ですから、佐藤議員からの答弁については、この2番、3番あるいは4番の「工事に関する仮置き場の設計施工に当たって、事前協議をする」ということにしておりますので、そこで十分なチェックを果たして、村民に十分な理解を得られるような結果を無事出していきたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから発議第10号「放射性物質の仮置き場の設定に関する付帯決議（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）異議なしと認めます。

よって、発議第10号「放射性物質の仮置き場の設定に関する付帯決議（案）」は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4、発議第11号 いいたてまでいな復興計画の策定に関する決議（案）

議長（佐藤長平君）日程第4、発議第11号「いいたてまでいな復興計画の策定に関する決議（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

復興対策特別委員長（大谷友孝君）ただいま議題となりましたいいたてまでいな復興計画の策定に関する決議（案）でございますが、朗読をもって説明にかえます。

#### いいたてまでいな復興計画の策定に関する決議（案）

原子力発電所事故によって、全国的に広がっている放射性物質の処理には多くの自治体が苦慮している。また、全村避難を余儀なくされている本村でも、一日も早い復興と帰村を目指すためには放射性物質の除去は不可欠である。

村は、学識経験者及び村民を交え、いいたてまでいな復興計画をまとめた。復興計画においては、放射能の人体への影響と健康との関係、さらには、村民の避難生活に関する実態を調査するなど、これらに基づいた復興の計画を項目ごとに短期、中期、長期の目標を設定し、現状の課題と必要な施策並びに主要施策などを取りまとめ、実施していく計画となっている。

上記の件について、本復興対策特別委員会で審議を進める中で、いいたてまでいな復興計画については、村は今後、ローリングで見直しを実施していくとしているが、行政と村

民が一体となった計画とするため、もっと多くの村民がこの計画にかかわるよう強く要望する。それによって、実効ある計画となり、それが一日も早い飯館村の復興と帰村ができるものと確信するものである。よって、この復興計画の実行に向け、国、県、村が一体となって取り組み、早期復興、早期帰村が行われるよう強く求め、計画案どおり認めるものである。以上、決議する。

平成23年12月16日、福島県飯館村議会であります。

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

委員長、席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第11号「いいいたてまでいな復興計画の策定に関する決議（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第11号「いいいたてまでいな復興計画の策定に関する決議（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発議第12号 原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第5、発議第12号「原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第12号「原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書（案）について、朗読をもって説明いたします。

原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書（案）

原子力発電所事故の発生から9カ月が経過したが、いまだに収束の途上であり、原子力災害は、県内はもとより全国に甚大な損害を生じさせている。今も多くの中の福島県民が放射能による危険を回避するために避難を余儀なくされ、仮設住宅等で不安な生活を送り、事業者は事業再開に向けて懸命に踏み出そうとしているが、再起の見通しは険しく、極めて厳しい状況に置かれている。

こうした中、原子力損害賠償紛争審議会において中間指針が策定されたが、福島県はもとより、飯館村民の被害、損害を十分に反映したものとはなっていない。国においては、東京電力に対し、原子力災害の原因者であることを忘れず、中間指針に明記されていない損害についても幅広く賠償の対象とするよう強く指導すべきである。

以上、飯館全村民の総意として下記についての確実な対応を強く要望する。

1. 原子力発電所事故による損害について、次の事項には特に留意し、被害者が求めるものはすべて賠償の対象とし、年内に支払いすること。
  - 1) 政府指示による避難等に精神的な苦痛は日ごとに増大し、仮設住宅等への移転により生活費がさらに増加している。期間の経過に伴う精神的損害の基準額の減額は行わず、被害者の実態にあわせ、むしろ増額して賠償すること。そのため、かかる生活費の増加費用等を確実に賠償の対象とし、年内に支払うこと。
  - 2) 放射線被曝による健康被害や避難に伴う健康の悪化など原子力発電事故に起因してこうむった生命、身体的な損害については、幅広くかつ長期的にとらえ、最後まで確実に賠償すること。
  - 3) 原子力発電所事故に起因して地方税収に減収が生じていることは明らかであることから、当該減収分を賠償の対象とするとともに、本村が原発事故に伴って実施したさまざまな事業についても確実に賠償の対象とすること。
2. 被災関係団体と東京電力の協議、賠償請求の方法等の協議においては、関係団体の意見を十分に尊重するとともに、被害者が納得できるように誠意を持って対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

福島県飯館村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣  
原発事故対策担当大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
財務大臣  
復興対策担当大臣  
農林水産大臣 あてであります。

⑤休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

（午前10時52分）

⑥再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

提案者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第12号「原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第12号「原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第78号 平成23年度飯館村一般会計補正予算（第9号）

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第78号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

○ これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 何点か質問をさせていただきます。

まず、23ページの交通安全対策費の工事請負費であります。6月補正で減額をされたカーブミラー、ガードレール、県からの要請で5カ所程度だということでございます。県からの要請で5カ所程度カーブミラーとガードレールを設置するということでございますが、このことによって当面、村内の安全が確保されるのか。また、5カ所程度という箇所についてもお知らせをいただきたい。

それと、27ページ、民生費、子ども手当交付金返還金が若干ではありますけれども生じております。なぜこのような経過になったのかお知らせをいただきたい。

29ページの労働諸費の緊急雇用、消耗品354万4,000円、見守り隊の防寒着、これ貸与というふうになっております。消防等々についても制服については貸与ということでございますが、組み替え事業での354万4,000円、これ支給ということでは支障があつて貸与にしたのかどうか。この貸与についてのお考えをお示しをいただきたい。

○ 33ページ、除雪作業、13番の委託料2,000万円計上されております。12月においては例年2,000万円程度の予算措置がされてきたというのが現状であります。ただ、行政区の委託もなくなり、1次、2次路線、時間を設定してのようでありますけれども、この行政区委託の部分が減った部分、あるいは、突発的なときには夜間でも除雪をするという説明でありましたけれども、見守り隊等々の活動に際しては十分な配慮がされた除雪作業になるのかお尋ねをしたいと思います。また、緊急時においても、救急車両の運行等々についても、あわせてお尋ねをいたします。

35ページ、災害対策費の中の7番の賃金、作業人夫100万円が計上されております。これは、モデル除染事業が面積拡張になって、補償の調査コンサル料だというふうになっておりますけれども、この100万円で倍近く補償が膨らむわけでありますけれども、地権者にとって安心な調査に、東電に請求をするまで、その根拠となる数字を示していただくという運びになっていると思いますけれども、このことについても地権者に対しては十分な配慮がされた、また、安心できるような体制がとれているのかお尋ねをいたします。

以上です。

住民課長（大久保昌憲君） まず、23ページの交通安全施設設置工事130万円ですが、おただしのとおり、6月の補正で減額をしておりました。そういう経過があったんですが、県の方からは交付金という形で、実は今現在で半額ほど入っております。県の方の考え方としては、今までどおり交付金については交付したいんだということありますので、今後、工事を実施してくださいということでありましたので、今回改めて計上させていただきました。工事の内容につきましては、これから実際には設計をして工事を年度内に完了したいということでございますので、今のところ具体的にカーブミラーを交換しようというふうな、そういう箇所づけは行っておりません。

以上であります。

総務課長（中井田 栄君） 29ページの下の段の消耗品の防寒具の貸与の件でありますけれども、ご承知のとおり、役場職員は臨時職員も作業服、あと防寒具につきましては貸与ということでやっておりますので、今回、緊急雇用職員というようなことでありますので、あわせて同じく貸与というような形で取り扱わせていただきたいというふうに考えております。

健康福祉課長（菅野司郎君） 27ページの子ども手当交付金の返還金についてであります、こちらの方は、申請の段階でちょっと多くなるんじゃないかなということで余分に人数を見ておりまして、精算の段階でこの部分の返還が出てきたということであります。

以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 2点おただしありました。

まず、1点目の除雪の内容でございますが、おただしいただきました部分で、まず行政区委託の部分でございますが、今回、全村避難という形でありますので、今まで、昨年度までやっております体制はなかなかとれないということで、行政委託費で昨年度は37キロほどお願いしておりました。それらについても、今回は除雪業者の方へお願いするという形で割り振りをさせていただいたということでございます。それで、一応、業者の方に割り振りする中で、10キロ程度業者の方への割り当てがふえたという状況になっております。

あとは、緊急的な部分の体制であります、今回、作業員等の健康の部分を考慮しまして朝7時から夕方5時までというようなことを原則として行うということでございますが、一般質問の中でも答弁をいたしましたように、緊急的な部分については対応していただくということで業者等の会議の中でもお願いをしているという状況であります。見守り隊等の活動への影響という部分も、すべてないというふうな形にはならないかと思いますが、その範囲の中、時間の中、あとは緊急的な対応をしていただくという中で配慮をしていきたいというふうに考えております。あと、救急体制につきましても、消防署と連携を密にしながら対応していきたいというふうに思っております。

あと、35ページの賃金の部分でございますが、今回、草野大師堂地区のモデル事業の庭木、立木調査の部分で、9月補正に追加という形でございます。一応、面積的に、当初計画しておりますのが県道から上の部分でありますけれども、小学校を抜いていたということと、あと、草野の方々の墓地等を抜いていたということで、それも、検討する中で、

やはり尾根からやらなければ土砂と一緒にセシウムが流れてくれば、やった意味がなくなるのではないかと内部でも協議をしまして、今回の大師堂の部分については尾根まで上げたということと、あとは、西の方の始まりが、実は商工会と旧月電の入り口から東というふうな区分けをしたところでありましたが、やはり地元のことを考えれば、西の方に北里、昔の建具屋さんまで、そこまでエリアを延ばしたということと、あと、月電の昔の会社の上の方にあります森林も、やはり森林除染のモデルもやりたいということでエリアを延ばしたと。あとは、小学校を含めて、教員住宅、分譲地の部分、あとは、草野の方々のお墓までふやしたということで、面積的に11.5ヘクタールほどふえたということでありまして今回、補正をさせていただいたということあります。

中身につきましては、立木・庭木の調査ということで78万円ほど計上しまして、あと、残りの22万円については、東電への価格補償の手続の準備といいますか、立木補償を東電の方にする際に、地権者の方々にすぐ判子を押して請求できるような形まで今回つくりたいということで、22万円ほど今回の100万円の中でも見ているということで、おただしいただきました安心して除染の方を行っていただけるような体制をとっていくという内容でございます。

以上であります。

9番（大谷友孝君） 1点目のカーブミラー、ガードレール等々については、まだ箇所づけがないということでしたが、説明の中で5カ所程度ではないかという説明があつたものですからお尋ねをしたところであります。まだ決定はしていないということでおろしいんですね。

住民課長（大久保昌憲君） 多分にカーブミラーであれば5カ所程度の金額かなという説明だったかと思うんですが、実際には今から除染等も始まるということで、建設の方の工事の担当の方とも協議をしているわけなんですが、その支障にならないようにというような考え方もありますし、工事の内容につきましてはこれから具体的に進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

9番（大谷友孝君） せっかく復活した予算ですから、やっぱり当面、この事業によって、すべてとはいかないにしても、村内に危惧された箇所の解消はされるというような事業になっていくんだろうというふうに思いますけれども、もう一度お尋ねします。

住民課長（大久保昌憲君） 具体的には、こういう避難の状況で、実際には、通常ですと防犯関係あるいは交通安全関係の皆さんと箇所づけ等、あと、警察関係の方と現地調査をしながら箇所づけをしてきたわけなんですが、正直言いまして今年度につきましてはその作業を行っておりません。以前からの要望箇所については、カーブミラーにつきましてほとんど設置してきたかなというふうな、そういう状況でありますし、現時点で考えているのは、除染で、例えば舗装のラインですと除染で削り取るようになるのか、その辺もありますので、除染に影響のないというんですか、カーブミラーですと除染の際の除草というんですか、そういう形での支障になるというふうな、そういうこともいろいろ考えまして、これから箇所づけについては、工事内容については検討していきたいというふうに考えており

ます。

9番（大谷友孝君） 子ども手当の交付について、課長の説明ですと多目に見積もっていたというお話ですけれども、例えば、転校して子供さんがいなくなつたと。あるいは、あってはならないことありますけれども、死亡等々によって金額が、残が出てきたということであればですけれども、ただ単純に多目に見積もつたなんていう話ではないだろうというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） この返還金は、22年度の精算というふうな形になります。それで、22年度、子ども手当始まっていますが、定時払い、普通、その月までに払う以降の分について随時払いがあります。あと、出生もあります。あとは、転入する方もいらっしゃいます。そういうことで、ぴたつとは合わないというような形になっておりますので、その分を10人程度余計に見ていたというような形になっております。そうしないと、随時払いでの支払いができなくなってしまうということがありまして、ご了承いただきたいというふうに思います。（○）

9番（大谷友孝君） 今回、モデル事業、35ページの作業人夫賃でありますけれども、22万円で東電に請求できるような対応をしたいということあります。ただ、モデル事業の説明会がなされたという中で、地権者が安心までいけるような除染内容にはなっていないということありますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 現在まで、現地調査をして、あとモニタリングをしまして、今週の月曜日あたりから現地の確認ということで、地権者の方々と受託した業者等が現地説明ということで歩いていただいております。今現在その中で、安心できるといいますか、そこまではかれていない状況の苦情等の話も今、いただいているところでございます。現地の方へ担当者が行ってその辺の部分の調整等をしておりますが、やはり説明会でいただいた内容と若干、現場の方々の考え方方が違うような話をされているということで、実はきのう、県の方に来ております除染推進チーム、ちょっと内容が違うと、整理をしながら業者等への確認をお願いしたいということと、あとは、来週、あしたあたりからということでございますが、除染を始めるという予定でございます。その際にも、地権者と現場確認した内容、いろんな意見等、あと質問等を受けている中、協議している内容をすべてクリアしてから地権者に確認して除染に入っていただきたいということを、推進チームの方に話をしている状況でございます。初めての部分ということもあります、住民の声と現在、国が考えている除染の内容、あとは説明会で話している内容が若干異なっている部分というのが現場の方であるというふうに認識しておりますので、今議員おただしのように、安心して除染ができる体制をすぐ構築できるように、国の方に申し入れ等をしていきたいというふうに思っております。（○）

以上であります。

9番（大谷友孝君） まさにそのようにしていただきたい。モデル事業については、国が実施するものでありますから、それは理解をしているところでありますけれども、しかし、モデルと言いながら、飯館村民、期待をかけるところが大でありますから、村の姿勢として、この要望なり、除染作業の失敗というのは許されないわけでありますから、強い意志を国

に伝えていく、業者にも伝えていく、この姿勢が必要なんだろうと思思いますけれども、もう一度、これは村長に答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 除染がいかに村にとってこれから大切なことありますから、あらゆる機会をとらえて住民の方の話し合いを、さらに国・県の方に要望と、こういうことに精力的にやっていかなければならぬなというふうに思っておりますので、これからも皆さん方のいろいろなお話をいただきながら精いっぱいやっていきたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 21ページにおけるまでいな縛イベントに100万円ということありますけれども、前に200万円とていて計300万円という、立村55年事業、2月12日に開催されるとありますけれども、この300万円にした予算の根拠をまずお知らせ願いたい。

25ページにおけるグループホーム等における利用者負担軽減補助金、家賃補助というご説明ありますけれども、この実態についてお願ひします。

29ページにおける防寒着、消耗品費、全村警備保障業務のための防寒着、この品質ですね、防寒着の。あとは購入価格の設定、これは入札か何かされてこういう単価が出されているのか。

あとは35ページにおける消防賞じゅつ金市町村負担金、この算定基準なり根拠というものはどういうことでこういう金額になってくるのか。

あと、今ほど大谷議員からもありましたけれども、400メートル四方の6億円の事業という、村民にとってはこれは非常に今後の復興・帰村を考える上で重要なモデル事業に位置づけられて既にあります、いろんな村民に聞くと。先ほど大谷議員からもあったように、そういう意味ではこのモデル事業は命運がかかるぐらいの大きさがあると思うんですけども、その辺の村長としての覚悟のほどをもう一度伺うものであります。

あと、その下の消耗品費、消防団の防寒服、ここでも200着という部分でありますけれども、これも先ほどの防寒着と同じで、品質、購入価格の設定はどういうふうにされたのか伺うものであります。

以上。

村長（菅野典雄君） まず、モデル事業についての村長にというご質問でございますのでお答えさせていただきます。

飯館村は計画的避難地域ということで、なかなか自前で勝手に除染ができるという話でもない。あるいは、国の方は20ミリを超えたものは責任を持って計画的避難をやると、こういうことですから、その辺でじりじりしてきたわけですが、今回、モデル事業ということで、ほかの市町村も含めて出てきたわけであります。聞いたときに、私たちも大変驚いたところであります。400メートル四方、もちろんそんなにきっちりではないでしょうけれども、その辺の面積が6億円、こういう数字でございますので、一つは、やってみないとわからないというのがありますから一概にとやかくは言えないなというふうには思いますけれども、もう一つは、400メートル四方で6億円ということは、飯館村全村がす

る場合にはどういうふうになるんだということです。以前、私たちは、村独自の除染計画書を出したときに3,200億と、こういう数字を出させていただいて、これがある意味では国に対しての除染というのはかかるんだよという強烈なアピールでもあったわけですし、また、逆には、こんな金を使うんだつたらば別な方法がいいんじゃないかという話も住民からあると。こういうことだったんですが、いずれ400メートル四方で6億円ということになりますと、この3,000億というのは決して架空の話ではないということが改めてわかったという気がします。ただ、じゃあ、その数字がこれから飯館村の除染に対して出てくるのかどうか、これがまた大変悩みどころだなと、このように思ったところであります。しかし、皆さん方とこうして、除染が飯館村にとって大切なことだと、こういふことがありますので、少なくとも、少しでも多くやはり飯館村に予算をとっていただいて、しっかりととした除染をしていくというのがこれから我々のかなり大切なというか、かなりではないかもしません、最大かもしれませんけれども、仕事だなと、このように思って、現在もいろいろな形で国・県の方にアプローチをさせていただいているということです。しっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上であります。

生涯学習課長（浜名光男君） 21ページの負担金、までいな紳イベント実行委員会補助金の300万円の件であります。までいな紳実行委員会ということで、実行委員の方は行政区長さん方にお願いしているところであります。実行委員長は行政区長会長の菅野啓一さんということで、名称をいいひて村民ふれあい集会ということで、2月12日、パルセいいざかを会場に開催を予定しております。内容については、復興計画等の説明会、それから村民交流会、それから有名人アトラクションというふうなことで、その中には、村の十大ニュースの発表、表彰なども予定しております。

一応、予算の概要、まだ決定はしておりませんが、概要でありますと、会場代が2分の1減免で、50%減免ということで14万5,500円、それから音響照明、それから清掃費、これらが6万1,000円、それから看板等5万7,750円、駐車場代が3万5,000円、駐車場、これは飯坂支所駐車場を予定しております、臨時駐車場の部分の除雪代ということで10万円ほど見ております。それから、チラシ、ポスターの印刷代を20万円、送迎バス、それからシャトルバスということで16万3,000円ほど。それから、昼食を挟んでということになりますので、弁当代として72万円、それからお茶代として14万4,000円、それから十大ニュースの経費、表彰景品が15万円、それから印刷製本費、十大ニュースの投票用紙等が10万円、それからアトラクション等の報償費90万円、郵便料22万円、予備費3,550円、合計300万円というふうな内容になっております。

なお、アトラクションについては2名ほど現在のところ予定しております、ものまねタレント、郷ひろみのものまねということで「HIBIKI」、それから、ものまねで女性の方ですが齊藤京子さん、この方の2名をアトラクションということで予定をしております。

以上です。

健康福祉課長（菅野司郎君） 25ページのグループホーム等における利用者負担軽減補助金ということであります。実態であります。いやしの家とかグループホーム絹の郷、グループ

ホーム掛田、ヨリドコロといったところで、現在11名の方が入所しています。当初、この事業も8月末までというふうになっていたんですが、今回2月の末までというふうに延びましたので、2月までの分を見込んでの今回の補正というような形になっています。

以上であります。

住民課長（大久保昌憲君） 29ページの見守り隊の防寒着ですが、まず、単価的にはカタログから、防水性あるいは防風、あとは防寒ですね、当然。ということで、カタログからの単価で予算要求については計上しております。実際には、幾つかの業者を選定しまして、見積もり合わせによって今後、納入業者を決定していくみたいということで考えております。単価につきましては、ピンからキリまであります。実際には、きちんとした防寒着であれば1万以上というような形ですが、かなり高価になることもありますて、最低限防寒が図れるものということでの単価で予算を計上しております。

○ 総務課長（中井田 栄君） 35ページの、まず1点目は消防賞じゅつ金市町村負担金の算出根拠でありますけれども、消防団員数、定数、飯館村265というようなことであります。負担額が定数に2万4,309円を掛けた数字644万2,000円、それに消防組合負担金28万6,000円、足しまして672万8,000円の負担金の通知が来ております。

2点目は、真ん中辺の需用費の消耗品、消防団の出動用の防護服でありますけれども、これは前にご説明していますように、火災とか災害の場合、消防団、あと役場消防隊もそうでありますけれども、緊急出動をしなくてはいけないということであります。広域消防の方に今回、説明しておりますつなぎ、防じんマスク、皮手袋を置いて、緊急のときに身についていただくというふうな考え方をしております。それで、防護服等の内容でありますけれども、つなぎが、よくテレビに出てきます白の上から下までのタイベックというやつなんですけれども、それを200着、1着1,000円の見積もりであります。あと、防じんマスクでありますけれども、300個を予定しております。30箱の7,500円というようなことで見積もりをいただいております。あと、皮手袋200というようなことで、1着が2,850円というようなことでありまして、合わせて104万5,000円の今回予算計上をさせていただきました。購入については、見積もり合わせで購入をしていきたいというふうに考えております。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 先ほどの草野大師堂の面積でございますが、今までの議論の中で400メートル四方という部分でのお話をさせていただいております。400メートル四方につきましては、前回といいますか、尾根までではなくて中腹までの部分が400メートル四方ということで、14.5ヘクタールほどございまして、今回、立木補償等で11.5ヘクタール追加になったということでありまして、今回の調査の中で出た数字が26ヘクタールということでございますので、ご訂正の方をお願いしたいと思います。

あと、先ほど大谷議員の方から除雪の部分で話がありまして、各行政区委託分37キロほど業者の方に振り分けをさせていただいたということで、10キロ程度ふえたということでございますが、実はそのほかの要因としまして、昨年まで8社が行政区委託ということでお願いしておったところであるんですが、これが7社、1社が辞退されたということで7社になったということで、割り振りした延長が10キロ程度それぞれ業者にふえたということで、行政区委託分と、あと業者が減った部分合わせて10キロ程度、各業者の方に振り分

けさせていただいたということ、先ほど答弁漏れがありましたので追加答弁をさせていただきます。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 噫飯のため、暫時休憩いたします。

再開は1時10分といたします。

（午前1時53分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

10番（佐藤八郎君） 21ページの立村55年事業、予算内容をお伺いしましたけれども、実行委員が区長さんであるというお話なので、この立村55年事業の目的というものはどんなものがあるって、これは実行委員会に白紙で出されたものなのか、非常に私としては、震災があって、こういう状況の中でのこういう立村55年事業にとって、何かアトラクションで笑わせる人、ものまね2人呼んでやればいいんだなというような、そういうものでいいものなのかどうか。ちょっと、詳しい内容わからない部分もあろうかと思いますけれども、どういう流れでこんなような中身に決定されているのか、もう一度伺っておきます。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、飯館村は5年前の9月30日、立村50年ということで、野球場を使わせていただいて村民の半分ぐらいの方たちがお集まりをして、まさに先人がつくれてきた飯館村の50年を祝い、また、これから将来を誓い合ったということが5年前であります。55年はそれほどのことはする必要はないでしょうけれども、簡単なお祝いごとと、こういうこともあっていいのではないかというのが当初の計画であったわけでありますけれども、3月11日以来、飯館村はそのような状況にはもうなくなったと。でも、何とか、やはりこれだけばらばらになった住民でありますから、集まる機会が必要ではないかということで、9月30日はできなかったわけですが、10月か11月あたりと、このように思っていたんですが、いかんせん課題が山積みでありましたので、それもかなわないできた。そのかわり、いつも新春村民の集いというのをやっておりました。これもやはり村民が集まって、それなりに顔を合わせ、また、新年の抱負を語ると、こういうことがあります。特に、十大ニュースはもう20年以上、村として継続してきた事業でありますから、その発表も含めてと、こういうことだったんですが、成人式が1月8日に入ります。そして、一般的にはその次あたりにいわゆる新春村民の集いと、こういうことになりますと、担当が生涯学習課、もちろんそれだけでやるわけではありませんけれども、非常にやっぱり次々とという形は厳しいなということで、もう少し落ちついでから、皆さん方にできるだけ、あちこちに、散り散りになってしまった村民の皆さん方に集まつていただいて、やはり1年ぶりぐらいの再会をつくっていくべきではないかということで、日程的には2月にずれ込ませていただいて、会場はパルセいいざかが駐車場の問題、あるいは会場の広さの問題ということで、その辺でどうだろうと、こういうことになったわけであります。ただ、やはりそうなりますと、皆さん方に来ていただいて喜んでいただくということに

なりますと、今の状況では、しかも飯館村でやるならば経費というのはそんなにかからない部分もあるんでしょうが、いかんせんこういう離れているところでの仮のところでということありますから、何やかにやかかっていくので100万円を足させていただいてということあります。これも、こういうところで、こういう状況の中でどれだけ皆さん方が集まっていたらどうかということになりますと、なかなか大変だろうから、少しほつとするような、あるいはストレス解消できるようなことも必要だろうということで、歌い手の方を2人お招きするという案を担当が考えてつくっていただいたということでありますし、まだこれからあります。序的には全く詰めてはおりませんが、一番最初に、スタートに、村としては1人3万円の義援金を出させていただきました。前に義援金の報告をしましたように、約9,000万円前後ぐらいの残金が今あるところでありますから、1人1万円ぐらいはもしかしたらお渡しできるのかもしれないなど、そんなことも含めて、会場も大きいわけですから、できるだけ多くの村民に、あの忌まわしい事件以来1年というものをもう一度振り返り、また、前を見る機会をつくってもいいのではないかと、そのような内容のことありますので、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、目的は、ストレス解消、ほつとしたことをやって記念事業としたいということで、実行委員会には白紙で提案をされていたものなのか、区長さん、実行委員からはどういう声でこういうことにまとまっているのか。

このものまね、どんなことをやるんだかわかりませんけれども、やっぱりこれからの子供なりそういう若い人が集うなり、ある一定のそれなりの役職を持った方々が新春の村民の集いも含めてやるとすれば、あわせ持った記念事業になるのかなと、想像するには。そういう中にあって、どうも今の村長の答弁だけでは、何か義援金そのとき渡すから来てくれというふうにするのかな、義援金の話もあったようですけれども。一体、目的と、この状況下にあってどのような記念事業にしたいのかが見えてこないんですけども、もう一度伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 一番の目的は、これだけ1,700世帯が2,700世帯になりますて、全く今までと環境の違う、あるいは、よその地に住んでいるということありますから、一人でも多くの皆さん方に集っていただいて、再会のところからまた次のエネルギーが生まれていただければというのが最大の目的でございます。

それについて、これまでの新春村民の集いは、農協の方からとか、あるいは商工会とか、いろいろな形の団体のお力添えの実行委員会をつくってのスタートでしたが、今の段階では、当然それぞれの団体が、代表の方はわかりますけれども、そこで協力をお願いするという形はなかなか難しいのではないか。あるいは、頼まれた方も大変ではないかということで、主体的には村でやるということなんですが、やはり少しでも各行政区のお力添えをいただきながら多くの人々に集まっていたらということになると、今回の実行委員は区長さん方にお願いをするということがいいのではないかということで、区長会にお話を申し上げて、大変だなという話もありましたけれども、皆さん方にご理解をいただいて実行委員になっていたら、こういうことあります。そのようなことがあります

で、少しでも多く、せっかくお金もかけ、あるいは区長さん方にお骨折りをいただき、村職員も一生懸命やろうとしているわけでありますから、一人でも多くの方に集まっていただけるような内容にと、こういうことあります。

ただ、今お話をいただきましたように、多分、ご家族によっては子供さんも連れてくるという可能性は十分あるなと改めて今の質問で感じたところであります。したがって、幾らかなりとも子供さんに喜んでもらえるようことも必要なのかなと、今の質問で改めて感じました。内容はこれからちょっとその辺も内部で詰めさせていただければと、このように思っているところであります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 区長さんの実行委員というのは、そうすると、決められた集会に行ってお世話活動をすることで、事業そのものは庁内で検討された内容でやることになるということなのかな、今の答弁を聞いてみると。あとは、だから、区長さんというか、実行委員の声は、反映は何にされたのかわかりませんけれども。あとは、全体的に今飯館を支援しよう、福島を支援しようという芸能界、各界のいろんな人たちがおるわけですけれども、そして、やっぱり除染の線量ではないんですから、50歳以上、60歳以上とか高齢者の問題ではなくて、子供から高齢者まで多くの方が集まれる事業にしなくてはならないということが基本だというふうに思う観点からすれば、このアトラクションのやり方なり、区長さんの声の反映はどこに生かされているのか、もう一度伺うものです。

村長（菅野典雄君） 議会ごとに区長さん方にお集まりいただいて、皆さん方の協議をご報告をいつもしています。ですから、年明け早々、区長さんにはお集まりをいただいているいろいろなお話をさせていただきますので、その時点で内容なりなんなりを一緒にになって検討させていただくということですから、内容は村ですべて考え、区長さんにはただただよろしくねというだけというつもりは全くありません。したがって、年明けにまた区長さん方にお願いをしていくということであります。

あと、何度も、先ほども言いましたように、やはり子供さん方も来るということであれば、その辺の対応もやっぱり考えていくというのも大切なことかなと改めて感じさせていただきましたので、これから課題にさせていただきたいと思います。

10番（佐藤八郎君） それでは質問を変えますけれども、29ページの防寒着は、多分前、副村長から説明受けたときは、既に7,500円決めて、すぐに対応できるようなふうに私たちは聞き取っていたんですけども、きょうの答弁によると、カタログ単価で出されてこれから何社か見積もり査定かなんかして決めるということなんですか。

副村長（門馬伸市君） 議会の議決をいただいたて予算を執行するようになりますけれども、前にご相談させていただいたのは、発注してから納品になるまで約1カ月がかかるということで、議会の皆様の方に事前に、数量だけ確保しておかないとすぐに納品できないということでありましたので、事前に仮の見積もり、それをいただいて今その準備をしているということでありまして、正式には、きょう議決をいただいた後に見積もりを出させていただいて安いところと契約をすると、契約をしたらすぐに納品してもらうと、こういう手順でありまして、決定したということではありませんで、事前に準備をさせていただかない

と、納品まで1カ月かかるのでという議会へのお願ひがありました。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、きょう終わりますと、早急に、どのぐらいの時期を見てそれぞれ防寒着の果たす役割というのに使えるのか。

副村長（門馬伸市君） 1週間以内には納品になるのではないかというふうに思われます。

10番（佐藤八郎君） 賃金というか、草野地区、モデル地区について。

面積の増なりいろいろありましたけれども、大谷議員からあったように、非常に村長も覚悟して一生懸命このことはということありますけれども、本当にこの結果というか、このモデル事業の成果というか、これは本当に村民の生き方を決めていくようなということなんですけれども、この当事者である松下議員に聞くところによれば、いろんな枠決めがあって、彼らその話を聞いただけでも、下がらないのではないかと不信を持つような工程があるんですけれども、そういう点は、今まで飯館村におけるいろんな実験、試験、いろいろやってきた流れの中、今、村が関係する学者の皆さんなりなんなり、全体の力をまとめたときに、そこをきちんとまとめ上げて、今度のモデル事業でやるものについては十分それが反映されて、必ず下がっていく、効果の上がるものにしていくということは、最低、今できることではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

産業振興課長（中川喜昭君） 今おただしあったように、今回のモデル事業につきましては、今後の飯館村の除染のあり方が問われる部分があるかというふうに私自身も思っているところでございます。地権者説明会等々では、資料で住宅の除染、あと道路の除染、農地の除染等々、森林の除染ということで分野ごとの説明をいただいたところでございます。ただ、今回の地権者との現地での説明会については、その内容が、取り組まないというような話があったというふうに聞いておりますし、確認をしましたらそういう話をしているということがありました。現場の担当の方には、説明会でやった内容でやつていただきたいと、先ほども大谷議員の方にも答弁させていただきましたが、安心した除染が地権者の方々には植えつけられないという部分がありますので、地権者に説明をしたということは、ある程度約束をしたということになるわけでありますので、月曜日に業者等の打ち合わせの時間を持っておりますので、再度、その辺については説明にあった部分との違いとか理由づけとか、そういう部分を問いただしたいなというふうに思っておりますが、まずは、今回のモデルが重要だということを再度、認識しながら、今後進めていきたいと。国の方にもそういう申し入れも、きのう話もしておりますので、今後とも求めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

10番（佐藤八郎君） 私、一般質問でも申し上げたように、原子力発電は国の最重要政策であります。何より優先されてきたのが、何とか大げさにしないように穩便に済ませるという流れです。その流れを変えなくては、除染も、今後の予算も、先ほど村長からあった村で出した3,224億円の予算だって、今後ついてくるかどうかわかりません。その前段です。ここしっかりやらないと、今までのこういう原子力発電の政策の流れを変えるぐらいの、変えてもらわなければできないことですと私は思っています。そういうことですので、飯館村で持っている今のモデルなりなんなり、実験のデータなりなんなり、すべて網羅して、

関係する学者が知識、全体を総まとめしながら、このことをどうなんだ、このことでどうなんだということを協議しながら、きっちと成果が上がるようにならなくてはならないというふうに私思っていますけれども。村長。

村長（菅野典雄君） 全く同じ思いでありますし、既にその辺のことは国の方に申していますし、また、副村長の方からも常にその言葉をあちこちで発信をしていただいているところであります。何ていいますか、今のモデルの流れだけではどうしようもないだろうなというふうに思っていますし、その辺の組み立てを別な組み立てに、やっぱり、いざなったときにはできないか、あるいは、今の流れは流れとしてどうしようと、こういうことであれば、別なルートでの除染の仕方ができないかとかというこちらからの要望を出しているところであります。

残念ながら、そんなに村でいろいろなことを持ち合わせているわけではありませんから、やっぱり今までいろいろ応援をいただいた方あるいは話を持ってきていただいた方、あるいはモデルで出た、ほかの市町村も含めての情報をきちんと収集して、こういうやり方が手早くできてしまふ量を下げることができると、こういうようなものをやっぱり次々と、小回りをきかせてやっていくことが大切なんだろうというように思っています。なかなか、口で言うほど簡単なことではないというふうに思っていますが、ご質問にあったように、やっぱり飯館村にとって今回のモデルなり、この次の除染というものがある意味ではこれから村の将来にかかっているということになりますので、我々も真剣に向かい合っていきたいと、このように思っていますので、また、何かありましたらいろいろな情報を入れていただければ、一生懸命一緒にになってやらせていただきたいというふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 消防団の防護服200着です。先ほどの答弁だと、聞き間違いかどうかわかりませんけれども、分署に置いておくというお話のような気がしたんですけども、ある一定の装備なりなんなり出動態勢のあるところにはきっちと置いておいた方が、1回ぎり分署に回ってそれをということになると、一朝有事のときに、必ずそこを回るというだけになっていく。スタイルが。一朝有事に、本当に防ぐことになるのかどうか疑問をするんですけども、そういう答弁ではなかった、確認も含めてどうなんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） 実は今回、この防護服につきましては、広域消防の分署長さんと、あと荒消防団長からもお話をありますて、今回このような形で予算を上げさせていただいたところであります。

なお、使い方についても一応確認をして、今回、放射線というような、放射能というような特殊な心配もありますので、とにかくタイプックですね、白いつなぎなんですけれども、火には若干弱いそうなんですけれども、それを着て、あとは長ぐつを履いてかっぱを着てというような形で火災のときには対応する。あと、災害のときも、やはり放射能の心配がございますので、そういうような形でやっぱり手袋をし、マスクをしということで災害に当たっていただくというような形であります。

置き場所なんですけれども、それぞれ分団に置いて使うこともここでは検討はしたんですけども、やはり広域消防に置いてそこでつけていただいて、そしてその箇所に出向い

た方がいいのではないかということでありましたので、今回とりあえずは広域消防の方に置かせていただいて、その都度対応させていただければというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） すると、防護服の管理ができないから1カ所に置いてということになるんですか。防護服を活用するに当たって、より迅速に一朝有事に早く対応できる態勢をとるのが大事なのか、どうもお話を聞いていると、どういうことに理解すれば。私は、少なくとも第1・第2分団のところとか、1カ所という置き方よりは違う方法の方がいざというときのためになると、こういうふうに思うんですけれども。

総務課長（中井田 栄君） 今ほどおただしをいただきましたので、その辺、利用につきましては広域消防と荒分団長の方ともまた相談しまして対応したいという考えであります。よろしくお願ひいたします。

2番（飯樋善二郎君） 私からは1点だけ質問をさせていただきます。35ページの13番委託料、内部被曝検査業務についてお尋ねをいたします。

まず、説明では平田村で1回40人を実施するというお話がありましたが、どうして40人なのか、この経緯をまず先に伺っておきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 1日にできる限度が40人だというのが平田からの提示でありますて、今現在、平田の方にも1万人ほど申し込んであるそうです。ですので、その中に飯館村を無理無理という形でお願いして何とか確保していただいたという形でありますて、40人で10回というような形になりました。そういうような経過になっております。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 私は、今回特に健康問題については非常に懸念をしているわけすけれども、現在調査されている中では、飯館村が積算線量が一番高いという事実が判明しているわけです。そうした中で、1回目40人の内部被曝検査をするというようなことでは、村民は非常に不安が増すのではないかなと思っているんですが、まず、今後の計画はどうなっているのか伺いたいと思います。

健康福祉課長（菅野司郎君） 実はこの予算ができた後、ごく最近なんですが、福島県の方から今度の23日から28日まで1日40人で6日間、240人を検査するというような話がありまして、きのう、皆さんにお知らせをする文書を出したところであります。そちらの方は大体240人、あと平田の方で400人という形で、640人は何とか今年度中にはできるかなというふうに思っているところであります。ただ、周りを見ますと、自治体で整備をされるところもあるように聞いておりますので、その辺は今後、調整しながら、何人でも受け付けていただくような機会をつくりたいというふうに思っております。

以上です。

2番（飯樋善二郎君） 当然、こういう状況の中で今後、充実した検査体制を整えなければならぬのかなと私は感じているんですけども、余りにも予算の規模が小さい。これでいきますと240万円、不足分の今回補正が160万円ということで、こういう検査体制では今後、本当に村民の健康を守っていくのかどうか私は非常に心配するところですが、充実した検査体制を望むからにはそれなりの裏づけが必要だと思うんですが、この点についてはど

うお考えですか。

副村長（門馬伸市君） 今、それなりに、計画のある部分については前倒しみたいな形で検査体制をとっていますが、県の県民健康調査によりますと、来年の3月までには一通り全部、ホールボディーカウンターによる内部被曝検査を終えたいという話であります。来年の3月までには村民全体受けられるのかなと、こんなふうに思っていますが、いずれにしても早くというのは私も思っていますし、きょうも審議いただいた復興プランにも「内部被曝検査体制をしっかりとります」という、「命を守ります」の中に入っています。できるだけ今、平田医院の方と県の方の人数600人ほどという話を申し上げましたけれども、それ以外にも多分、医療機関関係ではどこもいっぱいみたいなんですね。ですから、そのすき間を縫って少しずつ入っているような状況ですので、お金があつたからすぐにできるという問題でもないんですね。ですから、いろいろ県にもお願いしていますし、また、今回みたいに平田医院の方にもお願いしましたし、そのほかまたそういう検査体制がとれるのかどうか、その辺も積極的にそうやっていただけるような検査機関というんですか、医療機関といいますか、そういうところを探して、できるだけ、来年の3月いっぱいということではなくて、その前に終われば一番いいわけですので、そんな取り組みを今もしていますし、今後もしていきたいと、こんなふうに思っています。

2番（飯樋善二郎君） 復興計画の中でも基本方針として「健康を守る」というのは最重要課題だとしているわけですね。そうした中で、お金があつただけで検査はできない、今の体制では無理だということですが、そういう悠長なことを語っている場合ではないのではないかなどというふうに私は思います。ぜひいろんな形で、ほかの方法はないのか、どうしても無理ならば自村でやれる計画はないのかどうか、その辺をもう一度伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 悠長な話ではなくて、今申し上げたとおり一生懸命努力しているということですので、ご理解いただければと思いますし、現実的な話をすればそういう状況なんですね。どこもそういう状態でいっぱいになって順番待ちということがありますので。そうかといって、ホールボディーカウンターの機械、何億もするような機械を村で買えるような状況でもありませんし、大きな市はそういう動きもあるようですがれども、村としては今できる範囲内のところで一生懸命検査を受けられるような取り組みをしているということなので、ご理解いただければと思います。

2番（飯樋善二郎君） 村では無理だという話ですけれども、飯館村は自分たちでこういう状況になったわけではないんですよね。当然、相手があってこういう状況になったわけですから、このことに対しては何億かかろうとやらなくちゃならない部分はやらなくちゃならないんです。すけれども、そういう状況ではないということですから、今わかっている範囲で最善の努力をして、一刻も早く1回目の検査はしておく、これが非常に大事ではないかと私は思っているんですけども、その点についてはどうですか。

副村長（門馬伸市君） 何回も繰り返しになりますけれども、今その取り組みをしているところでございます。

2番（飯樋善二郎君） 非常に不安が募ってくる要因がたくさんあります。まず、年間被曝線量、私たちは復興計画の中で5ミリを当面は目指すと、最終的には1ミリを目指すと、こ

ういう話を先日、きのうまでしました。しかしながら、きょうあたりの新聞を見ますと、除染2年後まで年間被曝線量10ミリにすると、こういう安いな、都合に合わせた線量をどんどんどんどん国で出してきてている。こういう状況は非常に私は問題があるのではないかなどというふうに思うんです。この点についてどうお考えですか。

副村長（門馬伸市君） 今のような新聞報道みたいなのが私ら知りませんけれども、そうだったら、最初から1ミリなんていう話をしないでもっと弾力的な数値、測定の値を示せばいいのであって、何かだんだんだんだん変な形で、区域の見直しもそうですよね。何かばらばらな区域の見直しのような方針も示されておりますし。村としてはどうも国の一貫性のない放射線量の示し方については、多分飯館村だけではなくて、よそでも何で、だったら最初からそういうふうな数値を示さないのかというのは、私らも全く同じです。一貫性がないのは抗議をしたいというふうに思います。

2番（飯樋善二郎君） ですから、私が非常に健康問題について懸念をしたところですが。この10ミリシーベルトという値が、今後、除染をしていく区域でずっと続くとするならば、非常に私たちも問題が生じてくるのではないかなどというふうに思うんです。除染する上で、5ミリも無理ではないかなと言っているさなかに今度は10ミリという話が出たらば、本当にこんなことで安全、健康、そういうものが担保されるのかどうか、非常に問題が次々次々と変わってきて、私も心配しているところなんですが。この点について村の考え方はどうなんですか。

村長（菅野典雄君） ありますから、我々としては、できるだけ除染を進めて安全なふるさとをつくっていくということと、それをしっかりとやっていく。そのためにはやっぱり国から予算をしっかりともらっていくことが大切だろうと。そして、そのためには当然、仮置き場も皆さん方に了解をいただいたと、こういうことあります。何せ何度も言いますが初めてのことありますので、なかなか答弁にも切れがないかもしれませんけれども、一つ一つ毎日毎日、出てきた問題に向き合って改善のために努力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

6番（佐野幸正君） 25ページの扶助費の災害弔慰金でございますが、55人で1人250万円と、こうなっておりますが、これ全部の人が当てはまるのか、また、当てはまらない人もいるのかどうかを伺います。

33ページの委託料、除雪作業業務でございますが、去年、おととしと行政区委託をして非常に住民からは隅々までやってもらって非常によかったですという声が多くありました。今回は、避難ということもありますて、朝7時から夕方5時までしかやらないと、普通は。第2次路線も15センチになつたら掃くということでございますが、行政区に委託しても大丈夫なところも十分あるんじゃないのかと私は思って、この辺はいかがでしょうか。同じく、業者も避難先から帰っていってやるということですので、その辺の検討はいかがなものでしょうか。

35ページ、仮設住宅等共益費の交付金でございますが、公務員宿舎、仮設住宅、共益費半額を交付するということでございますが、共益費、各仮設や公務員住宅において非常に使い方がまちまちだと思うんですが、その辺の見解を伺います。

健康福祉課長（菅野司郎君） まず、25ページの災害弔慰金関係であります。全員に当てはまるのかというふうなおただしであります、全員ではないというふうになります。弁護士の方で一応ある程度の基準、というよりも、見解を出しております。この中では、一番有名な災害弔慰金の不支給に関する裁判というのが芦屋裁判なんですが、こちらの方の中にはありますて、それ相当の因果関係があるかどうかというものが判断になるでしょうというふうになっています。それで、審査会の中でも当然話が出ましたが、村の方というよりも、弁護士の見解としては、まず、飯館村は避難災害であるという位置づけになります。そういうことで、まず、避難によって生活環境が変わっているかどうかが第1点かなというふうになります。それによって、死亡されたというような場合、あるいは死期が早まったという点、これも含むというような形になります。それと、死亡時期であります、これについてはまだ避難生活が続いているということで、今のところ、時間的な制限は設けないというような形になっております。

（ ）  
なお、こちらについても、飯館村は双葉郡と同じでありますので、21日に双葉郡と村等で弔慰金の内容について一応打ち合わせをするような形になっております。その辺で、亡くなられた方が全員該当ではないということになりました、判断は審査会の先生方が一例一例審査をして判断していくという形になっております。以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 除雪における行政区の委託分の件でございますが、行政区の方にも委託してもいいのではないかということでございますが、お話をありましたように、昨年度まで行政区委託をしたということによりましてそれぞれの地域の隅々まで掃かれたということで好評を得ているということにつきましては、昨年度の実績等の話を担当の方から聞く中で感じております。

（ ）  
今回、全村避難ということで行政区委託についていろいろ検討させていただきましたが、やはり村民の健康を守るということが一番ではないかということで、そういうことで行政区委託を今回は見送ったという経過でございます。業者についても同じ立場ではないかというふうなお話をありますが、そのとおりであるというふうに思っております。そういう中で、やはり従業員の健康を守っていただくということで、委託業者の方にお願いする中では、やはり時間的な7時から5時ということで、委託業者の管理のもと、線量管理をしていただいて、従業員の方、村民の方々もいらっしゃいますが、そういう方々の健康を守っていただくことでの話をしておりますので、そのような理由から今回は行政区委託の方は見送ったという状況でございます。

以上であります。

総務課長（中井田 栄君） 35ページの下の仮設住宅の共益費のご質問でありますけれども、共益費につきましては、月々大体2,000円から多いところで2,750円くらいの共益費が取られている状況であります。主にどういうふうに使われているのかというようなことでありますけれども、仮設住宅の集会所等の電気料、あとガス代、水道料が主に共益費といって支出されている内容であります。

6番（佐野幸正君） 弔慰金でございますが、非常に難しい判断というのは、先生に最後はなるんだろうと思いますが、非常に難しい判断だと。どこが、どの辺までの因果関係ができる

るのかということなんですが、これ本来ならばこの災害がなくても死んだという人は該当にならないと思うんですが、その辺の因果関係をもうちょっとわかりやすいようなことはできないんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 詳しくは聞いていませんし、また、非常に難しい問題だなと思って悩みながらこの審査会を発足させていただきました。内容を見させていただいて、なった方、ならない方、いろいろいるわけでありますけれども、避難をしたことによって、避難をすれば間違いなくそこに今までとは違った環境がてきたわけですから、そこで亡くなられた方については、多分因果関係が、多い少ないと言える話ではないのではないかということで、大体避難された方については該当という形になるのではないかというふうに思っております。それに対して、避難されない方、例えば、ある意味で、残したことがどうだったかわかりませんが、特老などは避難はしていないということでありますし、前もって3月11日前からある病院に、遠くの病院に入っていたので動かない、あるいは特別養護老人ホームに入っていて動かないという方は、それが4月に亡くなろうと5月に亡くなろうと、環境の変化によってではないというふうな判断が審査委員会の判断なのかなと、こう私は私なりにとったところであります。ですから、その結果、早まったか早まっていないかというのは、とても簡単にはわからない。ですから、今までとは違った環境、つまり避難ということになればそれに該当する。

ただ、私たちとしては、これはずっと前からあった法律で、いざ大変なことがあったときにということでつくられたのをそのまま今回に当てはめていただいたということなんでしょうが、金額が金額であります。ですから、一般的には私は、今まででは災害で亡くなつたか亡くならないかでの判断だったんですが、今度のように避難という形に該当する、しかも、ほかの災害とは違つてこれから長期になるということになりますと、いつまでこの多額の金額の弔慰金でいくのかというのが非常に私たちとしては疑問であり、どうなのという思いがあるということあります。いずれにしても、村で4分の1は出さなければならぬし、あとは金額が金額ですから、もらった人ともらわない人の、そこに心の思いが、葛藤が出てくると、こういうことではないかと。それでなくとも人と人との心の分かれといいますか、分化が進んでいるのがこの放射能の災害でありますから、またここでこういうことを、ずっといくのかどうかというのに非常に悩ましく思っていると、こういうことがあります。

6番（佐野幸正君） それで、一応55人という数字を出しているんですが、この数字は妥当だと見ているんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） これは、説明のときに私の方から説明させていただいた内容でありますので。年間、大体八十五、六人亡くなるというようなことで、70%ぐらい例えば該当になったというようなことで、そうすると大体60人くらいになります。既に5月補正で1人、7月補正で4人の補正をとらせていただきましたので、残りあと55人分、今回補正に計上させていただいたというのが内容であります。

6番（佐野幸正君） 除雪作業に移ります。健康を守る。作業する人、業者も人間でございます。村民だと思います。これは業者だから大丈夫、普通の行政区委託の人間だから放射能

を浴びないなんていうことはない。これ同じだと思います。時間を短くするためには、少しの人数で長くやるよりは多くの人で短い時間をやった方がいい、私はそう考えるんですが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今おただしのとおり、委託業者についても同じ人間でありますので、健康を守るというのは、今この状況の中では一番大事なことだというふうに思っております。それで、今回の委託業者の打ち合わせの中でお願いしているのは、一応作業中に受ける被曝量としては、日30マイクロシーベルト以内で作業をお願いしたいということでお願いしております。これは県の方でもこのような数字を使っているということで、時間が屋外の時間、3.8の8時間以内ということで出しておますが、業者の方にお願いすれば、やはり従業員の健康を守るというのも会社の方針の中でございますので、きちんと線量をはかりながら管理をしていただけるというふうに思っております。行政区委託となりますと、そういうお願いをしたとしましてもなかなか守っていただけない。かえって心配だということがありますので、今回は業者の方の部分だけで委託をさせていただくという形にさせていただきました。業者の方にも線量管理についてはきちんと話をしておりまし、線量計等も渡しながら、あとは、従業員一人一人の勤務時間の部分での線量の報告もすべてもらうようにしている状況での管理ということでございますので、ぜひともご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

6番（佐野幸正君） 業者に委託する前に、行政区長さんと話し合ったのかどうか。また、健康を守るために線量計をやって時間を守るなんていうのは、行政区長さんにお願いしてもそれはできることだと思うので、それは言いわけだと私は思っております。その辺の考え方、どうでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回の体制を考える中で行政区長さんに協議をしたかということでございますが、今回、村民の健康を守るという部分が一番というふうに思いましたので、区長さん方にはご相談はせずに、今回はこのような体制というようなことで計画をしております。それで、線量計につきましても区長さんの方にお任せをしてというありますが、きちんとした部分の線量がはかかるかどうかという部分は間違いないかと思うんですけども、やはり業者の方に頼んだ方が線量管理は確実性があるという判断もございますので、今回このような形をしたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

6番（佐野幸正君） 多くの人でやれば早い時間に終わる。みんなもやっぱり除雪は早く、雪が降ったらば早く雪を掃いてもらいたいと。夜降ったやつは朝の7時から始まって夕方の5時まで掃いているみたいな話にならないと、こう思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、村民の皆さん方には、約400人の方が防犯パトロールでそれぞれ配置についていただいています。大体お見受けしますと、かなりの方がそれなりに今まで除染やなんかでかかわっていた方もいるのではないかというふうに思っていますし、また、そうでなくとも、避難先、こちらの方にいるわけでありますから、確かに業者の方も行くということだろうというふうには思いますけれども、多分、業者の場合には仕事ということ

でありますから、雪が降った場合にはもう前もって飯館村の方で待機をして待機料もお支払いすると、こういうことでありますので、ことしの冬、やってみさせていただいて、どうもやっぱり住民ができそうだなど、こういうことであれば途中で加わっていただくこともやぶさかではないと思いますが、今、少なくとも雪を何とか、早く除雪をし、しかも、村民の健康などを考えた上で担当が考えて出したことでございますし、また、区長会にその話はしたというふうには思いますが、特別、区長さんの方からも話が出なかったのではないかなというふうに思っていますので、このことでやらせていただきながら、もしそういう声が多くなれば、いつまでもそれにこだわるということではございませんので、ご理解をいただければとこのように思っております。

議長（佐藤長平君） 佐野議員、質問が並行しておりますので、質問を変えていただきたいと思います。

○ 6番（佐野幸正君） 共益費は、課長言ったのは少し抜けておりまして、下水道の排水電気料なども含まれておりますので、集会所によっては多く使われるところと、ほとんど使われていなかつたり少ないというところとばらばらだと思うんですが、その辺で統一ることはできるんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） それぞれの仮設住宅の共益費、それぞれ出させていただきました。電気料、ガス代、水道料金のことでそれぞれ月々出させていただきまして、それの、前にご説明しましたように、2分の1を今回、予算に計上させていただいたという内容であります。

副村長（門馬伸市君） ばらつきがあるのはそのとおりでありますて、低いところに合わせる、高いところに合わせるということはできませんので、それはご理解いただきたいというふうに思います。

○ 6番（佐野幸正君） いや、2分の1ということですからその辺はわかっているんですが。あと、やっぱり集会所によって公的な会合を持つとかなんとか相当違う部分があると思うんですが、その辺の考えはいかがですか。

○ 副村長（門馬伸市君） ですから、多く集会施設を使う避難所とそうでない避難所で当然差はありますけれども、それはばらつきが出ますけれども、それはそこのかかった経費の2分の1ということですから、それをあえて低い方に合わせるとか高い方に合わせるということではない支援の仕方ということです。

6番（佐野幸正君） 例えば、健診などで村で使うとかなんとかというときは、それでは、その集会所では村から使用料を取ってもいいんですか。

副村長（門馬伸市君） 具体的に、例えば今回の懇談会なんかは村で招集して開いて会議をやっているんですよね。そこも当然、電気料もかかりますし水道料もかかっているのかなと思います。そのほかにも村でいろんな巡回相談とかなんかで使っていると思いますが、それらを一旦、これは村で使ったんだから村でと、正式にわかればいいんですけども、そうでなければその2分の1の範囲の中でご理解いただけないでしょうかね。それがきちんとわかれば、今回の夜歩いた懇談会で電気代は幾らかかったからこれは村だと、そういうふうに明細がわかれば村で負担するというのもできるかと思いますが、多分、戸メーター、

きちつとついているのかどうかわかりませんが、村で使った分、公共的に使った分がはつきりわかるとすればそれは村で負担するのはやむを得ないのかなと思いますけれども、それがわかるシステムになっているんですかね。

6番（佐野幸正君） そこ、なっていれば私はこんなこと言わないんですが。例えば健診をやったとき、健診はうちの方でばっかりやるんですけども、例えば、1日はやっても、周りの人やるときもあそこでやると。選挙のときも、ほかからも預かってきて、みんなあそこを使う。こういうようなことでございますので、その辺の取り扱いはどうするんですかということです。

副村長（門馬伸市君） 特定の避難所がよその避難所に比べて相当回数が多いというところについては、今ご質問いただきましたので、ちょっとその辺は内部で検討させていただきたいと思います。松川第一、第二というと、よその避難所に比べてかなりのいろんな行事が多く持たれているのは私もわかつておりますので、そこだけの住民の皆さんに電気料なりそういうのを負担していただくというのも、どのぐらいになっているのかちょっと調べさせていただいて、金額的に相当負担になっているんだとすれば公平に、全く公平にはいかないと思いますけれども、若干のそういう負担の分の追加というんですか、その辺は配慮できるのではないかと、こんなふうに思いますので、調べさせてください。（「了解」の声あり）

7番（菅野義人君） 各議員からそれぞれご提案いただいておりますので、私は結論だけ2点についてご提案申し上げたいと思います。

まず、21ページ、までいな絆イベント、この事業、100万円の補正でございます。もちろん、イベントですから村民を集めて絆を深めるという事業、私大切だと思います。大切だと思いますが、もうこれ、避難して10カ月ぐらいの時期に入っております。村民をいかに復興に向けて気持ちを前向きにさせるか、この辺あたりが、このイベントで、この行事で私はそれをお互い確認できるようなものにしないと、やっぱり村民も満足しないんだろうというふうに思います。先ほどいろいろイベント、ものまね芸人とか話がございました。それはそれで私は、だめだとは言いませんが、それはそれで必要なんだと思いますが、ぜひその企画の中に、村民が一步でも前向きになれるように、復興の第一歩を歩まれるような、そのような企画を私は入れるべきだというふうに思いますのでご提案を申し上げます。

それから、35ページの草野地区のモデル事業についての立木補償についての補正でございます。飯館村の除染が成功するかどうかというのを今の時点で考えていきますと、例えば空間線量が3分の1ほど減じなければ、やはり成功したとは言えないだろうと。そのためには、立木、もちろん庭木もそうですし、いぐねの木もある程度処分していく、あるいは、除染のために伐採していくということがないと、まずは線量を下げることはできないと。そのためには、やっぱりきちんと補償できる仕組みをつくっていく、国に求めていく。もちろん、この補正は東電に対して請求をしていくということですが、今のところ、東電の補償というのは、請求は受け付けますが補償するかどうかについては東電の方で判断しますという、そういうような補償の条件です。ですから、どうぞこの今回の作業人夫を使って立木の調査をするわけでありますので、この除染について、この立木の補償まで

きちんと含むことのできるような仕組みを国なり除染チームなり、そっちの方にお願いをしてその仕組みをつくっていかないと、私はなかなか、村での線量低下に結びつけることができないだろうと、そのように思っておりますので、以上2点、ご提案申し上げます。以上です。

村長（菅野典雄君） まず、絆事業については、余りかた苦しくてもどうかなというふうに思ったんですが、当然、一方では、今ご質問があったようなことも非常に大切なことでありますから、どれだけその中にそういうものを盛り込めるか、まずはちょっと、時間がありますので内容を詰めていきたいと、このように思っています。

それから、立木の補償については、前々から私たちも勘づいてきておりまして、国の方に言っておりますし、きのうは東電の方に申し入れをしておきました。補償の担当の方が来られたわけでありますけれども、それなりの方が来られたわけでありますけれども、残念ながらわかつていませんでした。それが現実だなというふうに思いました。早く、今それを上の方に伝えて、損害賠償審査会の審査を待たないとななどという話をしていると、結果的には除染が進まない、進まなければまた補償が膨らんでいくと、こういうことになるんですよという話をしましたので、早速、上の方には言ってみますというのがゆうべ7時半ごろの話でありました。それはそれとして、村としても言つていかなければならないなというふうに思っていますから、来週中にはまた改めて国と県の方に、言う機会をつくつていただいていると、こういうことありますので、しっかりとその辺は早く結論を出すようにしていきたいと、このように思っております。

以上であります。

8番（大和田和夫君） 29ページ、前の議員からもありましたが、関連の質問でございます。

見守り隊の防寒服でございます。課長の答弁だと、今後、見積もり合わせをし、納入業者を決める。副村長の答弁だと、この予算が通れば1週間ぐらいには納品できるということでした。何かまるで納入業者が決まっているように私は思えるんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） ここでこういう話はどうなのかわかりませんが、納品がおくれる、発注してから1ヶ月かかるということで、事前に仮の見積もりをとらせていただきたいというお願いをしました。それで、見積もりをとらせていただきました。月日を入れないで見積もりをとらせていただきました。それで、安いところも今、わかつています。ですから、きょう議決をいただきましたらば、その安い業者にお願いをして納めてもらうと、こういうことがあります。今から集めて入札をして発注ということになりますと、また1月の半ばごろになるのでということで、議会に前にご相談をさせていただいたということであります。

8番（大和田和夫君） これから見積もり合わせをすると1月ごろになってしまいうことで、それで、地元の衣料組合ですか、3衣料店あるわけでございますが、その方々にはそのような見積もり合わせは考えられないということでいいのかな。

副村長（門馬伸市君） 地元の衣料店の皆さんに話をしたところ、数とかそういうのが準備できない旨の話があったと、こういう話を聞いておりまして、別な業者に見積もりをいただ

いでいるということでございます。

8番（大和田和夫君） 私もこの夏、議会として、ユニフォームというか、作業着というか、新調しました。その際に当たって、私も議会も地元の衣料店を選択させていただきました。そうしたところ、大変喜んでいただきました。数がそろわないということではありますが、三つの衣料店があるんだから、その辺、三つで組んでこの450ぐらいはできるんじゃないかなと私は思うんですが。購入価格に大幅な値段の開きがない限り、こんなときだからこそ地元の衣料組合を私は応援していくべきだなど、このように考えているんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 地元には多分、避難しているということがあって話さなかつたということではないかなという気がします。ただ、今、お話をいただければ、やっぱりそういう配慮もこれから常に、かなりしているんですけども、今回はしてしまわなかつたということではございますので、今のご質問を心にとめてこれからやつていきたいと思いますので、ぜひご理解をいただければと思います。申しわけございませんでした。（ ）

8番（大和田和夫君） もう一点。41ページの幼稚園舎警備業務9万5,000円、これはどこの幼稚園の警備業務なのかお知らせください。

教育課長（愛澤伸一君） 41ページに幼稚園舎の警備業務、上げてございます。実は村内の二つの幼稚園、草野幼稚園、飯樋幼稚園にいわゆる機械警備、通称セコムと呼んでいますが、機械警備システムを入れておりませんでした。今回、避難に当たりまして園舎が無人になるということで、一朝、事があったときに、その異状を通報する態勢がございませんでしたので、今回、この二つの幼稚園に機械警備を入れさせていただくということで今回予算をお願いしております。（ ）

8番（大和田和夫君） この9万5,000円という小さい金額で、そのような警備体制がとれるのかな。

教育課長（愛澤伸一君） 金額の内訳でございますが、月単位での契約となりまして、1カ月、一つの建物で1施設1万5,000円でございます。これの2園分の1月から3月までの3カ月分ということで今回、予算を上げさせていただいております。（ ）

3番（北原 経君） それでは、時間もありませんので2点ほどちょっと聞かせてください。  
35ページの備品購入で、小型動力ポンプ積載車668万9,000円が減額になっております。これについて間に合わなかつたという説明でしたけれども、それについての詳細、少し聞かせてください。

あと、その下のいやしの宿外壁塗装工事について、それについてどのような工事なのかちょっと聞かせてください。

総務課長（中井田 栄君） まず、小型ポンプでありますけれども、震災でばたばたしていたものもありまして、避難してからの注文であったというようなこと也有って、この小型ポンプ車につきましては注文生産なので、今、フル装備、ベースになる車両が排ガス規制のメーカー対応だというようなこともあって、期間が間に合わないというようなことがあって、今回、フル装備ができないというようなことで減額補正させていただいたことがまず1点目であります。

あと、いやしの宿の外壁塗装工事でありますけれども、皆さんご承知のとおり、入って前面の部分、あそこが、本来はぐるっと後ろまでなんですけれども、前面の部分が大分塗装がはげてみすばらしいというようなことがあって、前面の部分だけでも外壁塗装をしたいということで今回、見積もり額で52万5,000円を計上させていただいたといった内容であります。

3番（北原 経君） それで、間に合わなかつたと、そういうことなんですけれども、今どんなふうな状況で、それが不備となっていないのか、お聞かせください。

総務課長（中井田 栄君） 今回は今ままの状態で置いてあります、あと来年、予算計上して対応してまいりたいというふうに考えております。

3番（北原 経君） ポンプ車は今、使って十分大丈夫だと。積載車なんだかポンプ車なんだかちょっとわからないですけれども、その辺ちょっと聞かせてもらわないとわからないんですけれども。

○ 総務課長（中井田 栄君） 申しおわけありません。今現在、古い今まで使っておりますので、耐用年数が来て買いかえ時期なので今回、予算計上はさせていただいたわけでありますけれども、現在のやつはそのまま使わせていただいているといった内容であります。

3番（北原 経君） それでは、十分、今のところは大丈夫だということなんですね。

あと、いやしの宿いいいたてについてなんですけれども、外壁塗装工事、どれくらいまであそこを借りる予定でいるのか。それを塗装しなくてはならないような、そんなに壊れているのか。あともう一つ、いやしの宿を使わせてもらっているとき、まず、外壁より、看板がなくて、玄関まで行つたってどれだけわからないというような状態になっているのに、そんな塗装どころじゃないんじやないかと思っているんですけども、その辺についてお聞かせください。

村長（菅野典雄君） いつまで借りるのかというのは、村のこれから除染、帰村というところにかかわってくるのではないかなどというふうに思いますから、ここで何年何年という話にはならないし、ただ、契約はそれぞれ更新をしなければならないということかもしれませんのが、いずれにしても、私は飯館村が、全村避難しているところはかなりの自治体があるわけでありますけれども、少なくとも福島近辺に避難が多い、そして、その中で温泉を貸し切って、コミュニティーの場であつたりあるいはストレス解消の場であつたりというところをやっているというのは、飯館村にとってはほかの自治体では全く考えられなかつたことをしたと、飯館村の避難の幾つかの柱の中の一つに入るのではないかと、このように思っています。それが約4,000人以上の使用者がいると、こういうことでありますので、やはりそうしますと、やはり入ったときに、ああいいなという思いをやっぱりしてもらうために、外装ということですが、今おっしゃられたように、まず、入り口もわからないようではそっちの方が先ではないかというのもそのとおりであります。それなりに看板は上げているんですが、どうもやっぱり見通しが悪い、あるいは見づらい、あるいは目立たないということだろうと思いますから、そちらの方も何か考えられるのかどうか検討して、皆さん方にわかりやすくそちらの方に行っていただく。行っていただいたときに、ああいい温泉だなど、こういうふうに思われるようにならうとしたいと思いますので、この塗装の方もぜ

ひよろしくお願ひしたいと思いますし、入り口の件は、今お話がありましたので、これから課題ということで検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

3番（北原 経君） 私も何度か行かせていただいてあの宿に関しては評価するところではあります、本当に、塗装するとき、あの辺の近くの人に聞いてもわかるような、ちゃんときちっとした、塗装イコール看板みたいなものも、字を書いてもらって、ちゃんとわかりやすくしていただくよう要望して終わります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第79号 平成23年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君） 日程第7、議案第79号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第80号 平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤長平君）　日程第8、議案第80号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　討論なしと認めます。

これから議案第80号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、議案第80号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第81号 平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤長平君）　日程第9、議案第81号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　討論なしと認めます。

これから議案第81号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、議案第81号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第82号 平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君）　日程第10、議案第82号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第83号 議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第11、議案第83号「議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号「議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号「議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第84号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第12、議案第84号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） この条例の一部を改正することによって、給料表関係で給料月額引き下げるということでありますけれども、具体的な実態額は幾らになりますか。

総務課長（中井田 栄君） 今回、月例給で0.23%を引き下げるものでありますけれども、正職員74人中38人該当します。51%。金額にして約13万5,000円、引き下げの該当になると

といった内容であります。

10番（佐藤八郎君） 大分、38人該当中でも13万5,000円というのは大変大きいものではないかと思うんですけれども、組合との関係ではどういうお話し合い、協議されたんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） 大変申しわけありません。今の13万5,000円というのは、全員で、74人中38人の51%の全員で13万5,000円が引き下げになると。申しわけございません。

副村長（門馬伸市君） 組合との関係はどうだったのかということありますけれども、先月の14日に団体交渉を行いまして、今までずっと村の方では、国の人事院ではなくて県の人事委員会勧告に基づいて、給与の、上がる場合にはアップ、ダウンの対応をしてきましたので、組合の皆さんの方にもそういうお話をさせていただいた理解をいたいたいたということであります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第13、議案第85号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第13、議案第85号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 今回、被曝の危険性やら精神的苦労の部分が入っての条例の一部改正でありますけれども、職員の業務従事者のこの特殊勤務手当支給、手当額としては多いのか少ないのか、根拠となるものはどういうものがあつてこの額になるのか、対象となる職員と人数はどういうふうになるのか伺います。

総務課長（中井田 栄君） 根拠でありますけれども、国の人事院の方で今回、特殊勤務手当を支給するということに準じまして、今回、上げたものであります、屋内で1,000円、屋外で5,000円というような形で上げさせていただいた内容であります。

あと、人数でありますけれども、今回、この条例の附則に書いてありますように、6月22日から適用するということでありまして、飯野の方に来て、あと本庁勤務を置いてというようなところからでありますけれども、今回、該当になりますのは本庁勤務、あ

と本庁の日直、あと宿直、あとは見守り隊の担当、あと健康相談業務、巡回で担当しております担当、あとは除染で今、盛んに村の方へ行っていますけれどもその担当、あと継続企業等の担当、あと各課細かい部分で行ったり来たり何回もしておりますので、大体延べで今までのところ大体500人くらいかなと。予算にして大体100万円くらいは見込む必要があるのかなというふうな考えでいるところであります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、飯館村の計画的避難区域に入っての労働の手当というふうに理解していいわけですね。

総務課長（中井田 栄君） はい。計画的避難区域でこちらに避難してきておりますので、村内に入っての業務については、今の該当する内容につきましては、屋内で1,000円、屋外で5,000円を支払う形で進めていきたいというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） これは業務従事者ですから、正職員に限るのか。どの範囲まで、職員と言いますから正職員のみというふうになるのか。

総務課長（中井田 栄君） 正職員のみの該当だというふうに理解をしております。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、同じような業務従事者、パートも臨時も含めておると思うんですけども、そういう人は実際、村の中にも入っていかないということになるのか、入っていけばそのような手当をまた別な形で出すのか、その辺はどういうふうになるんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） 見守り隊の部分につきましては、担当職員が役場に行って、いろいろな形で事務をとつて指導した場合というふうに考えているところであります。

10番（佐藤八郎君） この条例の一部改正そのものはそういう内容だというふうに理解しましたけれども、村職でない方でそういう業務に従事する人は、見守り隊も含めて、工場で働く方々を含めていろいろいるんですけども、そういう方の手当はどういうふうになつていくんでしょうか。今の勤務体系でその手当の分まで含まれているというふうには思えないんですけども、そういう点ではどういうふうに。この条例そのものとしては職員の部分ですからそうでしょうけれども、同じ業務従事者、仕事の内容、それぞれあるとは思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 例えば、労務単価の積算根拠というんですか、国の方では多分、こういう警戒区域なり計画的避難区域の中で働く方々の労務単価というのは、おのずとこれからの改正になるのではないかと思いますし、また、除染作業なんかの賃金単価についても危険手当的なものが加味されて積算されるのではないかと思っております。現在のところ、そういう詳しい情報は来ておりませんけれども、今申し上げた警戒区域なり計画的避難区域の中で、事務なり作業に従事される方のそういう単価については、多分、国の方でも考えているのではないかなどは思いますが、現在のところ、そういう具体的な指示は来ておりませんし、緊急雇用の見守り隊の職員に対する賃金の積算根拠の中に危険手当的なものも入っているということは聞いておりませんので、これからではないかなというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） 紛争審査会でも、放射線量の数値によるんでしょうけれども、放射線のあるところでの作業については2.5倍とか3倍とか5倍とか、いろいろ場所によってあ

るようですがけれども、そういう部分が今回、公務員というか、村職員に適用されたという人事院勧告が出されたとなって、そこをトップに、そのほかの業務従事者にも波及していくのかどうかわかりませんけれども、波及させるような村の執行部としての要求なりなんなりはどのようにされていくのか。同じ条件下で同じ放射線量の中で業務従事するわけですから、片方は公務員だから手当がついて、片方の労働者は公務員じゃないから何もつかないという、そういう片手落ちな政策ではないかというか、執行になってしまふんじやないかと思うんですけども、その辺はどんな要求なり考え方をして取り組まれるのか。

副村長（門馬伸市君）　お話はわかりますが、これは国の人事院勧告の中で出された一つの特殊勤務手当の内容でありまして、これは公務員に対する手当ですよね。その他の従事者について、例えば厚労省で、そういう作業に、危険な地域で作業したり仕事をしたりする賃金の単価については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これから除染が始まります。これも危険な区域での除染でありますから、通常の単価とは違うはずであります。その額はこれから決められるのではないかなどというふうに思いますし、その他のそういう危険な区域の中で、例えば道路工事をしたり、いろんな公共事業が出てきますけれども、その作業の単価も多分改正されるのではないかなと思います。

村として、そういう同じ作業をしている村民の皆さんのために、どういう、国に対して要望していくのかということですが、今のところ、具体的に村として国に対する要望をどうしてやっていくのか決めておりませんけれども、同じ仕事をする場合に一方では手当が出て一方では出ないというのは皆さんにとって不公平というのはわかりますので、何らかの機会に国の方には要望していきたいと、このように思っております。

10番（佐藤八郎君）　村の施策によって村内の企業も残して働くこと、特別養護老人ホームも残しておくこと、そういう中で、いろんな犠牲をしながら頑張って働いてもらっているわけですよね。そういう中にあって、公務員だけが手当をきちんとされてそのほかは何ら問題になってこない。今副村長が言うこれから起こる緊急雇用なり仕事づくりについては、除染なりなんなり反映されてくると思いますけれども、現状にあった方々は、まして、片方の公務員は6月22日以降にさかのぼっていくんでしょう。それ以外の振興公社なり福祉会の職員なり、工場に働く人たちにとっては、何もまだ見通しも話もないような中での人材院勧告ですね。そういうものをきちんとやっぱり現地から、安全・安心に放射線量をはかりながらも働いてはいるけれども、精神的苦痛な部分は全く地元公務員と同じなんだという声をやっぱりきちんと上げるべきではないですか。

副村長（門馬伸市君）　操業継続の場合の国に対する要望というのは、ちょっと筋が違うのかなと思っています。操業継続の場合は、国の方で指示して操業継続をしているわけではなくて、村の方からお願いして国の方に認めていただいたのが9事業所でありますから、その賃金が危険手当入っていないから國の方で認めてくださいという話は、これは村の方ではできることではないのかなというふうに思います。避難してくださいという話でありましたから。ただ、残った操業継続ではない公共事業の労務単価の賃金とか、あるいはその他の公共事業の作業人夫賃金等については、当然単価の見直しがされるものだと、要望しなくともそれは見直しされるのではないかなど、こんなふうに思いますが、9事業所と

はまた別ではないかなと思います。

10番（佐藤八郎君） 9事業所、村として要求をし、お願いをし、実現したと。実現したということは、それでいいですよというふうに認めたんでしょう。そこで働いているんでしょう。働いているんであれば、業務に従事しているんでしょう。何か違うの。

副村長（門馬伸市君） この特殊勤務手当の項目も見てもらうとわかるとおり、民間でも防疫作業をやっている場合は何も出ない、公務員は500円と、それぞれありますけれども、みんなそれぞれ公務員と民間と全く同じだということではないんですね。ですから、今回の特勤手当についても、これを一律押しなべて公務員と同じくしなさいという要望、わかりますけれども、それが、国の方で全部同じく単価を積算して、あるいは民間の企業の経営している中での範囲内で労使合意のもとに賃金を決定するわけですから、それを国の方でこれにしなさいなんていう指示もできるわけもありませんし、支援も多分、国の方ではそういう民間会社に支援できるわけもないのではないかなどというふうに思います。ですから、それぞれ民間と公務員との違い、公務員ばっかりという話はわかりますけれども、給与なんかは公務員の人事院勧告があって、それに準じて民間も同じく上がったり下がったりするというのにはあります。公務員の賃金の決定も手当の決定も、民間に準拠して、ある程度の企業者の数を調査をして我々の人事院勧告がなされるわけであって、全く同じくということにはならないと思うんですね。言っていることはわかります。わかりますけれども、これを押しなべて民間にもすべてやらないとこれはだめだということではないのではないかなどと思います。お話をわかりますけれども。

10番（佐藤八郎君） お話、わかるんであれば話は早いんですけども、同じ条件のこういう放射線やら精神的避難状況の中で、いろいろ同じだと思うんですよ。公務員の方にしろ、存続してやっている。本来であれば、一部企業の問題ですからそれはそれでいいんですけども、今はそういう形じゃなくて、避難区域の中でこういうふうな危険な業務従事をやっていただいているという部分からいえば、それぞれの企業や福祉会なら福祉会でそういう手当をきちんと設けてやってやればそれはそれでいいんでしょうけれども、そういうものが実際実現されるかどうか。そういうものが実現、例えば企業や福祉会でしたとすれば、それはそれで、じゃあ東京電力で損害請求で上げればいいという話になるのか、国でもつてきちんと、特殊勤務手当ということでそういう避難区域からそういう部分については、同じようにそれ相当の特殊勤務手当をつけようではないかというふうにこちらで要求しても……。おかしくないですか。（「ぎりぎりだな」の声あり）

村長（菅野典雄君） いつの時代にも、やれるところからやりながら、だんだんということだと思います。そういう意味では、今回はこうやって大変な放射能のところで働いている方、なかなかやっぱり大変だということでのこの法律だろうと思います。これは、一応公務員ということですが、当然、そこで働いている、あるいはそこに従事するということになれば、考えられることではないかなというふうに思いますけれども、私らとしては、今、仕事をしていらっしゃる会社に、こういうことも国の流れとして来ているんだという話はさせていただくということではないか。特別養護老人ホームいいたてホームの方は、この流れに乗せていただいています。それから、防犯パトロールの方でありますけれども

も、多分、来年も大丈夫だろうというふうに思っていますので、その中で、今の、私は、給料といいますか、賃金もちょっと変化をさせなければならぬのではないかというふうに思っていますので、そういう中から、もしできましたらば危険手当みたいなものが、あるいは特殊勤務手当みたいなものが幾らかなりとも均等に出せればいいなんていふうに思っていますが、ただ、そのときに国の方がそれを認めてくれるかくれないかというのも、またこれ闘いだらうというふうに思います。認めていただければそういう考え方に入れられるのではないかという気がしますが、それはあくまでも公務員だよという話になりますと、こちらが全く自費で出すという話にはなかなかいかないのではないかと、このように思っておりますので、どうぞご理解をいただければというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

9番（大谷友孝君） 理由の中にもございますけれども、人事院特例規則、制定したというふうになっております。この人事院で言っています不利益遡及についてはどのようなうたい方になっておるのでしょうか、まず伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 不利益というのは、今6月なので、3月まで戻すべきじゃないのということ。（「人事院ではどういう解釈しているのかと」の声あり）それは、各自治体で実施時期についてはまちまちだと思います。3月11日からやるところもあれば、うちらの方みたいな、こちらに役場が移動した時期の6月22日に基準日を設けてやるところもあれば、ことしの後半あたりからやるところもあれば、やらないというところはないと思いますけれども、実施時期はまちまちです。ですから、3月11日にさかのぼらないとだめだということではないです。

9番（大谷友孝君） 不利益遡及については自治体に任せるみたいな内容だということでございますが、ここにありますように、被曝の危険性、それに伴う精神的苦労等というものがうたわれております。本来であれば、3月11日にさかのぼるのが妥当だらうというふうに思っております。なお、総務課長の説明では、4月22日までさかのぼるということになれば、屋内・屋外の職員の動きの厳密な把握ができないということで、一つの区切りとして、村の役場機能が移動した6月22日に設定をしたということでありますけれども、私はこの理由の中にもありますように、被曝の危険性あるいは精神的苦労等を考えれば避難地域になった4月22日、この日程が妥当な日なのかなというふうに思いますけれども、この考えについてはいかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 組合の団体交渉の中でも議題に上って議論しました。いろいろ、組合としては勧告どおりに3月11日というのが一番いいわけでありますけれども、村としては、役場庁舎が移動した6月22日、そこを基準日にして実施をしたいと、できればと、こんな話で両者協議をしたわけでありますけれども。最終的には6月22日、役場庁舎が飯野に出張所に移った時点でということで組合との話はしたつもりでございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は3時半といたします。

(午後3時07分)

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時30分)

◎日程第14、議案第86号 飯館村特定住所移転者に係る申出に関する条例

議長（佐藤長平君） 日程第14、議案第86号「飯館村特定住所移転者に係る申出に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） このことに関する村民の実態ですけれども、その点と、村として今後、この条例の部分でわかりやすい説明を村民に申し上げるべきだというふうに思いますけれども、どんなような方法で進めるのか伺います。

総務課長（中井田 栄君） まず、1点目の人数でありますけれども、前にご説明しましたように、3月11日現在6,483人、これは住基の台帳の人数であります。常日ごろ話しております6,177人というのは、22年の12月の国勢調査の現住人口の数字を使っていまして、6,177人でありますけれども、これは差が306人ほどありますけれども、これは住基の台帳に載っている人数が6,483人いるといった中身であります。これからこの6,483人の、前にもご説明しておりますように、住所移転者、あと特定住所移転者に分けて、今後、整理をしていくといった内容であります。

周知につきましてでありますけれども、今後、各課それぞれの事業の説明があると思いますので、まだ中身については具体的な説明がありませんので、各課それぞれの説明があって、内容がある程度わかり次第、整理をして、何らかの方法で資料をまとめて、そして村民に出すような形にしたいというように考えております。

7番（菅野義人君） この条例、説明の中では、仮に住所移動をしなくて避難した場合もその避難先の住民サービスを受けることができるというふうな説明でございました。どうもこのもとになる法律の文章を読んでみると、住民サービスの考え方について単純なもので

はないなというふうに私、印象を持ったので、具体的にどのような住民サービスを受けられるのか、どのように認識をお持ちなのかちょっとお伺いをしたいと思います。

総務課長（中井田 栄君） 今回の法律は、10の法律に基づく219の事務を国の方では告示しているものであります。内容を見ますと、要介護認定や児童扶養手当、あと小中学校の入学など、あと高齢者や児童生徒などの生活に密着した行政サービスを今回、やっていくといった内容でございます。

7番（菅野義人君） 飯館村の中で、これから避難なり復興なりに向けてさまざまに活動していくときに、すぐに想像されますのは、現在、それぞれが住所を移さないで他市町村に避難している方がそれぞれの避難先の行政サービスをこれで受けられると。それは、今の課長の話ですと219の、法律に基づいて、介護サービスを初めとしてサービスを受けられると。そのような認識でよろしいでしょうか。

○  
総務課長（中井田 栄君） 今ほどの内容でお答えしましたように、219の事務の中で、今ほどの要介護とか、あと教育の問題とかというような形での行政サービスが受けられるといった内容でございます。

7番（菅野義人君） たしかこの法律の中には、住所を移転して避難をした方への避難前の行政自治体等の関係を持つような、そのような条項もあったんですが、住所を移転していくとも、もともと飯館村の行政サービスを受けられるのか、あるいはいろいろ情報を流すのか、その辺についても何か条項があったように認識しているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○  
総務課長（中井田 栄君） 具体的には、こちらに住所を置いて、飯館村から住所を移転して、そして避難先でのサービスが受けられるというふうな理解をしているところであります。

7番（菅野義人君） そうしますと、例えば今回審議になりました復興プランの中で、それぞれ当座の計画の中に、村に戻らないで避難先で農業をやりたいという方々、これは、避難先あるいは付近の行政サービスということできまざまな支援まで受けられるまで期待していいレベルなのか、あるいは、それはそれとして、最低限の生活するための行政サービスだというふうなことで認識をすべきなのか。これ、定義の中にも計画が入っていますので、人によっては恐らく、非常に誤解を招く部分もあるだろうと思いますので。

○  
村長（菅野典雄君） 細かい話はまた総務課長の方からお話しさせていただきますが、飯館村の方から、今回の避難は住民票を移さないでよそに移り、そこで生活をする、サービスを受けるということで、二重住民票的な考え方が必要ではないかというところを、総務省が直ちにつくった法律というふうに認識をしています。今、飯館村は、飯館村に住所を置いて住民票を持たないで行っている方が大半だと思いますが、住民票を持っていった方もいます。数ではちょっと今、数字、頭の中にはありませんけれども、結構います。その中で、普通の異動ということで行った方なのか、避難という形で住所を持っていった方なのか、調べる必要はあるだろうという話を今、しています。どういう調べ方をするか、電話で聞くか文書を出すかわかりませんけれども、していただいて、避難という形の中で自分の住所を持っていったとするならば、それはやっぱり、すべてというわけにはいきませんけれども、かなり飯館村の村民の中だという範疇で情報も流し、あるいは、場合によって

は農業をやるということであれば、すべて同じというわけにいくかどうかわかりませんけれども、精いっぱい支援をしていくという形をやっぱり考えなければならないのではないか。そのためには、ちょっと今、情報を持っていませんが、多分100を超えていのではないか、人間的には100を超えていのではないかなという気がしますから、その方たちが本当の住所移転なのか、避難ということでの住所移転なのかというのをやっぱりチェックをすることによって、きょう認定いただきました一人一人の復興に寄り添う計画だというのに該当、該当というか、それができる形になるのではないか、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 村長から答弁いただきましたが、避難生活が長引くことで、特に若い方々が新天地でもいろいろ仕事、あるいは仕事なり生活を開拓していくと。そのときに、住所の移転をしないがためにいろいろ差しさわりがあるというふうな現象が起きているんですね。この条例を使って、住所を持っていかなくともある程度移転先での行政サービスが受けられるというのが判明できますと、いつかは飯館村に戻れるというものの一つの引きとめ策にはなるのではないかというふうに実は思ったわけです。ですから、どの程度の行政サービスがこの条例の中にうたわれているのか。この上には実際法律があるわけですから、この避難移転者に係る法律というものがあるわけですから、そこでの解釈によつて、本当に引きとめておけるのか、あるいは出先で新天地を開拓するのであればやはり住所を持っていかないとダメだという判断をするのか、この辺が非常に分かれ際になるんだろうというふうに思いますので、本当に行政サービスを移転先で受けられるかどうか、その辺の見きわめは、飯館村の避難者に対してはして、説明をする必要があるんだろうというふうに思いますので、再度、その辺のご認識について、知っている範囲内で結構ですのお示しいただければと思います。

村長（菅野典雄君） 非常に難しいものになるなという気がしますが、多分、住所を持っていかなくても受けられるサービスというのは、一般的なサービスということではないかというふうに思います。いわゆるごみ問題、医療の問題、あるいは介護の問題、今までも住所を持っていかないで移っている人、やっぱり同じ市民だから、そこに住んでいるんだからやることはやってあげなきゃならないよと、こういうようなところではないかなというふうに思っています。ですから、避難の中で、どこかで、とりあえず本気になってやろうと、何か補助事業がないかとか何か資金が借りられないかとか、いろいろなことになった場合には、多分そこまでやるという形は、それぞれの都道府県によっての違いがあるかもしれませんけれども、やっぱり地元である飯館村がある程度フォローをしてあげる、あるいはそこの県なりそこの自治体と話を進める。そこで調整をするという形になるのではないかと今のところ思っているところであります。

7番（菅野義人君） いわゆる一般的な行政サービスにとどまるというふうに考えた方が私もいいんだろうと思うんですが、じゃあ、新天地を開拓するために入る、新たな仕事を得るために入る。そうすると、一般的な行政サービスだけでいいかどうかというのがまたいろいろな状況が変わってくる。一方では、これは東京電力の正式な見解ではないので私もこれが問題だというふうには言い切れないんですが、補償との関係。飯館村から住所を持って

といった場合に、東京電力の方で受けられる補償というものは継続できるかどうか。この判定、これがまた非常に微妙で、いろいろ見解はあるんでしょうが、請求する権利はありますか支払うのは東京電力の方で判定させていただきますと、こういう回答なんですね。ということは、住所を持っていけばもしかすると補償は受けられなくなる可能性がある。一方では、それが、避難先で新たにいろいろ定着をしていくために、あるいはいろいろ活動を推進していくために住所を持っていかないことで制限を受けると、そういう可能性もあるということになりますので、もう少しこの運用に当たっては、飯館の避難民に対してどのように法律を活用していくか、少し戦略を立てる必要があるのではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） できるだけ、大変な思いをして避難なりあるいは避難の中でいつまでもこうしていられないなという話でありますから、まさに被害者でありますから、それなりの補償はその人たちにやっぱり与えていただく、あるいは要求すべきだと、こんなふうに思います。ですから、そういう意味からすると、住所を持っていったことによってそこが切られるということになれば、私たちは、一つは冗談ではないでしようという話は一方でしながら、また一方では、今言ったように、そういう補償なり被害をこうむった者への対応をしっかりと持ってもらうためには、住所を飯館村に置いてもらって、その他の支援のところで、こういう有事でありますから、議会の皆さん方と一つ一つ丁寧に話し合いをして、すべて同じというわけにはいかないかもしれませんけれども、精いっぱいそういう方たちのためにも村としてのその他の事業を運用する、あるいは村独自の支援をするというようにしていく形ではないのかなと今のところ思っています。今、課題として与えられましたから、そういうところもこれから詰めていきたいと、このように思っております。（「わかりました」の声あり）

○ 議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○ 議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

○ 議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号「飯館村特定住所移転者に係る申出に関する条例」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○ 議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号「飯館村特定住所移転者に係る申出に関する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第15、議案第87号 平成23年度飯館村一般会計補正予算（第10号）

○ 議長（佐藤長平君） 日程第15、議案第87号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

4番（伊東 利君） 1点お伺いをいたします。

15ページの備品購入費であります。998万5,000円。説明ですと、高性能線量計を185台買うということであります。これは中学生以下全家庭に、これを185台買うことによって配付できる予定になるのでしょうか。

さらに、貸し付けに当たってですけれども、これは希望者に貸すのか、それとも教育委員会が、中学生以下になりますか、そういう家庭に強制的というんですか、お渡ししていくものなのか、伺うものであります。

教育課長（愛澤伸一君） 備品購入費についてのご質問でございます。こちらは、ご説明しておりますとおり、個人線量計の追加購入185台分の予算ということで今回、お願ひしております。

今回、各世帯ごとに1台ずつ配付したいということで考えておりまして、現在、教育委員会の方で把握しております中学生以下の子供を抱える世帯数は、村の学校施設に通わせている世帯が290、その他の県内の学校施設に通わせている世帯が158、県外の学校施設に通わせている世帯が67、計515というふうに把握してございます。ちなみに、この中には妊婦さんを抱える世帯27も含まれてございます。

この中で、今回購入いたします185台でございますが、さきに10月の補正予算の中で線量計の購入をお願いしておりますと、既に249台の線量計を確保してございます。今回、185台の追加ということで、合計434台を一応確保できることとなります。この数は、ただいま申し上げました世帯数のおよそ84%を確保する数字となってございます。この中で、教育委員会といたしましては、全世帯に1台ずつということは、これは基本的にそうしたいなというふうに思っておりますが、今までの経過の中でひょっとすると既にお手持ちになっている方もいらっしゃるかもしれませんし、あるいは、希望されないという方もいらっしゃるかもしれないということで、一応この数字でとりあえず予算をお願いしたいなと思っております。希望を一応とらせていただいて、希望者には全員に行き渡るような対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

4番（伊東 利君） 足りないようであります。私は一般質問のときにも、ガラスバッジという話で全生徒に持たせた方がいいのではないかということではあります、当時の答弁でも、高性能ので親が管理するという状況の話であります。とするならば、やはり、希望しない人もあるのかどうかわかりませんけれども、この調査はじやあいつして、この台数の確保にどのように反映というか、足りないのか。希望者に、434名の台数で515ですけれども、希望者がいっぱいあって足りないという場合の措置はどうしますか。

村長（菅野典雄君） ちょっと補足させていただいてから担当の方でお答えをさせていただきます。

まず、このような形で追加を出させていただいたこと、本当に申しわけなく、またありがたく思っているところであります。皆さん方の質問の中に、何せ親の不安あるいは子供の心配ということでガラスバッジを何とかできないのかという話がありました。ガラスバッジについてのいろいろ功罪もお話をさせていただきましたし、村としてはやっぱり親が

できるだけ子供の管理をしつかりするということで、今のところ貸し出すと、こういうことだったんですが、皆さん方からの心配、要望がありましたので、今回、じゃあ大変だと思いまして、子供のいる世帯にはできるだけ持っていただくということで今回、出させていただいたということでございます。

それで、今の話の中でちょっと違いがございます。村の中が290、妊婦なども入れて。県内が158、県外が67ということですが、一応、県外はどうなんだろうなと。ここよりは、危険だというので出ていったわけでありますから、県外はとりあえずいいのではないかということで、総計515ですけれども、それから67を引きますと何ぼになりますか、そうすると大体いく数字と、こういうことであります。先ほど言いましたように、これから希望をとりますと場合によってはふえる可能性もあるし、県外の方からも来るかもしれないなと。そのときは、また、大変申しわけないけれども、やっぱり先ほどから一人一人に向き合う復興プランということになれば、足りない分は予算をとらせていただくこともありますとありますけれども、そこまで考えて、大きな金額を出すということになるとなかなか大変なのかなということで、とりあえずこの数字で申し込みをさせていただくような形で予算をお願いをしたいということでございます。足りないところは担当の方から細かいところをお話しさせていただきます。

4番(伊東 利君) この434台というのは、村にある全部の線量計ということになるんですか。

例えば、一般に貸し出す部分もあるのではないかと理解するんすけれども。これが子供たちに貸し出しできるのか親に貸し出しできる台数なんでしょうか、もう一度お願ひします。

教育課長(愛澤伸一君) ただいま申し上げました434台につきましては、10月にとらせていただいた予算と今回の予算で買わせていただく台数ということで、実はその前に、教育委員会の方に10台ほどそろえてございますけれども、今回は保護者の皆さんに同じ機種をお配りするのがよろしいのではないかということで、同一機種のもの434台ということでお話をさせていただいたところでございます。

村長(菅野典雄君) 今言ったのはいわゆる教育委員会管轄で、つまり、子供たちなりなんなりに、あるいは保護者にということでの数字でありまして、一般の方に村として貸し出すというのはまた別にございます。

以上でございます。

4番(伊東 利君) それでは、もう一度伺います。貸し出して、当然、管理はしなくてはならないと思いますけれども、このデータなりそういう管理については、どういう管理の仕方をするのか伺います。

教育長(廣瀬要人君) 村長及び課長の方から答弁した台数については今、答弁したとおりでございますけれども、今度運用の面でございますね。基本的に、瞬間線量、それから積算線量、個人管理で家庭でそれぞれ管理をしていただくという方向でいきたいというふうに思っております。

4番(伊東 利君) それだけでよろしいんでしょうか。教育委員会というか、そういうところで、全体的な部分の管理というのは。例えば、ガラスバッジですと、1カ月に1回集め

て、データを集積して、A B C Dとやって積算何ぼと、多分なるんじゃないかなと理解するんですけども、家庭に預けてきょうは何ぼだった何ぼだったぐらいで、これでよろしいんでしょうか、もう一度確認をします。

教育長（廣瀬要人君） 多分、ガラスバッジですと、業者に引き渡して、それについて数字が戻ってきますね。それに専門家が分析してコメントを渡すという方法を多分とっているんだろうというふうに思いますけれども、今回、教育委員会ではそこまでは今考えていないんですが、しかし、どうしてもお墨つきが欲しいというところが多分出てくるんだろうというふうに思いますので、このぐらいだから安全だということは教育委員会で出せないんですけれども、ある程度、判断する資料の提供は教育委員会ができるのではないかなどというふうに思っております。

4番（伊東 利君） 全戸に配付されますね。一つは、それでもって安心ができるんだと思います。機種について私よく理解していませんけれども、瞬間と積算がわかるというんですから、1カ月に1回はやればずっとたまたまのがわかるという仕組みなんでしょうか。そうしたら、何か管理する、個人的にもですけれども、何かシステムがないものでしょうか。

村長（菅野典雄君） 積算と、あとはそのときそのとき、はかるのが両方あるということですが、自分に返ってみると、人それぞれということはあります、多分、積算というのはそんなにははからないのではないかという気はします。はかる方はそれはそれで必要だろうというふうに思いますが、自分の家庭なり子供の動くところがどの程度なのかというのを見るということの方が多いのではないかというふうに思っています。これは思いでありますからどうなるかわかりませんが。ただ、いずれにしても、今ご心配いただいたように、渡す段階できちんとした説明をする。あるいは、何カ月に1回、やっぱり保護者の皆さん方に文書を渡すとか、集まっていただいてどうでしょうかねと、それを渡した結果、お使いになってどんな状況ですかと、こういう話をやっぱり丁寧にしていくことが私は大切だろうというふうに思いますから、渡すに当たって、あるいは渡した後、それなりの対応を村で、教育委員会でさせていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

9番（大谷友孝君） 15ページの委託料1,470万円、使用料と賃貸料414万円、80万円とそれぞれご説明をいただきました。中学校の仮設校舎実施設計業務2億円と見込んで7%分だということであります。これについての内容をもう少しお聞かせをいただきます。

また、使用料等々についての賃貸料でございますが、1月から3月、あるいは礼金・保証金が月40万円という試算のようですが、この40万円となった経過やら根拠、それをお尋ねをいたします。

また、駐輪場については、私ども担当で懇談会に出向いた際にも強い要望が出されたということで、今回、計上になったということではよろしいのかなというふうに思いますが、17世帯分、20平米でこのNTT大森に入っていられる方、自転車については相当数あるんだということでございましたけれども、この20平米で要望されているものが解消されるのかお尋ねをいたします。

○ 教育課長（愛澤伸一君） 実施設計業務と賃借料についてのおただしでございます。仮設校舎の工事内容につきましては、まだ正式に設計、もちろんこれから設計するわけでございますので、2億円というのは甚だ、非常に概算でございます。内容でございますが、現場の建物、老朽しておりますトイレが使えない状況でございます。まず、トイレをつくらなければならない。あとは内装のやり直し、それから電気設備、水道設備の配管、配線等ですね。それから、窓ガラス等も古い設備でございます。こちらをサッシに入れかえるというようなこともございまして、建物全体に手を加えなければならないのかなと思っておりまして、おおよその数字で2億円程度かなと見ております。

○ 設計料でございますが、建物によっていろいろあるようでございまして、3%から7%程度でそれぞれ決まるようでございますが、今回、老朽化した建物の改修ということでいろいろ作業もふえるのかなと見ておりまして、やや余裕を持った形で多目の数字でお願いをしているところでございます。今後、実際に、詳細に進めていく中で、さらに数字、動いていくものとご理解いただきたいというふうに思います。

○ それから、おただしの賃借料でございます。月額40万円を基本といたしまして礼金2カ月分、保証金5カ月分、合わせて414万円ということで今回お願いしているところでございます。この金額の根拠ということでございますが、貸し主の方で過去に試算をした数字をもとにしています。平成10年度に福島県内の賃貸相場というのを調査されておるようでございまして、この中で今回、私どもが借り上げを予定しております面積を算定いたしますと、おおよそ1カ月の賃料が160万円程度というふうに出ていると。非常に古いデータではございますが、この間、平成10年から今日までの経済動向等々を見ますと、この査定金額が今日においてもおおむね有効であるというような判定を地元の商工機関の方から認定を受けているということで、今日においてもこの数字についてはおおむね妥当な数字であろうという評価をいただいている数字だと。ただ、今回お借りすることにしております施設につきましては、非常に建物が古うございますし、また設備面でも不十分であるということ、それから、貸し主様の方から飯舘村の学校施設にということであればというようなお話をもいただいておりまして、この基準額の4分の1の40万円という数字をお示しいただいたところでございます。いろいろとご意見もあるうかなというふうには思いますが、何とか、ほかに代替となる施設もないものですから、このような内容で賃貸借契約を結ばせていただければありがたいなと考えているところでございます。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 私の方からは、借り上げ宿舎、NTT大森宿舎におきます駐輪場についてお答えをいたします。今、大谷議員の方からお話をありましたように、このNTT大森の宿舎は入居するに当たって、NTT側では取り壊すという施設であったそうでありまして、それも駐輪場もあったそうですが、それも取り壊すということだったんですが、入居の部分でお願いをする中で、建物についてはそのまま使うということであったそうなんですが、ただ、駐輪場については計画どおり取り壊してしまったという状況のようございます。ただ、入居された方につきまして、駐輪場があった方が助かったということで、今回の懇談会の中で要望があったところであります。現在計画しておりますのが、先ほど世帯数ですが、先ほど生活支援チームに確認しましたら今現在は16世帯ということ

でありまして、一応計画では21台収容できるような、先ほど20平米というふうに説明いたしましたが、その20平米で大体21台が収容できるものを計画していると。基礎につきましては、既設の基礎を使うというような形で進めていくということでありまして、1戸1台は確保できるスペースがあるという形になります。そういう意味では、解消できるものというふうに考えております。

以上であります。

9番（大谷友孝君） 賃貸料40万円、まさに4分の1という、貸し方については飯館村を本当に思っていただいているなというふうに思っておりますが。この賃貸料を1月から3月ということでございますけれども、これは建物及び敷地という賃貸料でよろしいのか。また、当面、どの程度の賃貸期間を見込んでおられるのかお尋ねします。

教育課長（愛澤伸一君） 今回の賃貸借契約に入っています内容でございますが、土地につきましては4,224平方メートル、これは工場のグラウンド部分でございますが、校庭として使用する目的の面積でございます。それから、建物につきましては、2階建ての建物ということで1・2階合わせまして1,911.3平方メートルの賃借料、合わせて月額40万円でございます。

それから、契約の期間でございますが、当初おおむね3年というふうにお願いしてございましたので、現在のところ考えておりますのは、平成24年の1月から平成27年の3月末日までということで考えております。

以上でございます。

9番（大谷友孝君） この財源についてもお聞かせをいただきたい。

教育課長（愛澤伸一君） 県の教育庁施設財産室の方と確認をしたところでございますが、賃料についておおむね妥当な額であるというふうに文部科学省が判定すれば、毎月の賃料40万円については全額補助対象として見るというようなお話をいただいてございます。ただ、契約当初に必要となります礼金・保証金等については、基本的には補助の対象とはならないのではないか。これは文科省の判断となりますので、まだ正確ではございませんが、見込みは薄いのではないかという回答をいただいております。

9番（大谷友孝君） では、先ほども出ました線量計。親の責任で管理を願うんだということあります。村長からは、一定期間を通じて詳細な説明やら情報提供も必要だらうという答弁がございましたけれども、やはり親の責任で管理をするということであれば、教育長が言った判断の資料等々についてどのようなものをお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

教育長（廣瀬要人君） 今回の線量計の配付については、まず、各家庭に線量を配置するというのが第一の目標であります。今後は、運用に当たってこれをどういうふうに運用していくかという、今お尋ねだというふうに思いますけれども、家庭では現在の線量で本当に大丈夫なのかどうかということのご心配が多分、多いのだろうというふうに思います。そういうこともありますので、判断の材料はできるだけ出していきたいというふうに思っております。積算というよりも、むしろ、村長からもありましたように、瞬間の線量にかなり神経を使っている家庭が多いのではないかと。私自身もそうですが、両方使えます

ので、それぞれの場所をはかってみると、積算よりも瞬間線量計の方を多く使っていますね。そんなことを考えまして、判断の材料はできるだけ家庭の方に流すように努力をしていきたいなというふうに思っております。

9番（大谷友孝君） 瞬間の線量もそうでしょうけれども、親が、保護者が一番心配しているのは、子供たちの積算線量なんですね。体内にどれほど蓄積されているのか。ただ、親が管理をするといつても四六時中子供についているわけではありませんから、私の推測としては、今供給されている家庭の線量、その積算かなというふうに思っております。学校にいる時間については学校で責任を持って管理をしていく。また、その子供たちの大半の積算は把握していくという考え方でしようか。

○ 教育長（廣瀬要人君） この線量計の特質は、内部被曝についての線量は計測できません。あくまでも外部被曝なんですけれども、先ほどから申し上げているように、外部被曝の積算とそれから瞬間線量の両方を計測できますので、ともにその判断材料については、先ほどから申し上げているように、できるだけわかりやすい資料を提示していきたいなというふうに思っております。（「学校に行くうちはどうなの。学校でちゃんと責任持つてはかっているの。はかれるのかと言っているんです。学校にいる時間」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後4時18分）

#### ○ ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時18分）

教育長（廣瀬要人君） 学校については、それぞれ学校に線量計を配置しておりますので、線量の管理は学校でできます。あとは、各家庭にゆだねるのは、家庭を出て学校に戻るまでのいわゆる校外の部分ですね。この件については家庭にゆだねざるを得ないなというふうに思っております。

○ 9番（大谷友孝君） 確かに、この瞬間線量は外部被曝をはかるものだというのは認識をいたしております。しかしながら、親が心配しているのは、外部被曝・内部被曝も含めてトータルでどれだけ被曝しているんだろうというのが親の心配なんです。ですから、内部被曝、それと外部被曝というのは、それは違うということは認識をいたしておりますけれども、外部被曝の積算量等々について、親が安心あるいは子供が安心できるような情報の提供は、常に教育委員会も村も発していく必要があるのではないかというように思うんでありますけれども、もう一度お願ひします。

教育長（廣瀬要人君） 今仰せのとおり、努力していきたいというふうに思っております。

それから、内部被曝については、きょう健康福祉課の方からもありましたように、今後、計画的にホールボディーカウンターによる検査等も進めていきますので、あとはそれを参考にしていただければというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（佐藤長平君） 日程第16、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これから諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。

本件は適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は適任と認め、答申することに決定いたしました。

◎日程第17、閉会中の継続審査の件

議長（佐藤長平君） 日程第17、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、地方自治法第190の2第4項に規定する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第18、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤長平君） 日程第18、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、除染モデル事業における公共施設の除染状況調査及び教育施設の建設状況とその環境について、産業厚生常任委員長から、村外移転事業者の実態と課

題及び村の除染事業の進捗状況、並びに村民の健康診断の結果と課題等についてそれぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり許可することに決定しました。

○閉会の宣言

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、今回、初日、復興対策特別委員会に仮置き場の設置の件、復興プランについて、議長のところに審議の結果の申し入れをしましたけれども、皆さんの毎日のご苦労で私の手元に届いたところであります。なおかつ、復興対策特別委員会を始め皆様が発議をして、それぞれの課題について決議をしたところであります。この決議に基づいて、執行部はこれを十分尊重してこれから除染事業あるいは村の復興プランに向けて頑張っていただき、一日も早い復興と帰村になるよう努力をいただきたいということを申し上げたいと思います。

以上申し上げまして、平成23年第11回飯舘村議会定例会をこれで閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

（午後4時24分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月16日

飯館村議會議長

佐藤長平

〃 会議録署名議員 飯極喜之郎

〃 会議録署名議員 北原 経

〃 会議録署名議員 伊東 利